

船 橋 市
国土強靱化
地 域 計 画

令和3年3月 船 橋 市

目次

1 総論

1.1 策定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 地域防災計画との関係	2

2 地域特性と災害リスク

2.1 地域特性	3
(1) 位置・面積	3
(2) 地形・地質	3
(3) 河川	4
(4) 気象	4
(5) 人口	5
(6) 道路	5
(7) 鉄道	6
(8) 土地利用	7
2.2 近年の災害による被害	8
(1) 東日本大震災の被害	8
(2) 風水害による被害	10
2.3 想定される災害リスク	11
(1) 地震	11
(2) 津波	13
(3) 洪水及び内水氾濫	14
(4) 高潮	16
(5) 土砂災害	17
(6) その他	17

3 計画の基本的な考え方

3.1 計画策定の手順	18
3.2 基本目標	18
3.3 事前に備えるべき目標	19
3.4 リスクシナリオの設定	19
3.5 脆弱性評価	19
3.6 推進方針の策定	19

4 脆弱性の評価と推進方針

4.1 リスクシナリオ別の脆弱性評価・推進方針	23
4.2 部局ごとの推進方針	96

5 計画の推進と見直し

5.1 施策の推進と計画の見直し	119
5.2 国の支援制度の活用	119

付録

用語の解説	120
-------------	-----

1 総論

1.1 策定の趣旨

我が国は、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、甚大な経済的・社会的・文化的被害と、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、観測史上最大のM9.0の巨大地震と最大遡上高が40mを超える大津波が発生し、未曾有の大災害となった。本市においても、重傷者2名を含む32名の人的被害があったほか、市内の沿岸部では液状化現象や護岸の崩落、内陸部では家屋の損壊が発生した。また、食品コンビニートをはじめとする工場などが一時操業停止となったほか、船橋名産の海苔の養殖施設が壊滅的な被害を受けるなど、商工業や農業・漁業にも大きな被害が発生した。

この大震災の経験を教訓として、国においては、大規模自然災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、社会経済システムを維持するとともに、迅速な復旧・復興を図るための取組みを平時から推進することを目指し、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、基本法に基づいた「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定された。また、基本法において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を定めることができると規定された。

本市においては、今後、南関東エリアで発生が予測される首都直下地震による被害が想定されているだけでなく、令和元年には台風第15号及び第19号により家屋の損壊や停電等による大きな被害が発生したところであり、今後多岐にわたる災害が発生しても、人命を守り、都市機能が致命的な被害を受けずに、速やかに回復するまちづくりの推進が急務となっている。

「船橋市国土強靱化地域計画」は、このような背景をふまえ、地域の強靱化に関する施策を中長期的な視野の下で総合的・計画的に推進する指針として策定するものである。

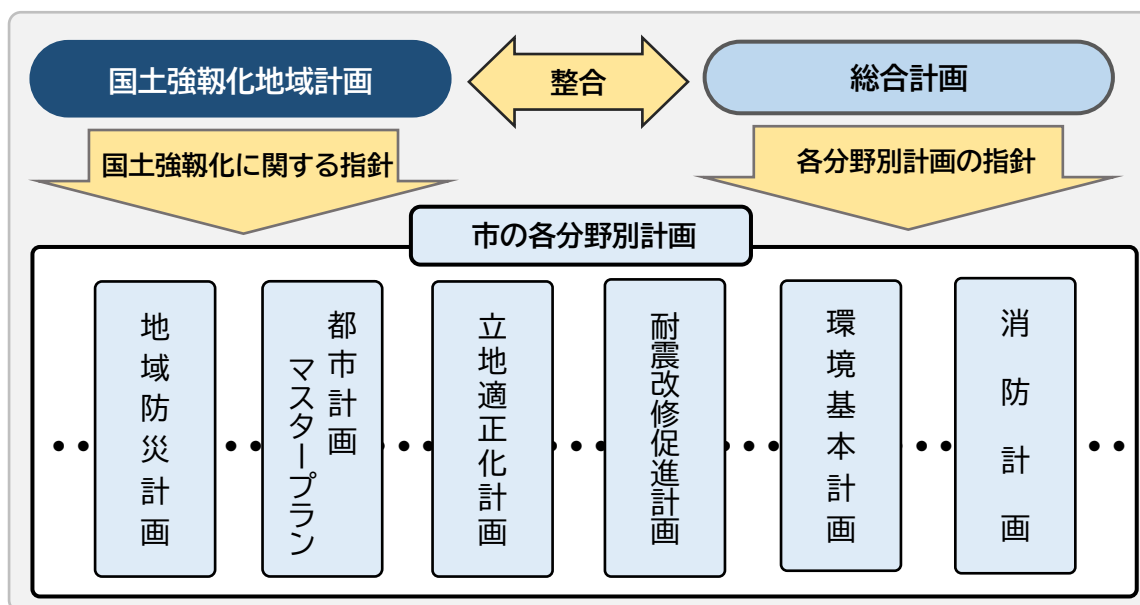


1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して、市の各分野別計画等の指針となるべきものとして策定するものである。

また、本計画は、国が定める基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画との調和を図るものである。

▼ 船橋市国土強靱化地域計画と、市の他の計画との関係



1.3 地域防災計画との関係

本市における防災に関する計画には、発災後の対応を中心とし、地震・津波、風水害等の災害リスクごとに、予防・応急・復旧対策について実施すべき事項を取りまとめた地域防災計画がある。

これに対し、国土強靱化地域計画は、発災前の施策を対象とし、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できるような社会・経済システムを事前に構築していくという視点から取りまとめたものであり、地域防災計画に対しても指針となる計画である。

■ 「国土強靱化」とは…

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会システムを平時から構築すること。

2 地域特性と災害リスク

2.1 地域特性

(1) 位置・面積

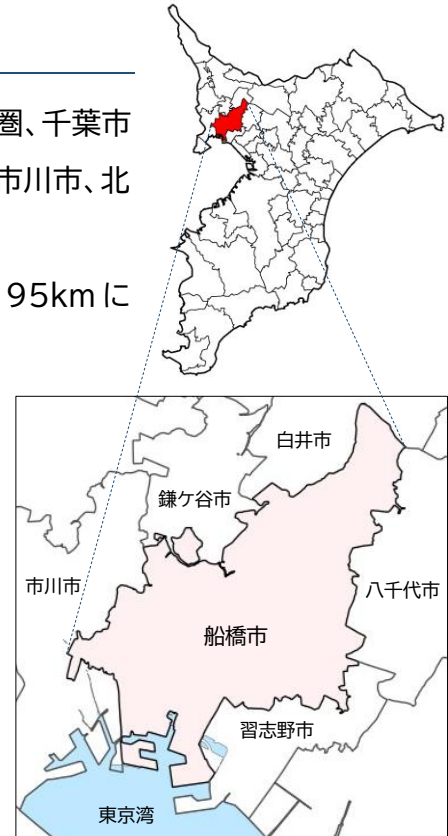
本市は千葉県の北西部に位置し、東京都心部から20km圏、千葉市中心部から15km圏にあり、東は習志野市、八千代市、西は市川市、北は鎌ヶ谷市、白井市に接し、南は東京湾に面している。

市の面積は、85.62km²である。東西13.86km、南北14.95kmに広がっており、千葉県面積の約60分の1を占めている。

(2) 地形・地質

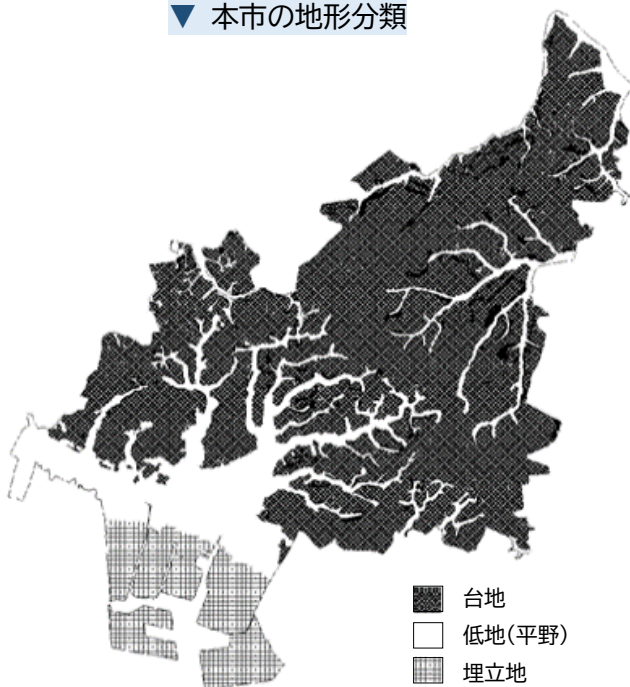
市の地形は、下総台地と東京湾岸低地を主とする低地に大別できる。

下総台地は、千葉県の北半部を占めており、海拔約20～100mの比較的平坦な地形を形成している。市域の中～北部のほとんどは台地となっており、最高点は習志野3丁目付近の約32.3mであり、標高の平均は約24mとなっている。



▲ 本市の位置

▼ 本市の地形分類



出典：船橋市地域防災計画(令和2年4月)

また、低地は、東京湾にそそぐ江戸川がつくる三角洲や海岸平野、海老川や桑納川などの河川により侵食された谷に沖積層が堆積し形成された谷底平野、台地前面にひろがる浜堤・砂州、海面の大規模な埋め立て等による人工地形からなっている。

地質については、北部の台地は、関東ローム層と呼ばれる赤土で占められ、谷底平野は、砂質、粘土質及び腐植土などの沖積層、臨海部は、埋立地堆積物で構成されている。

(3) 河川

市内には、利根川水系の真間川・神崎川・二重川・桑納川といった一級河川や、海老川及びその水系の長津川・飯山満川といった二級河川などが流れている。

▼ 河川の概要

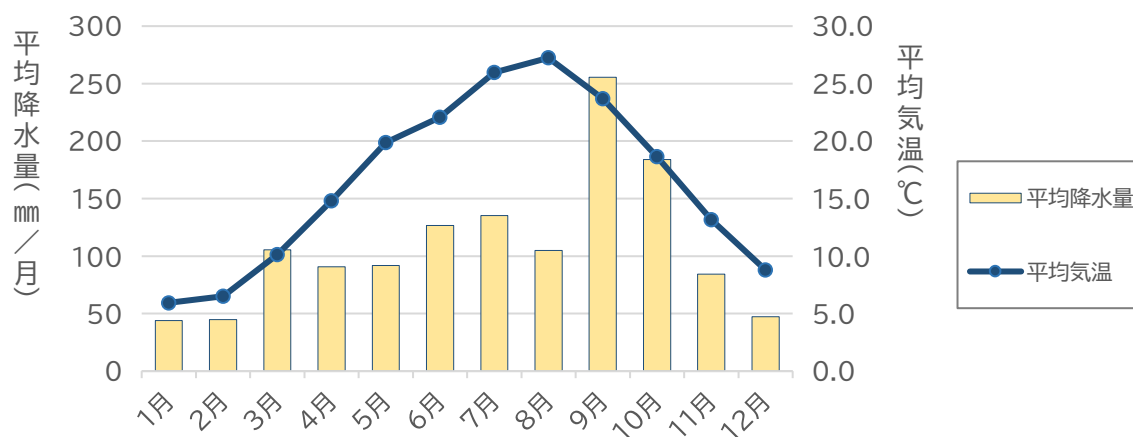


出典：船橋市地域防災計画(令和2年4月)

(4) 気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象で、関東平野中心部の気象区に属し、1年を通じおおむね温暖な気候となっている。なお、過去5年間の平均気温は16.4℃、年間平均降水量は、約1,300mmとなっている。

▼ 過去5年間の月ごと平均気温・降水量

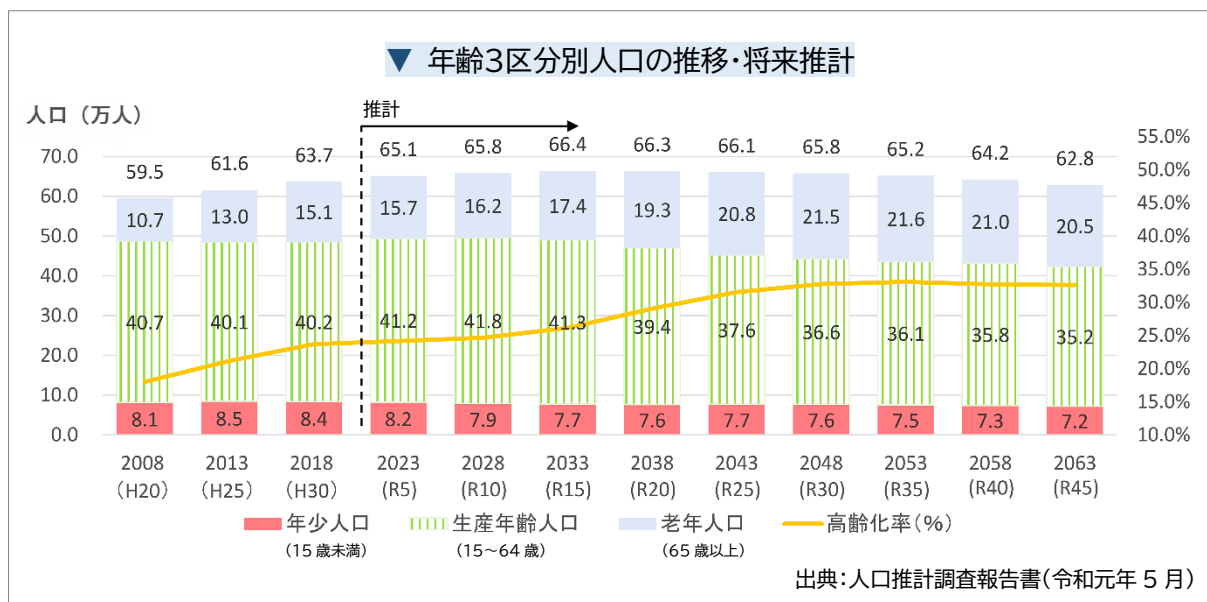


* 船橋市消防局データ(2015～2019年)を基に作成

(5) 人口

市の人口は、東京都心部から20km圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により、昭和35年の約13.5万人から昭和58年には50万人を超えるまでに急激に増加した。その後、人口増加の割合は緩やかになったものの、増加傾向が続いており、令和2年10月現在の人口は、約64.4万人となっている。年齢別人口の割合は、年少人口(15歳未満)が約13%、生産年齢人口(15～64歳)が約63%、老年人口(65歳以上)は約24%となっている。

今後も市の人口は緩やかに増加を続け、令和15年の66.4万人をピークとして減少に転じ、令和25年には66.1万人となると推計している。



(6) 道路

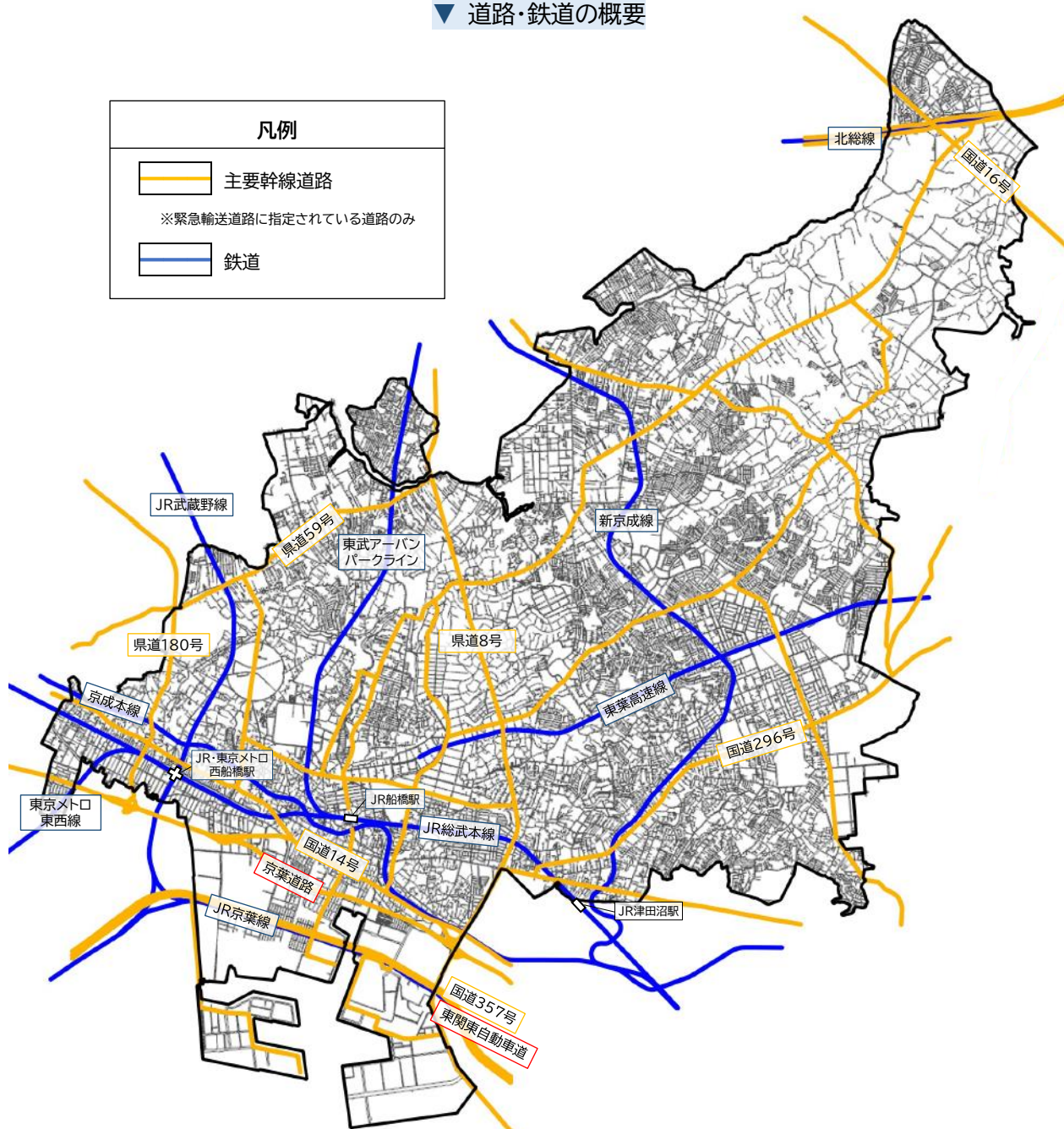
広域的な連携機能を担う京葉道路、東関東自動車道の自動車専用道路2路線や主要な幹線道路である国道14号(千葉街道)、国道16号、国道357号や県道8号(主要地方道船橋我孫子線)などの国県道のほか、都市計画道路の整備により幹線道路網を構成している。

(7) 鉄道

鉄道は、東西方向にJR総武本線、JR京葉線、東京メトロ東西線、東葉高速線及び京成本線、南北方向では、JR武蔵野線、東武アーバンパークライン、新京成線、また、北部地域には北総線の9路線がある。

内陸部の宅地化に伴う交通需要の増加により、JR船橋駅をはじめとする各乗換え駅では非常に混雑している状況となっており、市内35駅における1日の平均乗車人数(令和元年度)は、96万人に達している。各駅の1日の乗車人数は、JR船橋駅が約14万人、JR津田沼駅が約10万人、JR及び東京メトロ西船橋駅がそれぞれ約14万人であり、鉄道交通の拠点となっている。

▼ 道路・鉄道の概要

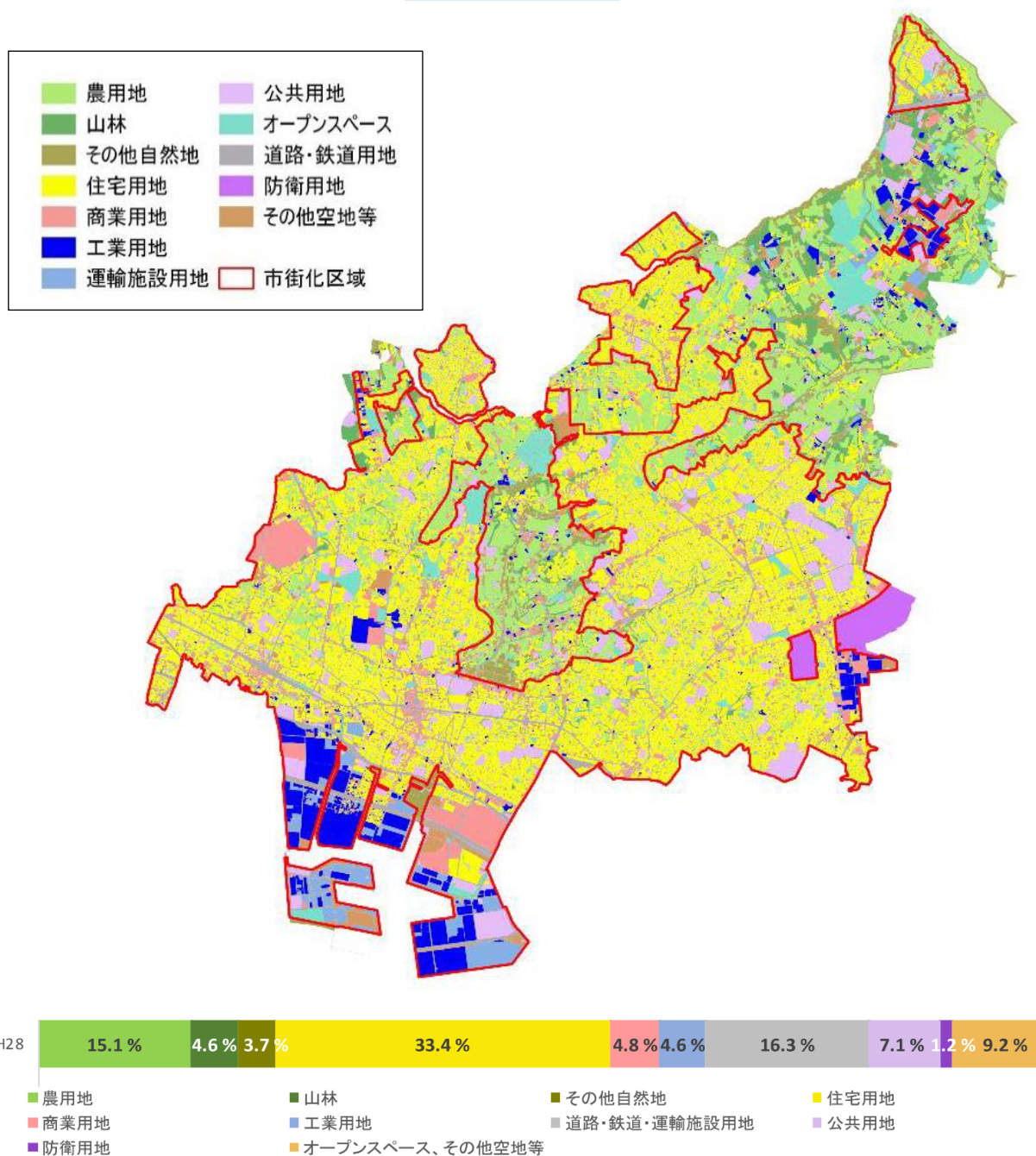


(8) 土地利用

鉄道駅を中心として市街化が図られ、一定程度コンパクトな市街地が形成されている。一方で、近年は市街化区域縁辺部の市街化調整区域における開発が進み、鉄道駅から比較的遠い場所での市街化が進んでいる。現在は、住宅用地が約33%、農用地が約15%などとなっている。

なお、工場・社宅等の跡地においては、マンションや大規模商業施設への土地利用転換が進行している。

▼ 土地利用の現況



出典：平成28年都市計画基礎調査

2.2 近年の災害による被害

(1) 東日本大震災の被害

① 概要

平成23年3月11日14時46分、太平洋三陸沖で、M9.0、日本観測史上最大の巨大地震が発生した。震源域は、東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約200km、長さ約500kmの広範囲に及ぶもので、千葉県においても印西市と成田市の一部で震度6弱を観測したほか、市内でも震度5弱を観測し、32名が負傷した。また、長時間のゆれに伴って広範囲で液状化が発生した。液状化は、特に沿岸部の埋立地において顕著に現れ、地盤沈下や家屋の傾き、地中構造物の浮き上がりが発生させた。

この地震により発生した津波は、岩手県大船渡市で高さが16.7mに達し、最大遡上高は40mを超えた。千葉県においても、銚子市で2.5m、館山市で1.7m、湾内の千葉市でも0.9mの高さを記録したほか、本市でも2mを超える津波の影響で、海苔の養殖設備が壊滅的な被害を受けたほか、船橋漁港内の船が転覆するなどの被害が発生した。



▲ 船橋漁港(津波による被害)

福島第一原子力発電所では、全電源を喪失し、原子炉や核燃料の冷却をすることができなくなったことにより、水素爆発が発生するなど大量の放射性物質の放出を伴う大事故を併発した。

② 市の被害状況

家屋の倒壊や液状化によって、市でも多くの被害が発生した。特に沿岸部の潮見町や日の出・栄町・若松などでは液状化による被害が深刻であった。

また、鉄道機関が運休したことにより、船橋駅、西船橋駅を中心に帰宅困難者が大量に発生した。市は発災当日深夜には57の施設を避難所として開設し、5,480人の避難者・



▲ ふなばし三番瀬海浜公園(液状化による被害)

帰宅困難者を受入れた。市による帰宅困難者への物資援助のほか、周辺の事業者からの食料品や備品等の支援も受けて対応を行った。

▼ 東日本大震災による市の被害状況

被害項目等		被害状況
人的被害		32 名(重傷 2 名、中軽傷 5 名、軽傷 25 名)
建物被害		○ 個人住宅等について、全壊 14 件、大規模半壊 189 件、半壊 318 件、一部損壊 4,607 件、物損他 265 件 (うち液状化の影響が見られたもの 1,123 件) ※平成 24 年 2 月 27 日現在の「罹災証明書」の発行数をもとに集計 ○ 市内の小・中学校、高校(特別支援学校含む)のうち 76 校で外壁損傷や校舎床にひびなどが発生するなど、公共施設でも多数の被害
ライフライン被害	上水道	30 戸で断水発生
	ガス	高根台、本町、薬円台、芝山ほか 200 件でガス漏れ発生
	電気	高瀬町、若松、浜町、日の出、西浦、潮見町などの住宅約 2,500 戸で停電発生
	道路等	○ 日の出、栄町、潮見町、西浦、高瀬町などの約 400 か所で液状化による土砂流出等の発生 ○ 10 か所で橋梁の破損 ○ 1 か所でがけ崩れの発生 ○ 83 件の石塀・ブロック倒壊
	下水道	若松などの 11 か所で下水道管詰まり、マンホール付近陥没、処理場躯体亀裂等(市所管分)
	通信	○ 東日本電信電話の管内では、高瀬町、若松、浜町、日の出、西浦、潮見町の 88 本の電柱が破損(ケーブルの途絶はなし) ○ 携帯電話の輻輳の発生(震災当日の 23 時頃には概ね解消)
	鉄道	○ 市内を走る 9 路線は全て運休(大きな被害はなし) ○ 船橋駅、西船橋駅では大量の帰宅困難者が発生

出典：『＜東日本大震災＞船橋市の被害状況及び一連の対応に関する記録』（平成24年3月 船橋市）

(2) 風水害による被害

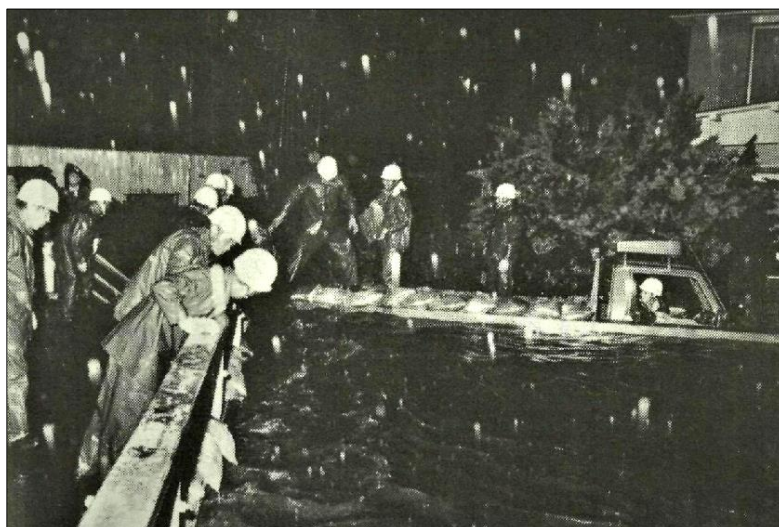
市における主な水害は、昭和51年6月の集中豪雨、昭和52年7月の雷雨、昭和53年7月の集中豪雨、昭和56年10月の台風第24号、昭和57年9月の台風第18号、昭和59年7月の大雨などがあり、昭和61年8月の台風第10号の接近時には床上浸水352戸、床下浸水997戸の過去最大の浸水被害があった。

これら浸水被害の原因は、第1に市内を流れる河川の河幅が狭小で、かつ蛇行した小河川が入り込んでいること、第2に近年の急激な市街化の進展により農地・山林等の保水・遊水機能を持つ土地が減少したため、海老川及び上流各支川流域の雨水が短時間に流出し、河川が増水したことなどによるものであった。このため、被害発生が目立つのは市街地の中心部を流れる海老川、長津川沿いの低地地域で、浸水面積全体の約9割を占めている。

市では、水害発生のおそれのある地域に対し、水害の防止・発生の監視に努め、その結果、海老川、長津川の調節池と河道改修による時間雨量50mm対応や下水道(雨水)整備等が進むにつれて、大きな浸水被害は減少している。

近年の被害としては、令和元年房総半島台風(台風第15号)及び令和元年東日本台風(台風第19号)において、市内で約53,000軒が停電したほか、風雨により家屋の半壊21件、一部損壊953件など、大きな被害を受けた。(令和2年11月10日現在)

そのほか、大正6年10月の大正6年台風の際には東京湾沿岸に高潮が発生した。船橋大神宮の石段まで浸水し、沿岸部から内陸にかけて甚大な被害を受けた記録が残されている。また、平成24年9月には、突風(竜巻)が発生し、全壊1棟をはじめ、豊富町から金堀町付近で多数の建物被害が発生した。



▲ 昭和61年8月、台風第10号による大雨で増水した海老川。
被害を最小限に食い止めるため、夜を徹して作業が続けられた。
(出典:広報ふなばし 昭和61年9月15日号)

2.3 想定される災害リスク

(1) 地震

地震については、平成29・30年の防災アセスメント調査に基づき、千葉県北西部直下地震(M7.3)を想定地震とし、被害を次のとおり想定している。

① 想定規模・被害

想定地震	千葉県北西部 直下地震		規模	M 7.3
			タイプ	プレート内部
			震源の深さ(破壊開始点の深さ)	約 50km
物的被害	建物被害(冬 18 時、風速 8m/s)		全壊・焼失棟数	17,310 棟
			半壊棟数	20,770 棟
	交通施設	道路施設	緊急輸送道路(橋梁)	0 か所(大規模損傷)
			緊急輸送道路(平面道路)	4 か所
		鉄道施設	不通区間(区間)	14 区間
	ライフライン施設 (直後)	港湾施設	被害バース数(バース)	41 バース
		電力	停電率(%)	89%
		上水道	断水率(%)	65%
		下水道	機能支障率(%)	3%
都市ガス		供給停止率(%)	100%	
人的被害	死傷者数 (冬18時、 風速8m/s)	死者数	揺れ(建物倒壊)	550 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	240 人
			ブロック塀等の転倒ほか	－人
			小計	790 人
		重傷者	揺れ(建物倒壊)	720 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	120 人
			ブロック塀等の転倒ほか	5 人
			小計	850 人
		軽傷者	揺れ(建物倒壊)	3,230 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	320 人
			ブロック塀等の転倒ほか	20 人
			小計	3,570 人
		死傷者数合計		5,210 人
	避難者数 (冬18時、 風速8m/s)	1 日後	91,770 人	
		3 日後	175,910 人	
		1 週間後	157,340 人	
		2 週間後	187,600 人	
1 ヶ月後		130,860 人		
帰宅困難者数 (昼 12 時)	主要駅周辺で帰宅困難となる人	36,400 人		
	主要駅から外出して帰宅困難となる人	40,600 人		
	合計	77,000 人		
自力脱出困難者数(冬 5 時)		4,910 人		
その他	エレベーター停止台数		約 460 台	
	震災廃棄物発生量		約 3,130,000 トン	
	文化財(揺れや火災の影響を受ける恐れのある建造物)		6 棟	
	直接経済被害額		22,340 億円	

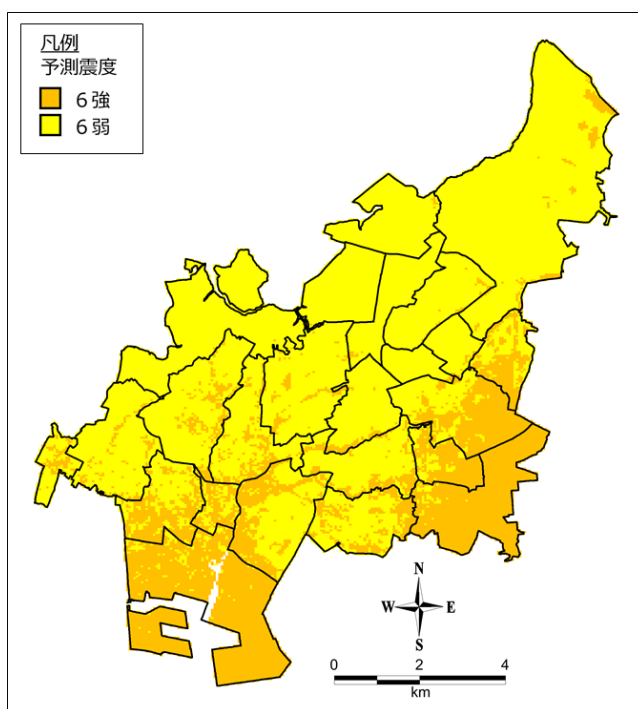
※四捨五入により、小計や合計は合わない場合がある。

出典:平成29・30年度船橋市防災アセスメント調査(地震被害想定)報告書(平成30年11月)

② 震度

市南側の低地部及び市東部の低地～台地部の幅広い範囲と、台地上の谷底低地の一部において震度6強、それ以外の範囲では震度6弱を想定している。

▼ 千葉県北西部直下地震震度分布図

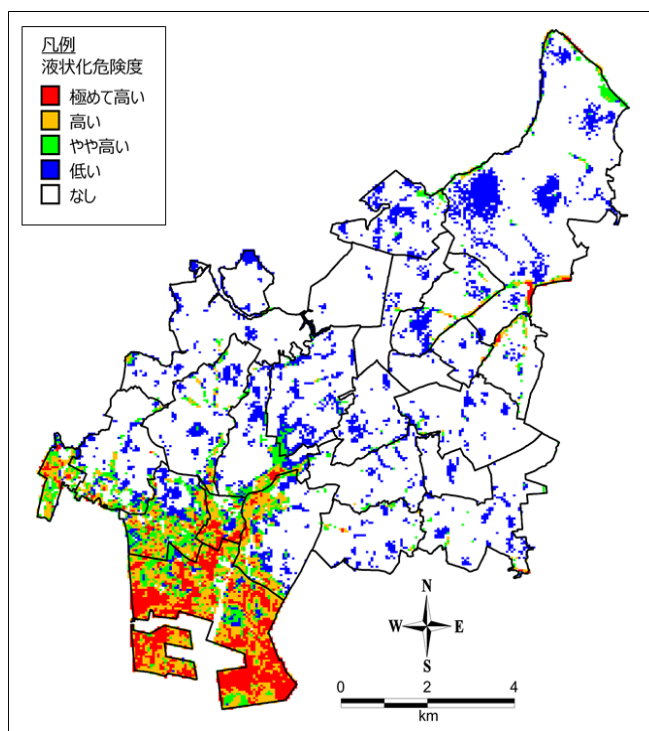


出典:平成29・30年度船橋市防災アセスメント調査(地震被害想定)報告書(平成30年11月)

③ 液状化

市南部の低地において、液状化危険度の高い領域が広がっている。これに対して市の北側の台地では、河川沿いに液状化危険度の高い領域が分布する以外は液状化危険度は低くなっている。

▼ 千葉県北西部直下地震液状化危険度分布図



出典:平成29・30年度船橋市防災アセスメント調査(地震被害想定)報告書(平成30年11月)

(2) 津波

千葉県津波浸水想定に基づき、船橋市沿岸に最大水位約3.6mの津波が到来し、市の西部や南部地域が浸水すると想定している。

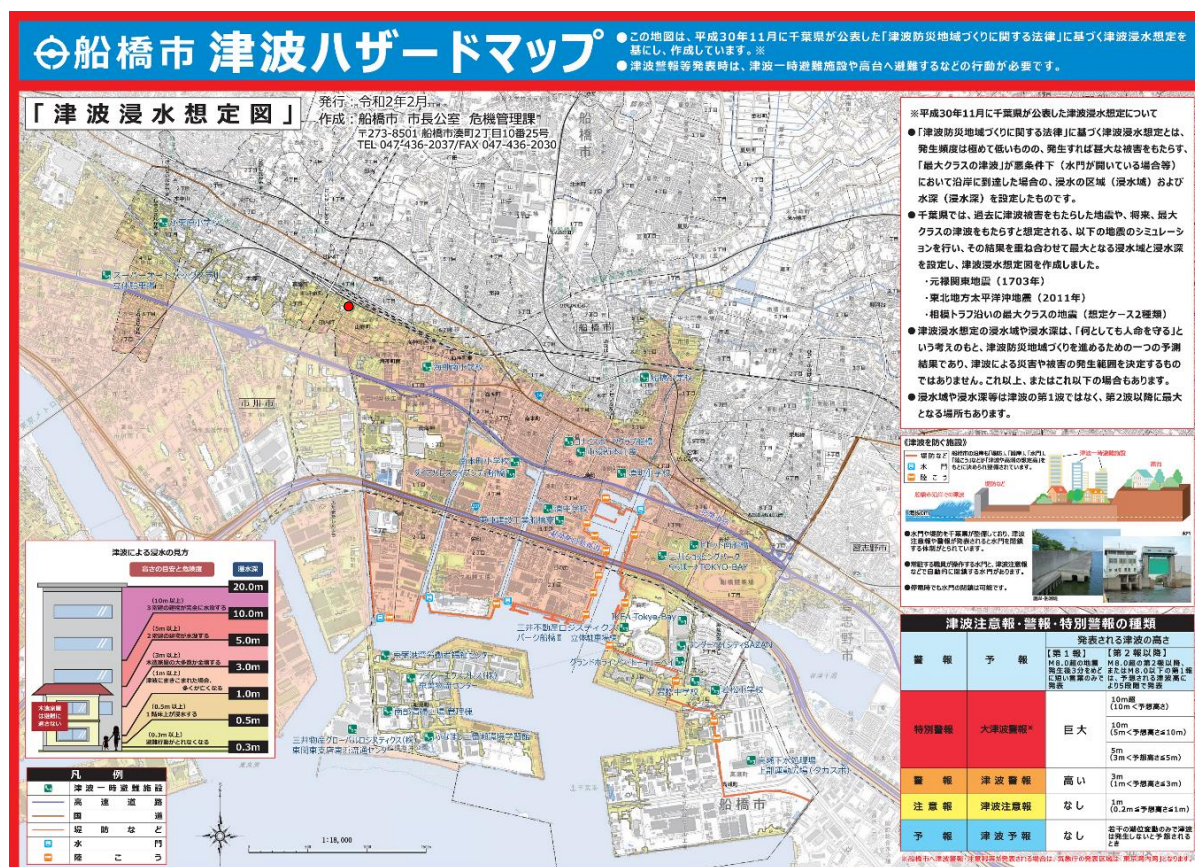
※ 津波の水位は、東京湾平均海面(T.P.)からの高さ

▼ 津波浸水想定

対象とする地震	① 元禄関東地震 ② 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) ③ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(ケース1、2) ※ 千葉県津波浸水想定は、複数の最大クラスの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を採用している
津波の到達時間	地震発生から約70分後に、初期潮位に+0.2mの水位変動(潮見町付近)
本市に到達する津波の特徴	○ 船橋市市域沿岸における最大津波水位は163分後の3.6m ○ 浸水深は山野町の次の地点で最大となる。 ・西船橋駅付近のアンダーパス(下記マップの●地点)：221分後に6.64mとなる想定 ※アンダーパス南西部の交差点：221分後に0.97mとなる想定 ○ 船橋市役所の浸水深は次のとおり ・市役所入口：177分後に2.54mの最大浸水深となる想定 ・市役所地下駐車場入口：176分後に5.51mの最大浸水深となる想定

出典：船橋市津波避難計画(令和2年1月)

▼ 船橋市津波ハザードマップ



(3) 洪水及び内水氾濫

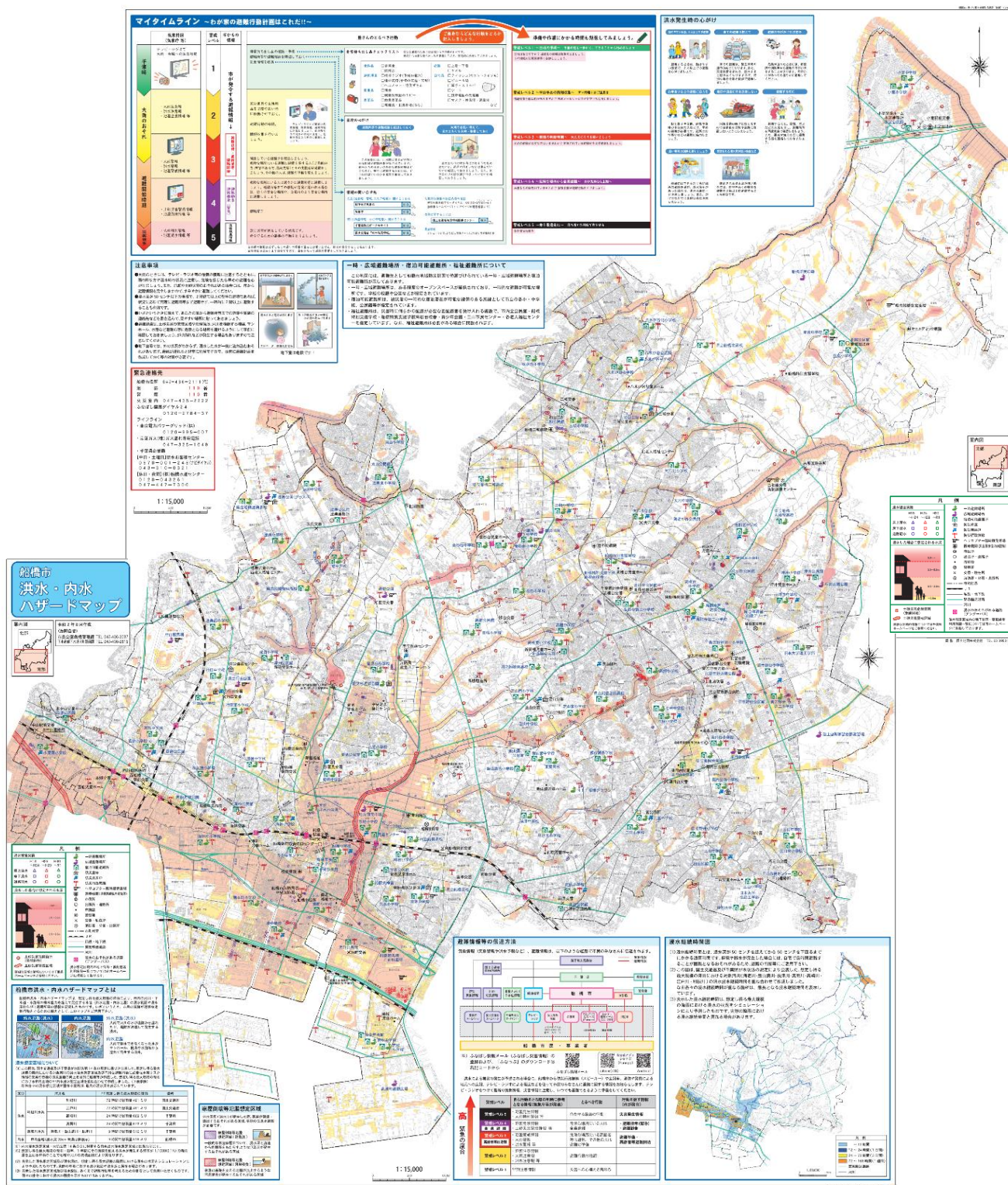
想定し得る最大規模の降雨における洪水浸水想定(国土交通省、千葉県公表)及び内水浸水想定(船橋市作成)に基づき、市内の河川・下水道等の排水能力を超えて発生する水害(洪水・内水氾濫)が想定されている。

▼ 洪水・内水浸水想定

区分	河川名		想定し得る最大規模の 降雨(※)量	備考
洪水	利根川水系	利根川	491mm/72 時間	国土交通省
		江戸川	491mm/72 時間	
		高崎川	669mm/24 時間	千葉県
		真間川	673mm/24 時間	
	海老川水系	海老川・飯山満川・長津川	516mm/9時間	
内水	市内全域		516mm/9時間	船橋市

※ 想定し得る最大規模の降雨：毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/1000(0.1%)の降雨量を上回る降雨のことで地域や河川の流域により異なる。

▼ 船橋市洪水・内水ハザードマップ



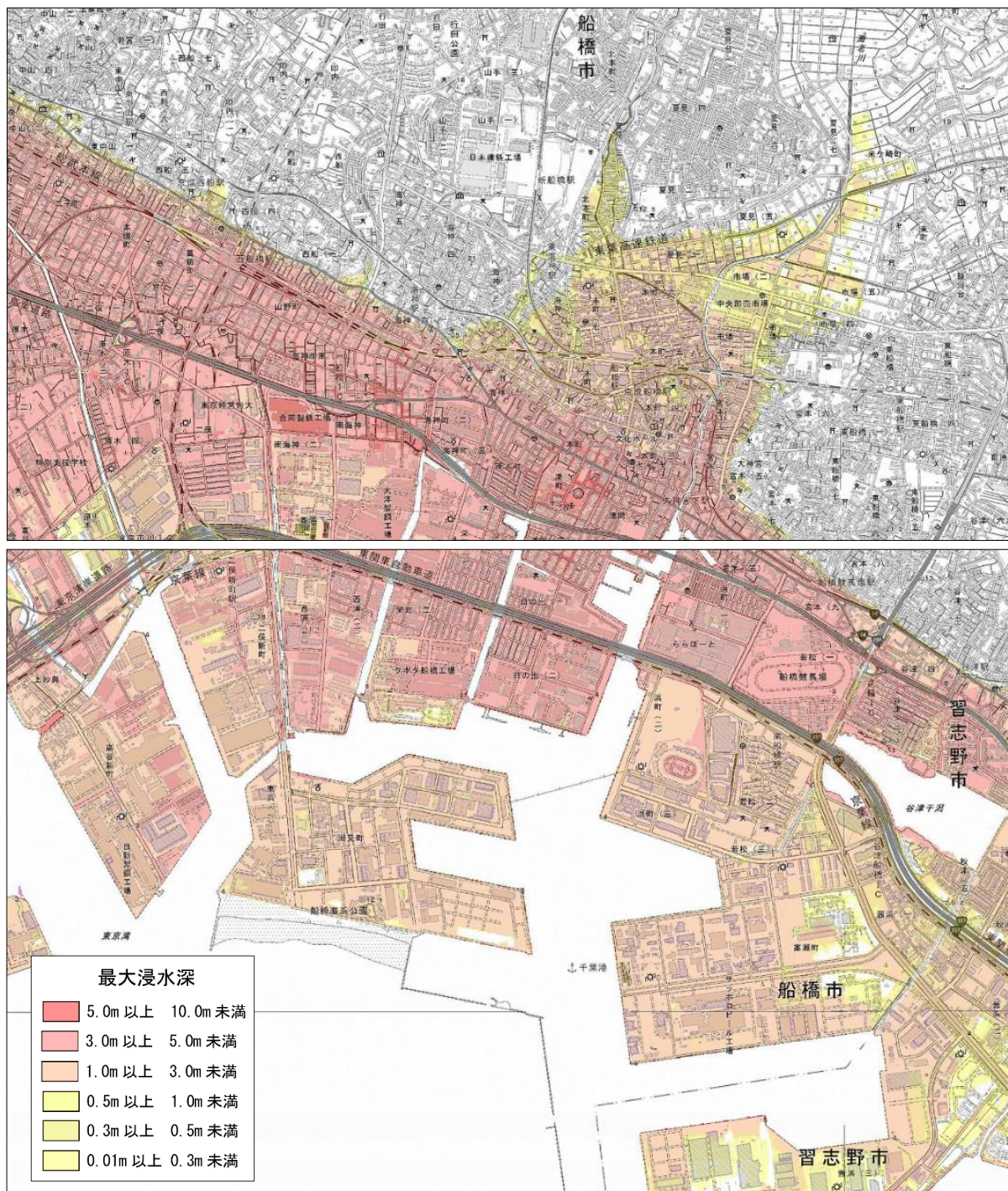
(4) 高潮

平成30年に千葉県が作成した高潮浸水想定区域図においては、中心気圧910hPa(室戸台風級)、移動速度73km/h(伊勢湾台風級)の台風が通過した際のシミュレーションとして、高潮による市内の浸水面積は13.66km²、最高高潮水位は5.7mに達すると想定されている。

出典：高潮浸水想定区域図について(東京湾沿岸[千葉県区間]) 説明資料(平成30年11月千葉県)

※ 高潮の水位は、東京湾平均海面(T.P.)からの高さ。

▼ 高潮浸水想定区域図



出典：「高潮浸水想定区域図(浸水深)」(平成30年11月千葉県)詳細図6、7をもとに作成

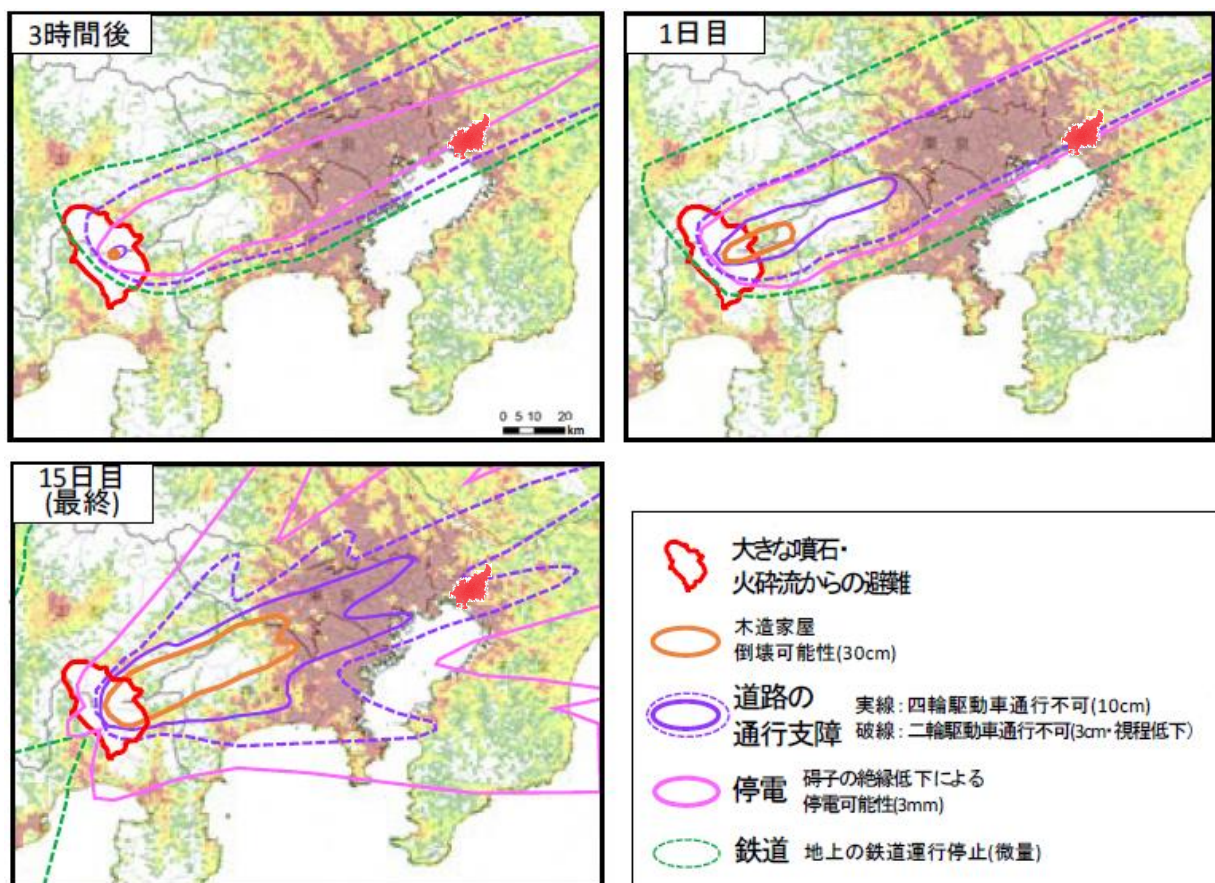
(5) 土砂災害

市内の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づくがけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害の発生するおそれがある区域(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)に指定されている箇所は、三山1丁目区域の1か所、三山9丁目区域の2箇所の合計3箇所となっている。(令和3年2月1日現在) なお、他の箇所についても本区域への追加が予定されている。

(6) その他

内閣府の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」では、大規模噴火時の首都圏における降灰の影響と対策等が検討されており、富士山が噴火した場合に、降灰による鉄道の運行停止、停電、道路の通行支障等の影響があることが想定されている。

▼ 富士山噴火時の降灰による影響(影響が大きくなる西南西風卓越ケース(降雨時)を想定)

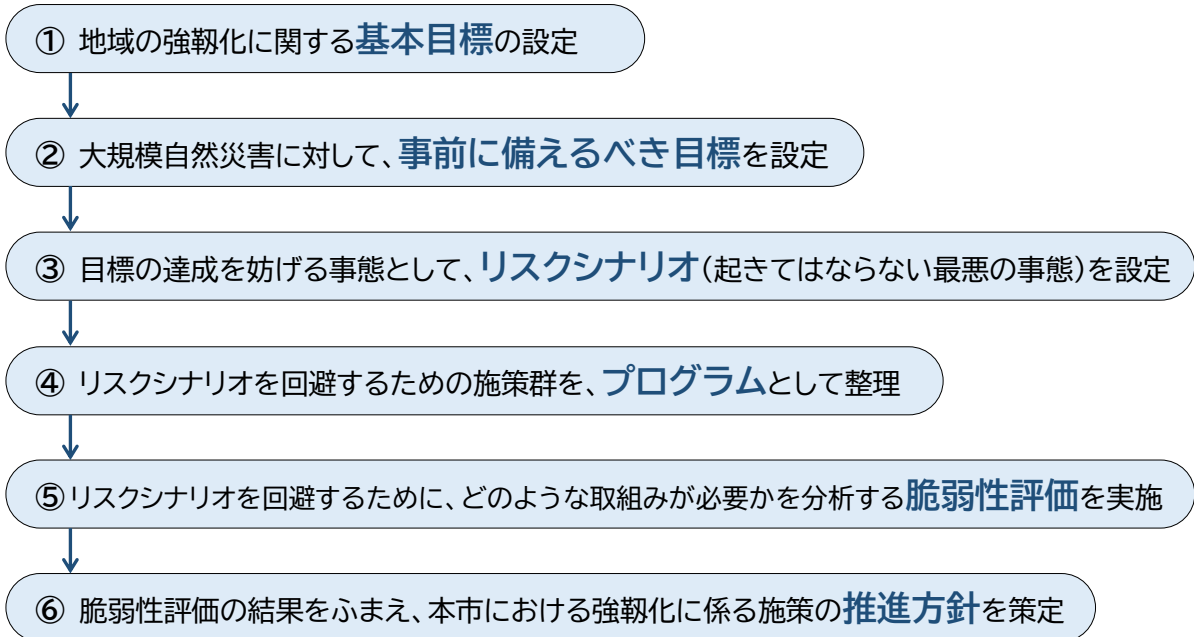


出典:内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」報告(令和2年4月7日)

3 計画の基本的な考え方

3.1 計画策定の手順

本計画の策定は、国が基本計画において実施した手法及び国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の手順で行った。



3.2 基本目標

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることをふまえ、基本計画における基本目標を踏襲し、次の4点を、本市の強靱化を推進するうえでの基本目標とした。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 都市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 4 迅速な復旧・復興が図られること

3.3 事前に備えるべき目標

次に、国の基本計画を参考として、4つの基本目標をさらに具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン・交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3.4 リスクシナリオの設定

さらに、基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を参考とし、本市の地域特性をふまえ、32のリスクシナリオを次ページのとおり設定した。

3.5 脆弱性評価

次に、各リスクシナリオを回避するための施策群を「プログラム」として整理し、各プログラムごとに、現在市が行っている施策・事業をふまえ、リスクシナリオの回避のためにどのような取組が必要か分析する脆弱性評価を行った。

3.6 推進方針の策定

さらに、脆弱性評価の結果に対し、リスクシナリオ・プログラムごとに、強靱化に係る施策の推進方針を策定した。併せて、現在市において行っている主な施策・事業を整理するとともに、当該プログラムの推進方針に関する達成度や進捗度を把握するための関連指標を設定し、また、その現状値と目指すべき方向性を整理した。(全体像は「プログラム体系と所管(関連)部局表」(p21)参照。)

また、関連する主な部局ごとに推進方針を整理し、「4.2 部局ごとの推進方針」(p96)に取りまとめた。

■ 船橋市国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ一覧

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅や不特定多数が集まる施設等の倒壊等による死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-3	地震に伴う市街地での同時多発的な大規模火災の発生による死傷者の発生
		1-4	津波・高潮による死傷者の発生
		1-5	突発的・長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-6	土砂災害等による死傷者の発生
		1-7	防災意識の低さや要配慮者に対する支援の不足による避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・医薬品等の、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の不足
		2-3	大量・長期の帰宅困難者の発生
		2-4	医療施設及び関係者の被災、エネルギー供給の途絶等による救助・救急、医療機能の麻痺
		2-5	災害時における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による大幅な機能の低下
		3-2	警察機能の低下等による治安の悪化
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止により、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動等の維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	損壊、火災等による重要な産業等への甚大な被害
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン・交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期復旧を図る	6-1	電力・石油・ガスのサプライチェーンの寸断による供給停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模噴火に伴う降灰による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅滞
		8-2	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	復旧・復興を支える人材等の不足と、より良い復興に向けた体制の欠如等による復興の停滞

■ 船橋市国土強靱化地域計画のプログラム体系と所管(関連)部局表（目標1～3）

プログラム体系					所管(関連)部局																					
事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		プログラム (リスクシナリオを回避するための施策・施策群)	ページ	市長 公室	企画 財政部	総務 部	税務 部	市民 生活部	健康・ 高齢部	保健 所	福祉サ- ビス部	子育て 支援部	環境 部	経済 部	地方卸 売市場	都市 計画部	都市 整備部	道路 部	下水 道部	建築 部	消防 局	病院 局	教育委員会 管理部	教育委員会 学校 教育部	教育委員会 生涯 学習部
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅や不特定多数が集まる施設等の倒壊等による死傷者の発生	1-1-1	住宅・建築物と宅地の耐震化	24															●					
				1-1-2	公共施設の耐震化等	25		●													●					●
				1-1-3	学校施設の耐震化等	25																	●	●		
				1-1-4	医療施設の耐震化等	26				●													●			
				1-1-5	社会福祉施設等の耐震化等	27				●		●	●													
				1-1-6	被災宅地・建築物の危険度判定の充実	27															●					
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生	1-2-1	火災予防対策等の推進	28																●				
				1-2-2	救助活動能力の強化	29	●															●				
		1-3	地震に伴う市街地での同時多発的な大規模火災の発生による死傷者の発生	1-3-1	密集した市街地等の解消	30	●		●								●	●	●							
				1-3-2	延焼防止等に資する緑地等の確保	31												●								
				1-3-3	道路整備による避難路等の確保	32												●	●		●					
		1-4	津波・高潮による死傷者の発生	1-4-1	津波・高潮からの避難体制等の整備	33	●																			
				1-4-2	海岸保全施設の早期整備の要望等	34	●													●						
				1-4-3	防災行政無線等による避難情報等の伝達	34	●		●																	
		1-5	突発的・長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	1-5-1	大規模水害対策の推進	35	●					●	●				●		●	●		●				
				1-5-2	水害に強い地域づくり	36														●						
				1-5-3	海岸保全施設の早期整備の要望等【1-4-2再掲】	38	●													●						
		1-6	土砂災害等による死傷者の発生	1-6-1	激甚化する自然災害に備えた土砂被害対策	38	●											●			●					
				1-7-1	地域の災害リスクに対する意識の向上	39	●			●															●	●
		1-7	防災意識の低さや要配慮者に対する支援の不足による避難行動の遅れ等による死傷者の発生	1-7-2	地域防災力の向上	40	●															●				
				1-7-3	要配慮者支援の推進	41	●			●	●	●	●													
				1-7-4	福祉避難所等の拡充	42	●			●		●														
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・医薬品等の、生命に関わる物資供給の長期停止	2-1-1	上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築	44	●								●											
				2-1-2	支援物資の調達・供給体制の構築	44	●								●	●										
				2-1-3	道路・橋梁等の整備	45													●		●					
				2-1-4	道路啓開計画の策定	46	●												●							
				2-1-5	備蓄品等の確保	47	●			●		●	●		●											
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の不足	2-2-1	常備消防力の強化	48																●				
				2-2-2	消防団・自主防災組織等の災害対応能力の向上	49	●															●				
				2-2-3	自衛隊・警察・海上保安庁等との連携体制の整備	50	●																			
		2-3	大量・長期の帰宅困難者の発生	2-3-1	総合的な帰宅困難者対策の検討・実施	51	●												●					●		
		2-4	医療施設及び関係者の被災、エネルギー供給の途絶等による救助・救急、医療機能の麻痺	2-4-1	災害拠点病院の耐震化等	52																	●			
				2-4-2	災害派遣医療チーム(DMAT)の養成	52																	●			
				2-4-3	災害時の石油類燃料の確保	53																●	●			
				2-4-4	道路等の災害対策	53													●							
				2-4-5	道路啓開計画の策定【2-1-4再掲】	54	●												●							
				2-4-6	保健・医療等の受援体制の整備	54					●												●			
				2-4-7	医療センター業務継続計画(BCP)の策定及び防災訓練の実施	55					●												●			
				2-4-8	医師会等との連携強化による医療提供体制の整備	56	●			●	●												●			
		2-5	災害時における感染症等の大規模発生	2-5-1	避難所等における感染症対策の推進	56	●				●															
				2-5-2	予防接種や消毒・害虫駆除等の実施	57					●			●												
				2-5-3	下水道業務継続計画(下水道BCP)の適切な運用	58														●						
				2-5-4	下水道施設の維持管理・耐震化等	58														●						
				2-5-5	遺体安置所の確保・火葬体制の構築	59				●		●	●													
		2-6	劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化	2-6-1	避難環境の整備	60	●		●											●			●			
				2-6-2	避難所等における衛生管理	61	●				●			●												
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による大幅な機能の低下	3-1-1	市業務継続体制の確保	63	●		●									●								
				3-1-2	被災者台帳の整備	63	●					●														
				3-1-3	災害対応能力の向上	64	●	●	●																	
				3-1-4	総合防災訓練等の実施	65	●																			
				3-1-5	公共施設の耐震化等【1-1-2再掲】	65		●													●					●
				3-1-6	電源途絶に対する予備電源等の確保	66		●						●						●						
				3-1-7	業務システムの耐災害性の確保等	67	●		●																	
		3-2	警察機能の低下等による治安の悪化	3-2-1	治安確保体制等の整備	68	●			●																

■ 船橋市国土強靱化地域計画のプログラム体系と所管(関連)部局表（目標4～8）

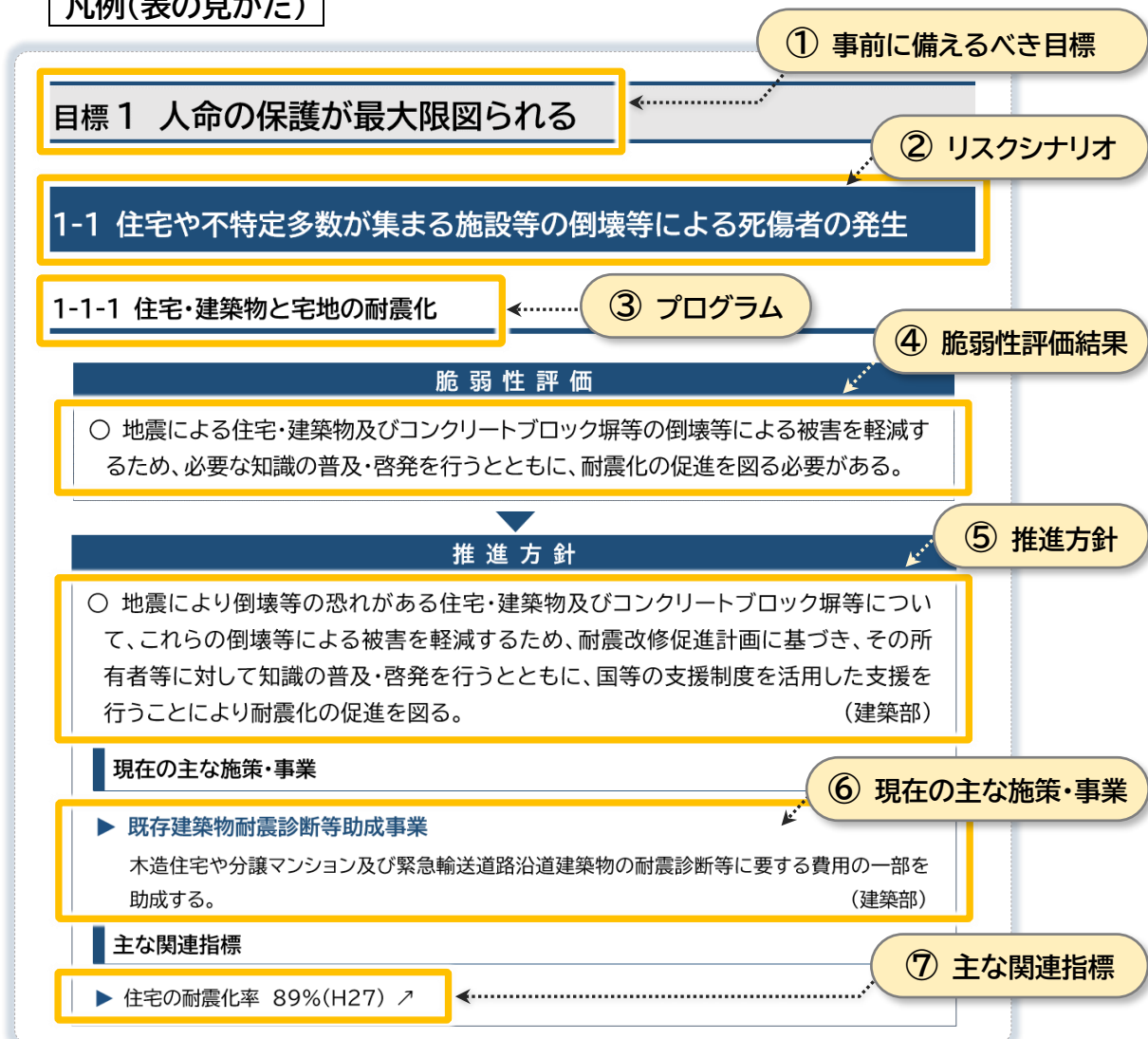
プログラム体系					所管(関連)部局																								
事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		プログラム (リスクシナリオを回避するための施策・施策群)		ページ	市長 公室	企画 財政部	総務 部	税務 部	市民 生活部	健康・ 高齢部	保健 所	福祉サー ビス部	子育て 支援部	環境 部	経済 部	地方卸 売市場	都市 計画部	都市 整備部	道路 部	下水 道部	建築 部	消防 局	病院 局	教育委員会 管理部	教育委員会 学校 教育部	教育委員会 生涯 学習部	
4	必要不可欠な 情報通信機能・ 情報サービスを 確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止	4-1-1	防災情報の収集機能強化	69	●	●																					
				電源途絶に対する予備電源等の確保【3-1-6再掲】	69		●								●						●								
		4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止により、避難行動や救助・支援が遅れる事態	4-2-1	防災行政無線等による避難情報等の伝達【1-4-3再掲】	70	●		●																				
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	5-1-1	中小企業に対する資金調達支援	72											●												
				インフラの災害対策	72																●								
		5-2	社会経済活動等の維持に必要なエネルギーの供給停止	5-2-1	ライフライン事業者等の防災体制の強化	73	●																						
		5-3	損壊、火災等による重要な産業等への甚大な被害	5-3-1	工業団地等の防災体制の強化	74												●											
				5-4-1	農地・農業水利施設等の適切な保全管理	74											●												
		5-4	食料等の安定供給の停滞	5-4-2	食料安定供給のための農業・漁業施設整備の推進	75												●											
				5-4-3	卸売市場施設の再整備等の推進	75														●									
6	ライフライン・交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期復旧を図る	6-1	電力・石油・ガスのサプライチェーンの寸断による供給停止	6-1-1	ライフライン事業者等の防災体制の強化【5-2-1再掲】	77	●																						
				6-1-2	ライフライン事業者等との連携による緊急調達体制の強化	78	●	●									●												
				6-1-3	自立・分散型エネルギー設備の導入	78	●									●													
				6-1-4	台風等による停電対策	79															●	●							
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2-1	上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築【2-1-1再掲】	79	●										●												
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	6-3-1	下水道業務継続計画(下水道BCP)の適切な運用【2-5-3再掲】	80																	●						
				6-3-2	下水道施設の維持管理・耐震化等【2-5-4再掲】	81																	●						
				6-3-3	浄化槽の整備促進等	81											●												
				6-3-4	市の一般廃棄物処理施設における安定処理	82											●												
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	6-4-1	道路・橋梁等の整備【2-1-3再掲】	83																	●		●				
				6-4-2	集中豪雨時の冠水危険箇所等の周知	83	●																●	●					
				6-4-3	無電柱化の推進	84																	●						
				6-4-4	輸送手段の確保	85	●															●		●					
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模噴火に伴う降灰による二次災害の発生	7-1-1	富士山噴火による降灰対策	86	●									●					●								
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生	7-2-1	有害・危険物質漏えい時の対応体制の確保	86																		●					
				7-2-2	危険物施設等の安全対策	87								●											●				
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅滞	8-1-1	災害廃棄物処理体制の整備	88											●												
				8-1-2	災害廃棄物の仮置場の選定推進	89											●												
				8-1-3	災害廃棄物処理の協力体制の構築	89											●												
		8-2	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2-1	応急仮設住宅等の整備	90	●											●						●					
				8-3-1	生活復興に向けた相談体制等の整備	91	●			●		●		●	●		●						●						
		8-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3-2	被災者台帳の整備【3-1-2再掲】	92	●								●														
				8-3-3	地域コミュニティの活性化	92					●																		
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-4-1	文化財に係る各種災害対策の支援	93																			●			●	
		8-5	復旧・復興を支える人材等の不足と、より良い復興に向けた体制の欠如等による復興の停滞	8-5-1	関係機関等との連携体制の確立	94	●																●		●				
				8-5-2	復旧・復興を支える人材の育成	94	●				●																		
8-5-3	復興に向けた体制の構築			95	●	●													●										

4 脆弱性の評価と推進方針

4.1 リスクシナリオ別の脆弱性評価・推進方針

前章の手順により行った脆弱性評価の結果と、推進方針は、次のとおりである。

凡例(表の見かた)



① 事前に備えるべき目標	地域の強靱化を推進する上で設定した8つの目標
② リスクシナリオ	本市において大規模災害が発生した際の「起きてはならない最悪の事態」として設定した32個のシナリオ
③ プログラム	リスクシナリオを回避するための施策(群)
④ 脆弱性評価結果	現状の市の施策の進捗状況をふまえ、リスクに対する脆弱性を分析し、リスクの回避のために必要な取組をとりまとめたもの
⑤ 推進方針	脆弱性評価結果をふまえた今後の市の施策の推進方針と、その所管(関連)部局
⑥ 現在の主な施策・事業	当該プログラムに関して、市が本計画策定時に実施している代表的な施策・事業と、その所管(関連)部局
⑦ 主な関連指標	施策の進捗を測るための主な関連指標と、その現状値及び目指すべき方向性(「↗」:増加・上昇、「→」:維持、「↘」:減少・低下)

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅や不特定多数が集まる施設等の倒壊等による死傷者の発生

1-1-1 住宅・建築物と宅地の耐震化

脆弱性評価

- 地震による住宅・建築物及びコンクリートブロック塀等の倒壊等による被害を軽減するため、必要な知識の普及・啓発を行うとともに、耐震化の促進を図る必要がある。また、大規模地震が発生した場合に、大規模盛土造成地内において滑動崩落発生の可能性があるため、位置等の情報の周知を図る必要がある。

推進方針

- 地震により倒壊等の恐れがある住宅・建築物及びコンクリートブロック塀等について、これらの倒壊等による被害を軽減するため、耐震改修促進計画に基づき、その所有者等に対して知識の普及・啓発を行うとともに、国等の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震対策緊急促進事業等）を活用した支援を行うことにより耐震化の促進を図る。また、滑動崩落発生の可能性がある大規模盛土造成地の位置等の情報の周知を図る。（建築部）

現在の主な施策・事業

▶ 既存建築物耐震診断等助成事業

木造住宅や分譲マンション及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断等に要する費用の一部を助成する。（建築部）

▶ 既存建築物耐震改修等助成事業

木造住宅や緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に要する費用の一部を助成する。（建築部）

▶ 宅地耐震化推進事業

大規模盛土造成地マップを作成し公表することにより、大規模盛土造成地の位置等に関する情報を周知する。（建築部）

▶ コンクリートブロック塀等の安全対策

市民に対して、コンクリートブロック塀等の正しい施工方法や倒壊の恐れのあるコンクリートブロック塀等の改善方法について周知に努める。（建築部）

▶ コンクリートブロック塀等の除却等の促進

倒壊の恐れのあるコンクリートブロック塀等の除却等に要する費用の一部を助成する。（建築部）

▶ 住宅相談事業

住宅の増改築や修繕、耐震診断、耐震改修、マンションの管理等の相談を実施する。（建築部）

主な関連指標

- ▶ 住宅の耐震化率 89%(H27) ↗
- ▶ コンクリートブロック塀等撤去費用助成件数(累計) 95 件(R1) ↗

1-1-2 公共施設の耐震化等【3-1-5 に再掲】

脆弱性評価

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、市有建築物の耐震化を進めるとともに、市有建築物の機能の保全を図るために必要な改修等を計画的に行う必要がある。

推進方針

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。(建築部、企画財政部、教育委員会生涯学習部)

現在の主な施策・事業

- ▶ **市有建築物の耐震化の推進**
市有建築物の耐震化を耐震改修促進計画により促進する。(建築部)
- ▶ **市有建築物の機能の保全**
公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。(企画財政部)
- ▶ **生涯学習施設の特定天井の改修**
生涯学習施設の大規模改修工事に併せて講堂等の特定天井の改修工事を実施する。(教育委員会生涯学習部)

主な関連指標

- ▶ 市有建築物の耐震化率 97%(R1) ↗

1-1-3 学校施設の耐震化等

脆弱性評価

- 市立の学校はすべての建築物の耐震化を完了しているが、避難所となる体育館や校舎等の安全性を高めるため、天井照明等の計画的な改修を実施していく必要がある。

推進方針

- 災害時の避難所となる体育館や校舎等の安全性を高めるため、体育館の天井照明等の改修工事等により、防災機能強化を図る。

(教育委員会管理部、教育委員会学校教育部)

現在の主な施策・事業

▶ 市立学校の防災機能強化

市立小・中学校、特別支援学校、高等学校の施設整備については、児童・生徒の安全確保及び一時避難場所、避難所としての防災機能強化の視点から、体育館の天井照明等の落下防止対策工事等により、災害対応力を充実・強化するよう推進する。

(教育委員会管理部、教育委員会学校教育部)



▲ 耐震改修が完了した湊町小学校

主な関連指標

▶ 天井等改修済体育館等の割合

小・中学校:75% 特別支援学校:100% 高等学校:33%(R1) ↗

1-1-4 医療施設の耐震化等

脆弱性評価

- 災害拠点病院として、災害時においても市民の生命を守るため、医療センターの建築・設備の老朽化、狭隘化を解消する必要がある。また、リハビリテーション病院・民間の医療施設についても、入院者等の安全確保のため、耐震化等の促進を図る必要がある。

推進方針

- 災害時においても市民の生命を守るため、医療センターにおいては、施設整備により老朽化、狭隘化を解消する。また、リハビリテーション病院・民間の医療施設においては建築物の耐震化等の促進により、耐災害性の向上を図る。

(病院局、健康・高齢部)

現在の主な施策・事業

▶ 医療センター整備事業

医療センターの建物・設備の改修、建替えに向けた検討を実施する。

(病院局)

▶ リハビリテーション病院の機能維持

リハビリテーション病院の施設の維持・設備の改修等を実施する。

(健康・高齢部)

1-1-5 社会福祉施設等の耐震化等

脆弱性評価

- 安心して暮らせる環境づくりを推進するため、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全性の確保を促進する必要がある。

推進方針

- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全性を確保するため、施設整備等に対する補助金を交付する等、耐震化・老朽化対策等を図る。

（健康・高齢部、福祉サービス部、子育て支援部）

現在の主な施策・事業

▶ 高齢者施設等の耐震化等整備事業

高齢者施設等における防災・減災対策及び災害時の施設機能維持のため、施設整備に係る補助を実施する。（健康・高齢部）

▶ 障害者施設等の耐震化等整備事業

新規に開設する賃貸のグループホームへのスプリンクラー設置費補助を実施する。また、既存の障害者施設等の耐震化や、老朽化に伴う施設整備に対して補助を行う。（福祉サービス部）

▶ 保育所等の耐震化等整備事業

既存の保育所等の耐震化や、老朽化に伴う施設整備に対して補助・改修を行う。（子育て支援部）

1-1-6 被災宅地・建築物の危険度判定の充実

脆弱性評価

- 地震や大雨後の二次災害防止のための被災宅地危険度判定及び余震による二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ的確に実施される必要がある。

推進方針

- 地震や大雨後の二次災害防止のため、被災宅地危険度判定士の養成や判定体制の整備充実を図る。また、余震による二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定士の養成や判定体制の整備充実を図る。（建築部）

現在の主な施策・事業

▶ 被災宅地危険度判定実施体制の確保

被災宅地危険度判定が迅速に行えるよう、事前の計画の検討や必要な資機材の確保などに努めるとともに、判定士の登録名簿を整備する。（建築部）

▶ **被災建築物応急危険度判定実施体制の確保**

被災建築物応急危険度判定が迅速に行えるよう、事前の計画の検討や必要な資機材の確保などに努めるとともに、判定士の登録名簿を整備する。(建築部)

主な関連指標

- ▶ 被災宅地危険度判定士登録者数 96 人(R1) ↗
- ▶ 被災建築物応急危険度判定士登録者数 79 人(R1) ↗

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

1-2-1 火災予防対策等の推進

脆弱性評価

- 火災の発生の防止または火災の早期発見及び延焼防止のため、事業所等への消防用設備等の設置と適切な維持管理について指導するとともに、住宅への住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。

推進方針

- 火災の発生の防止または火災の早期発見及び延焼防止のため、事業所等への消防用設備等の設置と適切な維持管理について指導し、建築物の防火対策を図る。また、住宅火災による死傷者を無くすため、市民への防火教育及び住宅用火災警報器の普及促進を図る。(消防局)

現在の主な施策・事業

▶ **住宅からの出火防止**

町会・自治会等を通じて、市民に対し適切な火気使用及び初期消火について指導するとともに、住宅用火災警報器の普及促進を図る。(消防局)

▶ **事業所等からの出火防止**

事業所等の防火対象物について、消防同意事務において消防用設備等の設置に係る指導を行うとともに、立入検査により火災予防の徹底を図る。(消防局)

▶ **多数の者が出入りする防火対象物の防火管理**

多数の者が出入りする防火対象物について、管理権原者による防火管理者の選任並びに防火管理者による消防計画の作成及び当該計画に基づく適切な防火管理を指導する。(消防局)

主な関連指標

- ▶ 住宅用火災警報器の設置率(条例適合率) 53.6%(R1) ↗

1-2-2 救助活動能力の強化

脆弱性評価

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化等を推進する必要がある。

推進方針

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防水利・消防車両・資機材等の整備を図るとともに、消防団・自主防災組織への支援を行うことで、総合的な救助活動能力の充実を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化等を図る。
(消防局、市長公室)

現在の主な施策・事業

▶ 消防用車両・資機材等の整備

消防隊が現場活動で最大限の機能を発揮できるよう、車両・資機材等の整備を計画的に実施する。
(消防局)

▶ 消防水利の整備

消防水利未整備の地区等について、消防水利を整備・促進する。耐震性貯水槽については、延焼危険の高い地域にある宿泊可能避難所及び上水道が未整備の地域に対し、計画的に整備する。
(消防局)



▲ 新たに配備した消防車両等

▶ 消防通信体制の強化

高機能消防指令センターの計画的な整備及び維持管理を行うとともに、各部隊の通信連絡体制を確実に確保するため、活動時の通信手段である署活動用無線機の不感地帯解消を図る。
(消防局)

▶ 消防団への支援

地域に密着した多様な活動を行う消防団への支援を実施する。資機材の保管や活動時の拠点として使用する消防団器庫の整備・改修を実施する。
(消防局)

▶ 自主防災組織に対する支援

自主防災組織の新規結成及び活動促進を図るため、自主防災組織に対して補助を行う。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 消防水利の整備率 99.7%(R1) ↗
- ▶ 自主防災組織の結成率 60.1%(R1) ↗

1-3 地震に伴う市街地での同時多発的な大規模火災の発生による死傷者の発生

1-3-1 密集した市街地等の解消

脆弱性評価

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、市街地の面的な防災力向上を図る必要がある。

推進方針

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。
(都市計画部、道路部、都市整備部、市民生活部、市長公室)

現在の主な施策・事業

▶ 木造密集住宅地の改善

木造密集住宅地の改善につながる木造密集住宅地基本方針に基づき、説明会等で防災意識の向上、出火延焼対策、避難対策について情報発信を実施する。
(都市計画部)

▶ 延焼遮断帯となる道路の整備

延焼遮断帯(オープンスペース)として機能する都市計画道路等の道路整備を行う。
(道路部)

▶ 市街地整備の促進

既成市街地などの建築物が密集した地区は、駅周辺の整備、商店街の近代化を図るとともに、道路・公園等の確保を図るなど、地域特性を生かした住環境の向上と安全なまちづくりを促進する。
(都市整備部)

▶ 飯山満地区土地区画整理事業

飯山満地区土地区画整理事業を実施し、公共施設の整備改善、新たな土地利用の再編成による災害に強いまちづくりを推進する。
(都市整備部)

▶ 空家の適正管理

管理不全な空家等の所有者に対し、周囲に悪影響を及ぼさないように、適正な管理や除却等を促す。
(市民生活部)

▶ 感震ブレーカーの設置促進

復電時における通電火災対策として、ブレーカーを落とすなど避難時の必要な行動の普及と感震ブレーカーの設置について啓発・周知する。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 都市計画道路整備率 44.7%(R1) ↗

1-3-2 延焼防止等に資する緑地等の確保

脆弱性評価

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い住宅密集地での延焼拡大防止のため、オープンスペースとしての役割を果たす公園等の整備を図る必要がある。

推進方針

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い住宅密集地での延焼拡大防止のため、用地取得等により、新規の公園の整備や緑地の確保を図るとともに、既設公園施設の点検や計画的な更新を図る。
(都市整備部)

現在の主な施策・事業

▶ 公園等の整備

公園は、レクリエーション、スポーツの場としての機能のほかに、災害時における避難場所や救援拠点、延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も高いことから、防災施設の整備促進とあわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園を計画的に整備する。

(都市整備部)



▲ 大穴近隣公園の多目的運動広場



▲ 新たに整備した夏見台東公園

▶ 緑地等の整備

緑地の整備により、火災等の延焼防止を図る。

(都市整備部)

▶ 公園の防災機能強化

災害時の避難地及び市民の身近な防災拠点としての役割を果たせるよう、耐火性の樹種の導入、水の確保、トイレ設置等に配慮した公園整備を図るとともに、公園施設の点検や修繕、計画的な更新を行う。

(都市整備部)

主な関連指標

- ▶ 都市公園(都市緑地含む)の面積 216ha(R1) ↗

1-3-3 道路整備による避難路等の確保

脆弱性評価

- 市街地等における災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路、避難路として機能する道路の整備や維持を推進する必要がある。また、電柱等の倒壊により道路閉塞が発生しない環境を整備する必要がある。

推進方針

- 市街地等における災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路、避難路として機能する道路の整備や維持を推進する。また、大規模災害時に建物損壊・倒木等による被害を受けやすい電柱の無電柱化を推進することで、道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。
(道路部、都市整備部、建築部)

現在の主な施策・事業

▶ 歩道等の整備

歩道整備、踏切道拡幅整備、駅前広場整備を実施することにより、避難路等の確保を行う。

(道路部)

▶ 自転車走行空間の整備

自転車走行空間の整備を推進することにより、避難路等の確保を行う。

(道路部)

▶ 飯山満地区土地区画整理事業

飯山満地区土地区画整理事業を実施し、公共施設の整備改善、新たな土地利用の再編成による災害に強いまちづくりを推進する。

(都市整備部)



▲ 自転車専用通行帯

▶ 道路上の放置自転車対策

道路や歩道に放置されている自転車等の撤去を行うことで、緊急車両の進入路や避難路の確保を図る。

(都市整備部)

▶ 宅地開発事業の適正な施行の指導

宅地開発事業を行おうとする者に対して、宅地開発事業の適正な施行を指導することにより、自然破壊及び災害を未然に防止し、都市施設の整備を図る。

(建築部)

主な関連指標

- ▶ 自転車走行環境整備率 34.8%(R1) ↗

1-4 津波・高潮による死傷者の発生

1-4-1 津波・高潮からの避難体制等の整備

脆弱性評価

- 市民が津波から安全に避難できるよう、津波一時避難施設を指定するとともに、津波ハザードマップ等の作成により、速やかな避難行動が適切に行われるよう、対策を行う必要がある。また、高潮に対する避難体制等の整備も同様に推進する必要がある。

推進方針

- 市民が津波や高潮から安全に避難できるよう、津波浸水想定などを記した津波ハザードマップを作成し、危険箇所を周知するとともに、津波一時避難施設の指定、誘導用標識の設置及び避難訓練の実施等により、避難体制等の整備を図る。

（市長公室）

現在の主な施策・事業

▶ 津波ハザードマップ等作成・周知

津波避難計画及びハザードマップ等を作成し、津波による浸水が想定されるエリアに対してハザードマップ等を活用し適切な避難方法等について周知するとともに、避難訓練の実施を促す。

（市長公室）

▶ 津波一時避難施設の指定等

避難対象地域内にある耐震性が確保された施設等について、協定締結等により津波一時避難施設としての指定を行うとともに、協定の内容・運用形態の見直しを行う。

（市長公室）

▶ 津波避難誘導用標識の設置

津波一時避難施設等の位置を周知するため、津波避難計画に基づいた津波避難誘導用標識の設置を実施する。

（市長公室）



▲ 津波避難誘導用標識

主な関連指標

- ▶ 津波一時避難施設数 25 施設(R1) ↗
- ▶ 津波誘導用標識設置数 99 基(R1) ↗

1-4-2 海岸保全施設の早期整備の要望等【1-5-3 に再掲】

脆弱性評価

- 高潮や津波による被害から市民の生命や財産を守るため、老朽化が進み未耐震の施設も含まれる海岸保全施設の整備を図る必要がある。

推進方針

- 高潮や津波による被害から市民の生命や財産を守るため、国及び県に対して、老朽化が進み未耐震の施設も含まれる海岸保全施設の早期整備を要望する。
(下水道部、市長公室)

1-4-3 防災行政無線等による避難情報等の伝達【4-2-1 に再掲】

脆弱性評価

- 避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、様々な情報伝達手段により市民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する必要がある。

推進方針

- 避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線やふなばし情報メール(ふなばし災害情報)、市公式アプリ「ふなっぷ」等を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。
(市長公室、総務部)

現在の主な施策・事業

▶ 防災行政無線固定系子局の整備

難聴地域における固定系子局の新設工事等により、市民への広報体制を強化する。
(市長公室)

▶ 情報提供体制等の整備

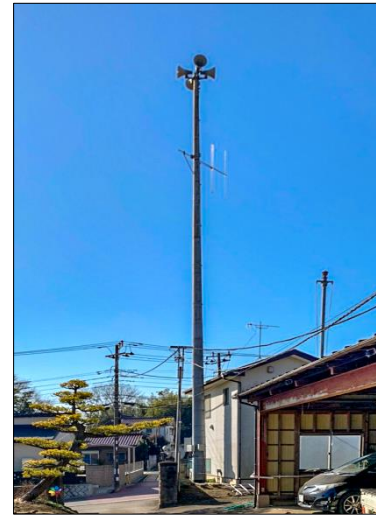
市ホームページ、市公式ツイッター、Lアラート(災害情報共有システム)、ふなばし防災エリアメール、J:COM チャンネル船橋・習志野(地デジ11チャンネル)のデータ放送等を活用し、幅広い情報提供を行う。
(市長公室)

▶ ふなばし情報メール・「ふなっぷ」等による情報配信

ふなばし情報メール(ふなばし災害情報)・市公式アプリ「ふなっぷ」等を通じて、地震や水害などの情報を配信するとともに、登録を促進する。
(市長公室、総務部)

▶ 全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報提供

国が発信する緊急情報を自動で防災行政無線で放送する全国瞬時警報システム(Jアラート)を導入し、市民に緊急情報を提供する体制を整備する。
(市長公室)



▲ 防災行政無線固定系子局

主な関連指標

- ▶ 防災行政無線固定系子局数 181 局(R1) ↗
- ▶ ふなばし情報メール登録者数 85,838 人(R1) ↗

1-5 突発的・長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

1-5-1 大規模水害対策の推進

脆弱性評価

- 大規模水害による被害を軽減するため、洪水・内水ハザードマップ等の作成・周知や水防活動に資する資機材の備蓄等の水害対策を推進する必要がある。

推進方針

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。
(市長公室、下水道部、道路部、都市計画部、消防局、福祉サービス部、子育て支援部)

現在の主な施策・事業

▶ 洪水・内水ハザードマップの作成・周知

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定に加え、内水氾濫シミュレーションによる浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を反映した洪水・内水ハザードマップを作成し、全戸配布を行う。

(市長公室、下水道部)

▶ 地下空間浸水防止の推進

アンダーパス、局所的な低地、地下空間等は地上の水位が出入り口の高さを超えると一気に流入が始まり、短時間で水位が上昇するなど、地上と異なる危険性があることを管理者、利用者などに周知する。

(道路部、都市計画部)

▶ 水防活動に資する資機材の備蓄

水防活動に資する資機材として、排水ポンプや土のう等を配備するとともに消防署所には救命ボートを配備する。

(消防局、市長公室)

▶ 要配慮者利用施設等への避難確保計画の作成指導

洪水の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等に対して、避難確保計画を作成するよう指導する。

(市長公室、福祉サービス部、子育て支援部)

主な関連指標

▶ ハザードマップ等についての説明会を実施した地区自治会連合協議会数 20 地区(R1) ↗

▶ 消防署所への救命ボート配備率 58%(R1) ↗

▶ 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等の避難確保計画作成率 87%(R1) ↗

1-5-2 水害に強い地域づくり

脆弱性評価

○ 水害による被害を軽減するため、下水道(雨水)、河川の流下能力を増強するための河川改修及び雨水貯留浸透施設等の整備を進めていくとともに、県管理河川や調節池の早期整備を要望していく必要がある。また、老朽化の進んだ河川・下水道施設や排水施設について、機能停止を原因とした浸水被害を軽減するために、計画的な維持管理や改築に取り組んでいく必要がある。

推進方針

○ 水害による被害を軽減するため、下水道(雨水)、河川の整備及び下水道施設の耐水化等による耐災害性の向上を図るとともに、県管理河川や調節池の早期整備を要望する。また、老朽化した河川施設等について、計画的な維持管理や改築を図る。

(下水道部)

現在の主な施策・事業

▶ 河川の改修

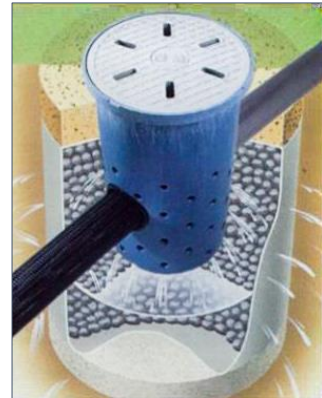
河川の拡幅等により河川の氾濫による被害を軽減し、治水安全度の向上を図る。（下水道部）

▶ 排水路の計画的な長寿命化

排水路の老朽化を原因とした機能停止に伴う浸水被害を軽減するために、計画的な維持管理や改築に取り組む。（下水道部）

▶ 雨水流出抑制施策の推進

集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、調整池の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を設置するなど公共施設及び公共空地为雨水流出抑制施設として活用する。また、大規模工場や宅地造成等の雨水浸透対策の指導を行うとともに、個人の住宅についても雨水浸透対策として「雨水浸透桧設置事業補助金」制度を活用し、積極的に協力を求める。（下水道部）



▲ 雨水浸透桧

▶ 排水機場の整備

市が管理する海神第一排水機場ほか24排水機場に設けたポンプ、監視装置等の設備の定期整備を行い、施設の機能確保に努める。（下水道部）

▶ 下水道施設の耐震化

公共下水道総合地震対策計画に基づいた下水道施設の耐震化を推進する。（下水道部）

▶ 下水道施設の計画的な長寿命化

下水道施設の老朽化による被害拡大を軽減するため、公共下水道ストックマネジメント計画に基づいた計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を推進する。（下水道部）

▶ 公共下水道(雨水)の整備

雨水整備計画において抽出した優先整備地区について、下水道(雨水)の整備を進める。(第1期事業地区:6地区、第2期事業地区6地区)（下水道部）

主な関連指標

- ▶ 準用河川及び普通河川における50mm/hの降雨に対応した河川改修率 32%(R1) ↗
- ▶ 流域貯留浸透事業に基づき整備した雨水貯留浸透施設の整備率 57%(R1) ↗
- ▶ 下水道管渠の耐震化距離 251.2km(R1) ↗
- ▶ 下水道による都市浸水対策達成率 27.7%(R1) ↗

1-5-3 海岸保全施設の早期整備の要望等【1-4-2 再掲】

脆弱性評価

- 高潮や津波による被害から市民の生命や財産を守るため、老朽化が進み未耐震の施設も含まれる海岸保全施設の整備を図る必要がある。

推進方針

- 高潮や津波による被害から市民の生命や財産を守るため、国及び県に対して、老朽化が進み未耐震の施設も含まれる海岸保全施設の早期整備を要望する。
(下水道部、市長公室)

1-6 土砂災害等による死傷者の発生

1-6-1 激甚化する自然災害に備えた土砂被害対策

脆弱性評価

- 集中豪雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、急傾斜地崩壊対策や改植等を含めた適切な樹木管理やのり面崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る必要がある。

推進方針

- 集中豪雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、がけ地整備事業費補助金の交付等、急傾斜地の崩壊防止対策を図る。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る。
(市長公室、建築部、都市整備部)

現在の主な施策・事業

▶ 洪水・内水ハザードマップの作成・周知

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定に加え、内水氾濫シミュレーションによる浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を反映した洪水・内水ハザードマップを作成し、全戸配布を行う。
(市長公室)

▶ 町会・自治会等への連絡体制の整備

気象警報が発表された際に、被害が想定される町会・自治会等に対して、情報提供を行う。
(市長公室)

▶ **傾斜地の崩壊防止措置**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいた、急傾斜地の崩壊防止に必要な措置を実施する。 (建築部)

▶ **がけ地整備補助事業**

急傾斜地崩壊危険区域として指定したがけ地については、県が対策工事を施行するが、採択基準に合致しないがけ地の整備事業を行おうとする所有者等に対しては、「船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱」に基づき補助を行う。 (建築部)

▶ **斜面緑地のパトロールの実施**

市管理の斜面緑地について、適宜パトロールにより現場状況を確認する。 (都市整備部)

主な関連指標

- ▶ ハザードマップ等についての説明会を実施した地区自治会連合協議会数 20 地区(R1) ↗

1-7 防災意識の低さや要配慮者に対する支援の不足による避難行動の遅れ等による死傷者の発生

1-7-1 地域の災害リスクに対する意識の向上

脆弱性評価

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対してわかりやすく啓発を行う必要がある。

推進方針

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。

(市長公室、健康・高齢部、教育委員会学校教育部、教育委員会生涯学習部)

現在の主な施策・事業

▶ **防災フェアの実施**

防災への意識を高め、災害時の減災につなげることを目指して、自治会連合協議会とともに、防災フェアを実施する。 (市長公室)

▶ **救急医療シンポジウムの実施**

救急医療シンポジウムを開催し、医療体制に関する情報提供や、心肺蘇生法の講習などを実施する。 (健康・高齢部)

▶ **公民館における防災講座の実施**

市民に防災に関する啓発を行うため、公民館において防災講座や防災・減災に関する講演会を開催する。
(教育委員会生涯学習部)

▶ **まちづくり出前講座による防災講座の実施**

まちづくり出前講座による防災講座に講師を派遣し、防災に関する知識の普及を図る。
(市長公室)

▶ **中学生を対象とした防災学習の実施**

市立中学校(全27校)を対象に防災学習を実施する。
(市長公室、教育委員会学校教育部)

▶ **広報ふなばし等による啓発**

広報ふなばしや市ホームページにて、総合防災訓練実施時期や水害が想定される時期等に防災に係る記事を掲載することで、防災意識の向上を図る。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ まちづくり出前講座「防災講座」実施回数(H27からの累計) 106件(R1) ↗
- ▶ ハザードマップ等についての説明会を実施した地区自治会連合協議会数 20地区(R1) ↗
- ▶ 防災学習実施中学校数 24校(R1) ↗

1-7-2 地域防災力の向上

脆弱性評価

- 災害時において救出・救護活動等が及ばない場合でも、住民等が効果的な活動を行えるようにするため、自主防災組織の活動を支援することで、地域防災力の強化を図る必要がある。

推進方針

- 災害時において救出・救護活動等が及ばない場合でも、住民等が効果的な活動を行えるようにするため、自主防災組織に対する補助等を行い活動を支援するとともに、防災講話・訓練の実施等により、地域コミュニティにおける防災意識を高め、地域防災力の強化を図る。
(市長公室、消防局、市民生活部)

現在の主な施策・事業

▶ **自主防災組織に対する支援**

自主防災組織の新規結成及び活動促進を図るため、自主防災組織に対し補助を行う。
(市長公室)

▶ **消防訓練による指導**

町会・自治会、事業所等に対する消防訓練の指導を実施する。
(消防局)

▶ **各種救命講習会の開催**

市民等が応急手当の知識及び技術を修得するための各種救命講習会を計画的に開催する。
(消防局)

▶ 消防団への支援

地域に密着した多様な活動を行う消防団への支援を実施する。資機材の保管や活動時の拠点として使用する消防団器庫の整備・改修を実施する。（消防局）

▶ 防災士資格取得等の促進

防災士資格取得・災害救援ボランティア講座受講のための費用を助成する。（市長公室）

▶ 地域防災リーダー養成講座等の実施

地域防災リーダー養成講座や各種講演会を実施し、自主防災組織等で中心的な役割を担う人材を育成する。（市長公室）

▶ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等の実施

発災時に円滑に災害ボランティアセンターの運営が行えるよう、船橋市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を実施する。（市長公室、市民生活部）

▶ ボランティアに対する支援

個人ボランティアやボランティアグループと平時から連携するとともに、活動の支援を行う。（市民生活部）

主な関連指標

- ▶ 自主防災組織の結成率 60.1%(R1) ↗
- ▶ 防災士資格取得に係る費用助成人数(累計) 23 人(R1) ↗
- ▶ 災害救援ボランティア講座受講に係る費用助成人数(累計) 12 人(R1) ↗
- ▶ 地域防災リーダー養成講座参加者数(累計) 1,782 人(R1) ↗

1-7-3 要配慮者支援の推進

脆弱性評価

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る必要がある。

推進方針

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。

（福祉サービス部、市長公室、健康・高齢部、保健所、子育て支援部）

現在の主な施策・事業

▶ 要配慮者避難支援等の推進

要配慮者対策推進委員会において、避難行動要支援者名簿の作成及びその他要配慮者の避難支援等の推進について協議を行う。

（福祉サービス部、市長公室、健康・高齢部、保健所、子育て支援部）

▶ **避難行動要支援者名簿の作成及び関係機関への提供**

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者に対する地域との情報共有同意書の送付及び関係各機関に対する同意を得た者についての情報提供を行う。
(福祉サービス部)

▶ **避難行動要支援者安否確認訓練の実施**

防災訓練の中で避難行動要支援者安否確認訓練を実施し、地域ぐるみの避難支援体制づくりを推進する。
(市長公室)

▶ **安心登録カード事業への補助**

「避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業」等に対して費用の補助を行う。
(福祉サービス部)



▲ 安心登録カード

▶ **災害時外国人支援サポーター養成講座の実施**

災害が発生した際に、要配慮者となりうる外国人住民等のための通訳や災害時外国人支援サポーターとして活動するボランティア養成講座を船橋市国際交流協会と共催で実施する。
(市長公室)

▶ **社会福祉施設等への指導**

社会福祉施設等に対する実地指導等において、非常災害対策計画等の作成・周知について指導を行う。
(福祉サービス部、子育て支援部)

主な関連指標

- ▶ 災害時外国人支援サポーター登録人数 83 人(R1) ↗

1-7-4 福祉避難所等の拡充

脆弱性評価

- 要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるようにするため、福祉避難所の指定等により避難体制を整備するとともに、必要な物品の備蓄等を進め、避難環境の整備を行う必要がある。

推進方針

- 要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図る。
(市長公室、健康・高齢部、福祉サービス部)

現在の主な施策・事業

▶ **福祉避難所の指定・環境整備**

福祉避難所の確保・指定に加えて、福祉避難所の環境整備を進めるとともに、要配慮者に配慮した食料品・福祉用具を含む生活用品などの備蓄を進める。
(市長公室、健康・高齢部、福祉サービス部)

▶ **要配慮者受入れに関する協定の締結**

要配慮者の受入れのため、老人福祉施設や障害者施設などと、要配慮者受入れに関する協定の締結を推進する。
(市長公室、健康・高齢部、福祉サービス部)

主な関連指標

- ▶ 福祉避難所数 35施設(R1) →
- ▶ 協定締結による要配慮者受入れ施設数 39 施設(R1) ↗

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・医薬品等の、生命に関わる物資供給の長期停止

2-1-1 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築【6-2-1 に再掲】

脆弱性評価

- 飲料水の提供体制を確保するため、上水道施設の老朽化対策・耐震化を促進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。

推進方針

- 飲料水の提供体制を確保するため、上水道施設の耐災害性を向上させ、迅速な応急給水活動が実施できる体制が整備されるよう、提供事業者との連携を図る。
(市長公室、経済部)

現在の主な施策・事業

▶ 上水道施設の整備及び県企業局との連携

水道施設のうち、老朽化による更新または補強が必要な施設等について、施設の耐震化及び体制整備等が行われるよう、県企業局に要望するとともに、応急給水に関する協定を締結する。
(市長公室)

▶ 物資供給等の協定締結

災害時の食料品・飲料水や生活必需品などを確保するために、物資供給・輸送等の協定締結を推進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを行う。
(市長公室、経済部)

主な関連指標

- ▶ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する協定締結数 14 件(R1) ↗

2-1-2 支援物資の調達・供給体制の構築

脆弱性評価

- 災害時における必要な物資を確保するため、民間事業者等との協定締結、緊急輸送道路の指定、集積場所の確保及び連絡体制の強化等により緊急調達体制の整備を行う必要がある。

推進方針

- 災害時においても生活に必要な物資を確保するため、民間事業者等との協定締結、緊急輸送道路の指定、集積場所の確保及び連絡体制の強化等により緊急調達体制の整備を図る。
(市長公室、経済部、地方卸売市場)

現在の主な施策・事業

▶ 物資供給等の協定締結

災害時の食料品・飲料水や生活必需品などを確保するために、物資供給・輸送等の協定締結を推進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを行う。
(市長公室、経済部)

▶ 緊急輸送道路の指定

市役所、防災拠点施設、避難所等と県が指定する緊急輸送道路を結ぶ路線を、緊急輸送道路として指定する。
(市長公室)

▶ 災害時物資の集積場所・輸送拠点の整備

災害時における物資の受入れ、一時保管、輸送、市内各地区への配布を効率的に行うため、防災備蓄センター及び地方卸売市場の維持管理及び民間施設との協定締結を行う。

(市長公室、地方卸売市場)



▲ 防災備蓄センター

▶ ヘリコプター臨時離発着場の指定

市街化の状況に応じて、市内全域について空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の指定を行う。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する協定締結数 14 件(R1) ↗
- ▶ 救援物資等の輸送及び集積場所の使用に関する協定締結数 6 件(R1) ↗
- ▶ 緊急輸送道路路線数 31 路線(R1) →

2-1-3 道路・橋梁等の整備【6-4-1 に再掲】

脆弱性評価

- 災害時の物資輸送等に資する緊急輸送道路等の交通機能を確保するため、計画的な道路・橋梁施設の整備等を推進する必要がある。

推進方針

- 災害時の物資輸送等に資する緊急輸送道路等の交通機能を確保するため、計画的な道路・橋梁施設の老朽化対策及び耐震化を図るとともに、沿道建築物の耐震化を促進する。(道路部、建築部)

現在の主な施策・事業

▶ 幹線道路等の整備

都市計画道路などの幹線道路の整備を進め、道路ネットワークを構築する。(道路部)

▶ 既設橋梁の整備

市内の跨線橋等のうち耐震化が必要な橋梁について、落橋防止工事を順次実施するとともに、既設橋梁について、点検結果をふまえ順次補修を行うほか、特に老朽化の著しい橋梁については架替及び補強を行う。(道路部)

▶ 橋梁等の液状化対策の推進

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁について、地盤改良や支持杭を打ち込むなどの対策を講じ、地盤の液状化による交通等への被害を最小限に抑える。(道路部)

▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等助成事業

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成する。(建築部)

主な関連指標

▶ 都市計画道路整備率 44.7%(R1) ↗

▶ 耐震補強完了橋数 13 橋(R1) ↗

2-1-4 道路啓開計画の策定【2-4-5 に再掲】

脆弱性評価

- 大規模災害時における救助・物資の輸送などが適切に行われるようにするための道路啓開について、県等の広域的な計画をふまえて行動計画を策定する必要がある。

推進方針

- 大規模災害時における救助・物資の輸送などが適切に行われるよう、県等の広域的な計画をふまえ、道路啓開の行動計画の策定を図る。(道路部、市長公室)

現在の主な施策・事業

▶ 道路啓開計画の策定

大規模災害時における救助・物資の輸送などを適切に行うため、県計画等をふまえた道路啓開計画の策定を検討する。(道路部)

▶ 緊急輸送道路の指定

市役所、防災拠点施設、避難所等と県が指定する緊急輸送道路を結ぶ路線を、緊急輸送道路として指定する。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 緊急輸送道路路線数 31 路線(R1) →

2-1-5 備蓄品等の確保

脆弱性評価

- 家庭・事業所・社会福祉施設及び避難所等において、物資供給の長期停止に備えるため、必要な備蓄等を行う必要がある。

推進方針

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。

(市長公室、経済部、健康・高齢部、福祉サービス部、子育て支援部)

現在の主な施策・事業

▶ 避難所備蓄品の拡充等

宿泊可能避難所及び福祉避難所の食料品・飲料水や生活必需品などの拡充・更新を実施する。
(市長公室)

▶ 仮設給水栓等の資機材の配備

県から貸与された応急給水用仮設給水栓等の資機材を配備するとともに、避難所となる施設の受水槽への給水栓の整備を推進する。
(市長公室)

▶ 給水車等の配備

市街地等における災害時の生活用水を確保するため、給水車を配備する。
(市長公室)



▲ 受水槽に設置した給水栓



▲ 給水車

▶ **物資供給等の協定締結**

災害時の食料品・飲料水や生活必需品などを確保するために、物資供給・輸送等の協定締結を推進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを行う。
(市長公室、経済部)

▶ **市立社会福祉施設等における備蓄品の確保**

市立社会福祉施設等における災害時用物資の備蓄の更新を実施する。
(健康・高齢部、福祉サービス部、子育て支援部)

▶ **防災用井戸の維持管理**

災害時の生活用水(一部飲料水)を確保するため、防災用井戸の維持管理及び揚水用ポンプ・発電機の更新を実施する。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 仮設給水栓整備数 48 基(R1) ↗
- ▶ 給水栓付き受水槽整備数 108基(R1) ↗
- ▶ 給水車配備数 2 台(R1) →
- ▶ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する協定締結数 14 件(R1) ↗
- ▶ 防災用井戸等の協定締結数 3 件(R1) ↗

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の不足

2-2-1 常備消防力の強化

脆弱性評価

- 災害時における迅速な人命救助活動を行うため、活動の拠点となる消防署所の耐災害性を強化するとともに、災害対応能力と装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。

推進方針

- 災害時における迅速な人命救助活動を行うため、計画的な建替え等の実施により活動の拠点となる消防署所の耐災害性を強化するとともに、消防用車両・資機材等の整備、災害対応訓練等の教育体制の充実により、消防力の強化を図る。(消防局)

現在の主な施策・事業

▶ 消防署所の耐震化等

災害活動の拠点となる消防署所の耐震性を確保するため、建替え等を計画的に実施するとともに、非常用電源設備等の機能維持を図る。（消防局）

▶ 消防水利の整備

消防水利未整備の地区等について、消防水利を整備・促進する。耐震性貯水槽については、延焼危険の高い地域にある宿泊可能避難所及び上水道が未整備の地域に対し、計画的に整備する。（消防局）



▲ 古和釜分署・消防訓練センター

▶ 消防用車両・資機材等の整備

消防隊が現場活動で最大限の機能を発揮できるよう、車両・資機材等の整備を計画的に実施する。（消防局）

▶ 救助・救急体制の強化

災害対応訓練・教育体制を充実させて計画的に人材育成を行うことにより、隊員の災害対応能力の向上を図り、体制を強化する。（消防局）

主な関連指標

- ▶ 消防水利の整備率 99.7%(R1) ↗

2-2-2 消防団・自主防災組織等の災害対応能力の向上

脆弱性評価

- 消防等が被災した際にも適切な災害対応が行われるよう、平時から消防団や自主防災組織の災害対応能力の向上を図る必要がある。

推進方針

- 消防等が被災した際にも適切な災害対応が行われるよう、平時から消防団・自主防災組織の活動等に対する支援を行い活動促進を行うことで、災害対応能力の向上を図る。（消防局、市長公室）

現在の主な施策・事業

▶ 消防団への支援

地域に密着した多様な活動を行う消防団への支援を実施する。資機材の保管や活動時の拠点として使用する消防団器庫の整備・改修を実施する。（消防局）

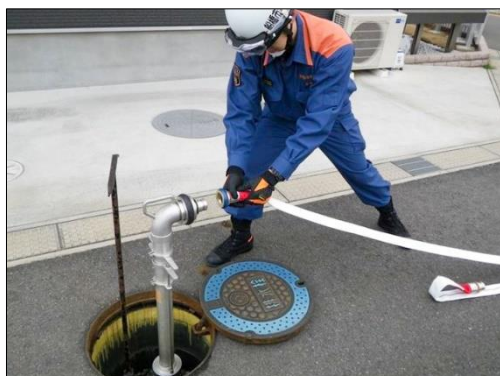
▶ **自主防災組織に対する支援**

自主防災組織の新規結成及び活動促進を図るため、自主防災組織に対し補助を行う。

(市長公室)

▶ **スタンドパイプの貸与**

排水栓等を活用した初期消火資機材(スタンドパイプ)の貸与及び訓練を実施する。(市長公室)



▲ スタンドパイプを使用した消火訓練

▶ **防災士資格取得等の促進**

防災士資格取得・災害救援ボランティア講座受講のための費用を助成する。

(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 自主防災組織の結成率 60.1%(R1) ↗
- ▶ 自主防災組織へのスタンドパイプ貸与数 41 基(R1) ↗
- ▶ 防災士資格取得に係る費用助成人数(累計) 23 人(R1) ↗
- ▶ 災害救援ボランティア講座受講に係る費用助成人数(累計) 12 人(R1) ↗

2-2-3 自衛隊・警察・海上保安庁等との連携体制の整備

脆弱性評価

- 自衛隊・警察・海上保安庁等との災害時の円滑な連携体制を構築するため、平時から連携体制を強化する必要がある。

推進方針

- 自衛隊・警察・海上保安庁等との災害時の円滑な連携体制を構築するため、協定の締結や共同の訓練等を通じ、連携強化を図る。(市長公室)

現在の主な施策・事業

▶ **陸上自衛隊及び船橋警察署・船橋東警察署等との協定締結**

陸上自衛隊及び船橋警察署・船橋東警察署等と応援・協力等に関する協定を締結する。

(市長公室)

▶ **警察施設の耐災害性の強化等**

船橋警察署及び船橋東警察署の施設について、耐災害性が確保されるよう県に要望をするともに、災害時の体制について平時から協議を行う。
(市長公室)

▶ **受援拠点の整備**

自衛隊応援部隊、広域緊急援助隊(警察)及び緊急消防援助隊(消防)が迅速に活動を開始することができるよう、活動拠点となる宿营地・本部用地等としての候補地を選定する。(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 自治体等との相互応援協定締結数 17 件(R1) ↗

2-3 大量・長期の帰宅困難者の発生

2-3-1 総合的な帰宅困難者対策の検討・実施

脆弱性評価

- 帰宅困難者の大量発生による混乱等を防止するため、他自治体や鉄道事業者等と連携し、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

推進方針

- 帰宅困難者の大量発生による混乱等を防止するため、他自治体や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発、帰宅困難者支援施設に関する協定の締結による一時滞在施設の確保、情報伝達訓練の実施による安否確認や情報提供を行うための体制整備及び帰宅支援拠点の拡充等を図る。
(市長公室、教育委員会学校教育部、道路部)

現在の主な施策・事業

▶ **帰宅困難者の発生に備えた関係機関との連携**

船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会の関係機関と連携し、マニュアル作成や情報伝達訓練を実施する。
(市長公室、教育委員会学校教育部、道路部)

▶ **帰宅困難者の支援に関する協定の締結**

船橋駅・西船橋駅周辺の民間施設と帰宅困難者の支援に関する協定の締結を推進するとともに、市民に対して周知を行う。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 帰宅困難者支援施設の指定数 11 施設(R1) ↗

2-4 医療施設及び関係者の被災、エネルギー供給の途絶等による救助・救急、医療機能の麻痺

2-4-1 災害拠点病院の耐震化等

脆弱性評価

- 災害時においても病院の基本的な機能を維持するとともに、災害拠点病院としての医療機能を維持するため、平時から非常用発電機等の整備により電力供給体制の確保を図ることと併せて、施設の耐震化等を着実に推進する必要がある。

推進方針

- 災害時においても病院の基本的な機能を維持するとともに、災害拠点病院としての医療機能を維持するため、医療センターの建物・設備の改修等を図る。（病院局）

現在の主な施策・事業

▶ 医療センターの建物・設備の改修等

医療センターの建物・設備の改修、医療機器の新規購入・更新、病院情報システムの更新、建替えに向けた関係部署との調整及び院内での検討を実施する。（病院局）

2-4-2 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成

脆弱性評価

- 大規模災害時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣体制の整備等により、災害拠点病院の機能を維持する必要がある。

推進方針

- 大規模災害時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療センターにおいて災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣体制を整備するとともに、DMAT訓練等に参加することで技能の強化を行い、災害拠点病院の機能の維持を図る。（病院局）

現在の主な施策・事業

▶ DMAT 訓練等への参加

大規模地震時医療活動訓練及び関東ブロックDMAT訓練等に参加することで、技能強化に努める。
(病院局)

2-4-3 災害時の石油類燃料の確保

脆弱性評価

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、協定等に基づく供給体制の整備を図る必要がある。

推進方針

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油協同組合等との協定等により、燃料の供給体制の整備を図る。
(病院局、消防局)

現在の主な施策・事業

▶ 燃料供給に関する協定締結

災害時に必要な燃料を確保するため、民間事業者等との協定締結を推進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを行い、給油を受ける自家用給油施設等を適正に維持管理する。
(病院局、消防局)

主な関連指標

- ▶ 燃料等の供給に関する協定締結数 5 件(R1) ↗

2-4-4 道路等の災害対策

脆弱性評価

- 道路等のインフラが被災することにより支援を受けられない事態を回避するため、また、医療施設利用者等の交通手段を確保するため、道路等の災害対策を着実に推進する必要がある。

推進方針

- 道路等のインフラ被災により、災害派遣医療チーム(DMAT)が到達できない等、支援を受けられない事態を避けるため、また、医療施設に通院するための交通手段を確保するため、道路の災害対策及び医療機関への交通手段の確保等を図る。
(道路部)

現在の主な施策・事業

▶ 幹線道路等の整備

都市計画道路などの幹線道路の整備を進め、道路ネットワークを構築するほか、交差点改良等の整備を行う。また、道路改良及び排水の整備等による災害に対する補強整備や路面損傷の補修等による震災時の道路破壊を防止するための整備を推進する。特に緊急輸送道路に指定されている路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。（道路部）

主な関連指標

- ▶ 都市計画道路整備率 44.7%(R1) ↗

2-4-5 道路啓開計画の策定【2-1-4 再掲】

脆弱性評価

- 大規模災害時における救助・物資の輸送などが適切に行われるようにするための道路啓開について、県等の広域的な計画をふまえて行動計画を策定する必要がある。

推進方針

- 大規模災害時における救助・物資の輸送などが適切に行われるよう、県等の広域的な計画をふまえ、道路啓開の行動計画の策定を図る。（道路部、市長公室）

現在の主な施策・事業

▶ 道路啓開計画の策定

大規模災害時における救助・物資の輸送などを適切に行うため、県計画等をふまえた道路啓開計画の策定を検討する。（道路部）

▶ 緊急輸送道路の指定

市役所、防災拠点施設、避難所等と県が指定する緊急輸送道路を結ぶ路線を、緊急輸送道路として指定する。（市長公室）

主な関連指標

- ▶ 緊急輸送道路路線数 31 路線(R1) →

2-4-6 保健・医療等の受援体制の整備

脆弱性評価

- 市外からの医療救護支援を円滑に受け入れるため、受援体制を整備する必要がある。

推進方針

- 市外からの医療救護支援を円滑に受け入れるため、保健・医療の応援チームの受入れ体制を構築する等、受援体制の整備を図る。（保健所、病院局）

現在の主な施策・事業

▶ 保健・医療の応援チームの受入れ体制整備

災害時における保健・医療の応援チームの円滑な受入れ体制を構築する。（保健所）

▶ 医療センター業務継続計画の策定

医療センター業務継続計画(BCP)について、見直しを行い充実を図る。（病院局）

2-4-7 医療センター業務継続計画(BCP)の策定及び防災訓練の実施

脆弱性評価

- 災害時にも医療センターが継続的な業務を行える体制を構築するため、業務継続計画(BCP)の策定や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。

推進方針

- 災害時にも継続的な業務を行える体制を構築するため、医療センター業務継続計画(BCP)を策定するとともに、災害医療協力病院等と連携したトリアージ訓練等の実施を図る。（病院局、保健所）

現在の主な施策・事業

▶ 医療センター業務継続計画の策定

医療センター業務継続計画(BCP)について、見直しを行い充実を図る。（病院局）

▶ 防災訓練(トリアージ訓練等)の実施

災害医療協力病院等と連携した防災訓練(トリアージ訓練等)を実施する。（病院局）

▶ 民間医療機関の業務継続計画策定支援等

民間医療機関の業務継続計画(BCP)策定について相談を受けるとともに、策定の支援を行う。（保健所）

2-4-8 医師会等との連携強化による医療提供体制の整備

脆弱性評価

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医療提供体制を整備するため、医師会等との連携強化を行うとともに必要な物資等の備蓄を進める必要がある。

推進方針

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。

(保健所、病院局、市長公室、健康・高齢部)

現在の主な施策・事業

▶ 医療提供体制の整備

大規模災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な医療が行われるよう、病院前救護所の設置・運営方法の検討及び災害医療協力病院との連携体制を整備する。

(保健所、病院局)

▶ 病院前救護所運営体制の整備

各病院前救護所に参集する者をあらかじめ定め、迅速な応急医療体制の整備に努めるとともに、関係医療機関と連携し設置・運営訓練を行う。

(保健所、市長公室)

▶ 医師会等との連携

病院前救護所の設置・運営等を円滑に行えるよう、平時から医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等との連携を図る。

(保健所、健康・高齢部)

▶ 医療器具及び医薬品の適正配備

病院前救護所で使用する医療器具及び医薬品の配備にあたっては、医師会等と調整して適正な配備に努める。

(保健所)

2-5 災害時における感染症等の大規模発生

2-5-1 避難所等における感染症対策の推進

脆弱性評価

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者間の感染を防止するための避難所運営方法について検討するとともに、必要物資の備蓄等の対策を推進する必要がある。

推進方針

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者間の感染を防止するための避難所運営方法について検討し、避難所運営マニュアルの作成や運営訓練の実施、必要物資の備蓄等により感染症対策を図る。（市長公室、保健所）

現在の主な施策・事業

▶ 新型コロナウイルス感染症対策をふまえた避難所運営マニュアルの作成等

新型コロナウイルス感染症対策をふまえた避難所運営マニュアルを作成するとともに、新型コロナウイルス感染症対策をふまえた避難所運営訓練を実施する。（市長公室、保健所）

▶ 避難所における感染症対策をふまえた備蓄等

避難所における感染症対策のため、各避難所にマスク、消毒液、間仕切り等を備蓄する。（市長公室）



▲ダンボール製の間仕切り

2-5-2 予防接種や消毒・害虫駆除等の実施

脆弱性評価

- 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制を構築しておく必要がある。

推進方針

- 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒業者との防疫業務協定の締結等により消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制の構築を図る。（保健所、環境部）

現在の主な施策・事業

▶ 予防接種の促進

感染症等の蔓延防止等のため、適正な接種時期および接種間隔に基づいたワクチン接種を促進する。（保健所）

▶ 消毒業者との連携

災害時において適切な消毒活動が行われるよう、消毒業者との連携を適切に行う。（保健所、環境部）

▶ 感染症等の予防・拡大防止体制の構築

避難所を中心とした地区保健活動において、感染症等の予防・拡大防止を図るための体制構築を行う。（保健所）

主な関連指標

- ▶ 防疫業務に係る協定締結数 3件(R1) ↗

2-5-3 下水道業務継続計画(下水道BCP)の適切な運用【6-3-1に再掲】

脆弱性評価

- 市民生活にとって重要なライフラインの一つである下水道施設について、災害時にも機能を維持し、または早期回復を図るため、下水道業務継続計画(下水道BCP)を適切に運用していく必要がある。

推進方針

- 災害時に下水道施設の機能を維持し、または早期回復を図るため、下水道業務継続計画(下水道BCP)を適切に運用していく。(下水道部)

現在の主な施策・事業

▶ 下水道業務継続計画(下水道BCP)の運用

災害時にも下水道施設の機能維持・早期回復を図るため、下水道業務継続計画の適切な運用をする。(下水道部)

2-5-4 下水道施設の維持管理・耐震化等【6-3-2に再掲】

脆弱性評価

- 大規模地震等による下水道施設の被害を軽減するため、下水道施設の耐震化・長寿命化を着実に推進する必要がある。

推進方針

- 大規模地震等による下水道施設の被害を軽減するため、公共下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を図るとともに、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく整備により長寿命化を図る。(下水道部)

現在の主な施策・事業

▶ 下水道施設の耐震化

公共下水道総合地震対策計画に基づいた下水道施設の耐震化を推進する。(下水道部)

▶ 下水道施設の計画的な長寿命化

下水道施設の老朽化による被害拡大を軽減するため、公共下水道ストックマネジメント計画に基づいた計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を推進する。(下水道部)

▶ **下水道施設の液状化対策の推進**

下水道管路施設について、マンホールの浮上防止等の液状化対策を実施し、機能の麻痺を軽減する。
(下水道部)

主な関連指標

- ▶ 下水道管渠の耐震化距離 251.2km(R1) ↗

2-5-5 遺体安置所の確保・火葬体制の構築

脆弱性評価

- 大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の確保や火葬体制を構築する必要がある。

推進方針

- 大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の開設場所及び順位について再検討し、適切な運営に必要な人員・備品等を確保できる体制整備を図るとともに、感染症対策として十分なスペースを確保した遺体安置所の必要性も検討する。また、四市複合事務組合や近隣市等と平時から連携を図り、広域火葬を実施する体制を構築する。

(環境部、福祉サービス部、健康・高齢部)

現在の主な施策・事業

▶ **遺体の安置場所等の確保**

遺体安置所については、現在の開設予定地をもとに、他の施設等での開設を含め、開設順位及び適切な運営方法について検討を行う。また、遺体安置所において必要となる備品等を確保するため、業者との協定を締結する。
(環境部、福祉サービス部、健康・高齢部)

主な関連指標

- ▶ 遺体安置所等の運営に係る支援協力協定締結数 1件(R1) ↗

2-6 劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化

2-6-1 避難環境の整備

脆弱性評価

- 安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、訓練実施等により避難所運営体制の整備を行う必要がある。また、避難生活環境を整備するため、ライフラインが遮断されるなどの事態に備え、避難住民の生活等に最低限必要な電力等を確保する必要がある。

推進方針

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。

(市長公室、市民生活部、下水道部、教育委員会管理部)

現在の主な施策・事業

▶ 一時避難場所の指定

市立の小・中学校等を災害時の一時避難場所として指定するとともに、必要な整備を図る。

(市長公室)

▶ 広域避難場所の指定

災害時の広域避難場所を指定するとともに、市街化や人口増加等の状況に応じて見直しを行う。

(市長公室)

▶ 宿泊可能避難所の指定

市立の小・中学校、公民館等を災害時の宿泊可能避難所として指定するとともに、必要な整備・改修を進め、避難所の防災機能の向上を図る。

(市長公室)

▶ 避難誘導用標識等の整備

設置済みの誘導用標識、避難施設表示板の維持管理を行うとともに、安全な避難が行われるよう、現況調査及び安全性の検討を行い、整備を図る。

(市長公室)

▶ 避難所運営訓練の実施

発災時に適切な避難所運営が行えるよう、「船橋市避難所運営マニュアル」に基づいた避難所運営訓練を実施する。

(市長公室)

▶ 男女共同参画の視点に立った避難所運営等

男女共同参画の視点に立った避難所運営等について、防災講座の実施等により市民への周知を行う。

(市民生活部)

▶ マンホールトイレ等の整備

避難所に災害用組立トイレ及び携帯トイレ等を配備するとともに、下水道に直結したマンホールトイレを計画的に整備する。
（市長公室、下水道部、教育委員会管理部）



▲ マンホールトイレ

主な関連指標

- ▶ 一時避難場所数 104 か所(R1) ↗
- ▶ 広域避難場所数 12 か所(R1) ↗
- ▶ 宿泊可能避難所数 127 か所(R1) ↗
- ▶ 避難誘導用標識設置数 2,320 基(R1) ↗
- ▶ マンホールトイレ整備済小・中学校数 8 施設(R1) ↗

2-6-2 避難所等における衛生管理

脆弱性評価

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における安全な飲料水や衛生的な室内及びトイレ環境の確保、ごみ保管場所の適正管理、収集体制の確立などを推進するとともに、飲食物の衛生的な取り扱いについても周知する必要がある。

推進方針

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、収集車両の進入路を考慮したごみの保管場所や仮設トイレの設置場所等をあらかじめ定め、訓練を実施することにより、廃棄物及びし尿の収集・運搬が円滑に行えるよう体制整備を図るとともに、飲食物の衛生的な取り扱いについて周知啓発を図る。

（市長公室、環境部、保健所）

現在の主な施策・事業

▶ 避難所等での衛生確保に係る資機材調達体制の整備

避難所等における被災者の生活環境を良好に保つため、必要な資機材調達体制を整備する。
（市長公室）

▶ **廃棄物の収集・運搬体制の確立**

災害廃棄物処理計画に基づき、被災者の生活に防疫上の支障が生じることのないよう、協定業者等と連携し、避難所等から排出される廃棄物・し尿の収集運搬体制を構築する。 （環境部）

▶ **避難所等の清潔確保**

避難所等の清潔を確保するために必要な消毒、ねずみ・昆虫等の駆除などに対して、迅速に対応するための体制づくりを行う。 （保健所）

▶ **避難所等における食中毒予防対策**

避難所等における飲食物の衛生的取扱いをまちづくり出前講座等により市民へ周知啓発する。 （保健所）

主な関連指標

- ▶ 災害廃棄物の処理等に関する協定締結数 21 件(R1) ↗

目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による大幅な機能の低下

3-1-1 市業務継続体制の確保

脆弱性評価

- 災害時においても業務継続が可能となる体制を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定・更新を行うとともに、適切な人員が配置できる体制を整備する必要がある。

推進方針

- 災害時の業務継続体制を確保するため、業務継続計画（BCP）の更新を図るとともに、近隣市等との相互応援協定の締結等により適切な人員配置体制の構築を図る。
（市長公室、総務部）

現在の主な施策・事業

▶ 業務継続体制の確保

業務継続計画（BCP）を策定し、災害時における優先順位の高い通常業務の実施にあたり、各所属における必要人員や応援職員が携わるべき業務の把握を促す。
（市長公室、総務部）

▶ 職員の安否状況の把握

職員安否・参集確認メールの導入及び訓練等により、職員の安否及び参集状況を把握できる体制を構築する。
（総務部）

▶ 相互応援等の協定締結

業務継続体制の確保のため、近隣市等と相互応援等に関する協定締結を推進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを行う。
（市長公室）

主な関連指標

- ▶ 自治体等との相互応援協定締結数 17 件(R1) ↗

3-1-2 被災者台帳の整備【8-3-2 に再掲】

脆弱性評価

- 被災者の生活再建を支援するため、被災者の情報を共有する被災者台帳の整備方法等について検討する必要がある。

推進方針

- 被災者の生活再建を支援するため、「被災者情報システム」の導入の検討も含め、被災者の被災から生活再建までの情報を庁内で一元的に管理する被災者台帳の整備を図る。
(市長公室、福祉サービス部)

3-1-3 災害対応能力の向上

脆弱性評価

- 災害対応能力の向上のため、災害対策本部等の機能強化や防災を担う人材の育成を行う必要がある。

推進方針

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。
(市長公室、総務部、企画財政部、都市計画部)

現在の主な施策・事業

▶ 図上訓練等の実施

災害対策本部運営図上訓練や研修・講習会等を実施し、市職員の地域防災計画及び各種防災マニュアルに対する習熟、防災に対する意識の向上及び対応力強化を図る。
(市長公室)

▶ 市職員の防災士資格取得の推進

市職員による防災士資格取得を推進する。
(市長公室)

▶ 災害に対応した連絡系統の確保

災害時における職員への連絡網を整備することにより、災害に対応した連絡系統を確保する。
(総務部)

▶ 災害時優先回線の確保

東日本電信電話株式会社と協議のうえ、市庁舎の主要回線を災害時優先回線として確保し、災害時の緊急連絡体制を整備する。
(市長公室、企画財政部)

▶ 建設局における地震発生時の初動体制演習の実施

地震が発生した場合の都市施設の被災情報を迅速に収集することを目的として演習を実施する。また、「地震災害発生時の初動体制マニュアル」の定期的な見直しを行う。
(都市計画部)

▶ 防災 MCA 無線の整備

災害時においても確実な情報連絡が行えるよう、防災MCA無線の増設及び外部アンテナの整備を行うとともに、幹部職員に防災MCA無線を配備し、緊急時の連絡体制の確保を図る。
(市長公室)

▶アマチュア無線非常通信連絡会との連携強化

災害時における連絡体制の多ルート化を図るため、訓練の実施等により、アマチュア無線非常通信連絡会との連携を強化する。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 市職員の防災士資格取得者数 103 人(R1) ↗
- ▶ 市本庁舎の災害時優先回線数 40 回線(R1) →
- ▶ 防災 MCA 無線局数 738 局(R1) ↗

3-1-4 総合防災訓練等の実施

脆弱性評価

- 市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡協調体制の確立及び市民一人ひとりの防災意識と防災行動力の向上を図るため、引き続き総合防災訓練等を実施する必要がある。

推進方針

- 市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡協調体制の確立及び市民一人ひとりの防災意識と防災行動力の向上を図るため、市民及び関係機関と連携し、総合防災訓練及び避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練等の実践的な訓練を実施する。
(市長公室)

現在の主な施策・事業

▶ 総合防災訓練の実施

災害発生後の実際の行動について、市民や防災関係機関が参加する総合的な防災訓練を実施する。
(市長公室)

▶ 避難所運営訓練の実施

発災時に適切な避難所運営が行えるよう、船橋市避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練を実施する。
(市長公室)

3-1-5 公共施設の耐震化等【1-1-2 再掲】

脆弱性評価

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、市有建築物の耐震化を進めるとともに、市有建築物の機能の保全を図るために必要な改修等を計画的に行う必要がある。

推進方針

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。(建築部、企画財政部、教育委員会生涯学習部)

現在の主な施策・事業

▶ 市有建築物の耐震化の推進

市有建築物の耐震化を耐震改修促進計画により促進する。(建築部)

▶ 市有建築物の機能の保全

公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。(企画財政部)

▶ 生涯学習施設の特定天井の改修

生涯学習施設の大規模改修工事に併せて講堂等の特定天井の改修工事を実施する。(教育委員会生涯学習部)

主な関連指標

- ▶ 市有建築物の耐震化率 97%(R1) ↗

3-1-6 電源途絶に対する予備電源等の確保【4-1-2 に再掲】

脆弱性評価

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制を確保する必要がある。

推進方針

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うための予備電源を確保するため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制の確保を図る。(企画財政部、環境部、下水道部)

現在の主な施策・事業

▶ 本庁舎の予備電源の確保

本庁舎について、非常時の電力需要に応じた非常用発電機を整備する。(企画財政部)

▶ 清掃工場の自立運転の確保

北部・南部清掃工場について、災害時においても自立運転に切り替わる廃棄物発電設備と、万が一に備え清掃工場を稼働するための非常用発電機を設置することで、継続的に運用するための体制を確保する。（環境部）



▲ 南部清掃工場



▲ 南部清掃工場の蒸気タービン発電機

▶ 下水処理施設等の予備電源の確保

下水処理場、ポンプ場及び主要な排水機場について、施設を稼働するための非常用発電機を整備する。（下水道部）

主な関連指標

- ▶ 本庁舎非常用発電機の燃料無補給での運転時間 15 時間(R1) ↗

3-1-7 業務システムの耐災害性の確保等

脆弱性評価

- 災害時であっても必要な行政機能を確保するため、市の業務システム等の耐災害性を確保する必要がある。

推進方針

- 災害時であっても必要な行政機能を確保するため、市の業務システムのクラウド化等により耐災害性を確保するとともに、市庁舎以外でも業務システムを利用可能とする環境の整備を図る。（市長公室、総務部）

現在の主な施策・事業

▶ 業務継続体制の整備

市庁舎や職員、電力等の被災を想定し、災害時においても限られた人的・物的資源の中で速やかに優先業務を継続・再開・開始できる体制の整備やデータのバックアップを進める。（市長公室、総務部）

▶ 業務システムの耐災害性の確保

災害時における業務継続性を確保するために、業務システムのクラウド化等を推進する。（総務部）

主な関連指標

- ▶ クラウド化システム数 43 システム(R1) ↗

3-2 警察機能の低下等による治安の悪化

3-2-1 治安確保体制等の整備

脆弱性評価

- 発災の混乱により生じる治安の悪化等を防ぐため、地域の防犯活動の活性化を図るとともに、発災時に警察機関との連携が円滑に行われるよう、平時から連携を図る必要がある。

推進方針

- 発災の混乱により生じる治安の悪化等を防ぐため、地域の防犯活動を支援するとともに、平時から警察機関と連携し、治安の確保に必要な体制の強化を図る。
(市民生活部、市長公室)

現在の主な施策・事業

▶ 防犯活動支援物資支給事業

町会・自治会など、地域で防犯パトロールを実施している団体に対し、帽子、ベスト、のぼり旗等、活動に必要な物資を支給する。
(市民生活部)

▶ 防犯カメラ設置費及び維持管理費補助事業

防犯パトロール活動の補完として、防犯パトロールを実施している団体に対し、防犯カメラの設置及び維持管理に係る費用を補助する。
(市民生活部)

▶ 県警との連携

船橋警察署及び船橋東警察署と平時から連携体制を構築する。
(市民生活部、市長公室)

主な関連指標

- ▶ 市内防犯パトロール隊数 470 団体(R1) ↗
- ▶ 防犯カメラ維持管理費補助団体数 30 団体(R1) ↗

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

4-1-1 防災情報の収集機能強化

脆弱性評価

- 県や防災関係機関との通信を適切に行うため、災害時でも使用可能な通信手段を確保する必要がある。

推進方針

- 県や防災関係機関との通信を適切に行うため、災害時優先回線の確保や防災 MCA 無線の整備により災害時でも使用可能な通信手段の確保を図る。
(市長公室、企画財政部)

現在の主な施策・事業

▶ 災害時優先回線の確保

東日本電信電話株式会社と協議のうえ、市庁舎の主要回線を災害時優先回線として確保し、災害時の緊急連絡体制を整備する。
(市長公室、企画財政部)

▶ 電話施設の耐災害性の確保

東日本電信電話株式会社に対し、電話施設の耐災害性が確保されるよう要請するとともに、平時より連携を行う。
(市長公室)

▶ 防災 MCA 無線の整備

災害時においても確実な情報連絡が行えるよう、防災 MCA 無線の増設及び外部アンテナの整備を行うとともに、幹部職員に防災 MCA 無線を配備し、緊急時の連絡体制の確保を図る。
(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 市本庁舎の災害時優先回線数 40 回線(R1) →
- ▶ 防災 MCA 無線局数 738 局(R1) ↗

4-1-2 電源途絶に対する予備電源等の確保【3-1-6 再掲】

脆弱性評価

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制を確保する必要がある。

推進方針

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うための予備電源を確保するため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制の確保を図る。
(企画財政部、環境部、下水道部)

現在の主な施策・事業

▶ 本庁舎の予備電源の確保

本庁舎について、非常時の電力需要に応じた非常用発電機を整備する。
(企画財政部)

▶ 清掃工場の自立運転の確保

北部・南部清掃工場について、災害時においても自立運転に切り替わる廃棄物発電設備と、万が一に備え清掃工場を稼働するための非常用発電機を設置することで、継続的に運用するための体制を確保する。
(環境部)

▶ 下水処理施設等の予備電源の確保

下水処理場、ポンプ場及び主要な排水機場について、施設を稼働するための非常用発電機を整備する。
(下水道部)

主な関連指標

- ▶ 本庁舎非常用発電機の燃料無補給での運転時間 15 時間(R1) ↗

4-2 災害時に活用する情報サービスの機能停止により、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4-2-1 防災行政無線等による避難情報等の伝達【1-4-3 再掲】

脆弱性評価

- 避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、様々な情報伝達手段により市民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する必要がある。

推進方針

- 避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線やふなばし情報メール(ふなばし災害情報)、市公式アプリ「ふなっぷ」等を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。
(市長公室、総務部)

現在の主な施策・事業

▶ 防災行政無線固定系子局の整備

難聴地域における固定系子局の新設工事等により、市民への広報体制を強化する。(市長公室)

▶ 情報提供体制等の整備

市ホームページ、市公式ツイッター、Jアラート(災害情報共有システム)、ふなばし防災エリアメール、J:COM チャンネル船橋・習志野(地デジ11チャンネル)のデータ放送等を活用し、幅広い情報提供を行う。
(市長公室)

▶ ふなばし情報メール・「ふなっぷ」等による情報配信

ふなばし情報メール(ふなばし災害情報)・市公式アプリ「ふなっぷ」等を通じて、地震や水害などの情報を配信するとともに、登録を促進する。
(市長公室、総務部)

▶ 全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報提供

国が発信する緊急情報を自動で防災行政無線で放送する全国瞬時警報システム(Jアラート)を導入し、市民に緊急情報を提供する体制を整備する。
(市長公室)



▲ 市公式アプリ「ふなっぷ」

主な関連指標

- ▶ 防災行政無線固定系子局数 181 局(R1) ↗
- ▶ ふなばし情報メール登録者数 85,838 人(R1) ↗

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

5-1-1 中小企業に対する資金調達支援

脆弱性評価

- 災害後の事業者の事業の再興及び雇用の確保を支援するため、支援体制を整備する必要がある。

推進方針

- 災害後の事業者の事業の再興及び雇用の確保を支援するため、事業者への融資等により支援体制の整備を図る。 (経済部)

現在の主な施策・事業

▶ 事業者への融資

中小企業及び農水産業向けに融資を円滑かつ迅速に実施する。特に災害復旧資金等の緊急性のある資金を中心に融資を行い、直接・間接的に被害を受けた中小企業のインフラの復旧を図る。 (経済部)

5-1-2 インフラの災害対策

脆弱性評価

- 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止を回避するため、道路等の災害対策の強化を行う必要がある。

推進方針

- 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止を回避するため、道路整備等による災害対策の強化を図る。 (道路部)

現在の主な施策・事業

▶ 幹線道路等の整備

交差点・道路の改良、排水の整備など、区間に応じた災害に対する補強整備を行う。また、路面損傷の補修・路面下空洞調査等により、震災時の道路破壊を防止するための整備を推進する。特に緊急輸送道路に指定されている路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。 (道路部)

主な関連指標

- ▶ 都市計画道路整備率 44.7%(R1) ↗

5-2 社会経済活動等の維持に必要なエネルギーの供給停止

5-2-1 ライフライン事業者等の防災体制の強化【6-1-1 に再掲】

脆弱性評価

- 電気・都市ガス等の提供が停止し市民生活に影響が及ぶことを防止するため、耐災害性の確保や設備点検等について、提供事業者等と連携した対策を図る必要がある。

推進方針

- 電気・都市ガス等の提供が停止し市民生活に影響が及ぶことを防止するため、電気・ガス・電話施設の耐災害性の確保や設備点検等について、提供事業者等に対して要望するとともに、平時から連携を図る。（市長公室）

現在の主な施策・事業

▶ 電気施設の耐災害性の確保

電力会社に対し、電気施設の耐災害性が確保されるよう要請するとともに、平時より連携を行う。（市長公室）

▶ ガス施設の耐災害性の確保

ガス提供事業者に対し、ガス施設の耐災害性が確保されるよう要請するとともに、平時より連携を行う。（市長公室）

▶ 電話施設の耐災害性の確保

電話事業者に対し、電話施設の耐災害性が確保されるよう要請するとともに、平時より連携を行う。（市長公室）

▶ 防災会議の開催

防災会議開催時に防災についての課題を共有し事例検討等を行うことで、平時より各分野間の連携を行う。（市長公室）

5-3 損壊、火災等による重要な産業等への甚大な被害

5-3-1 工業団地等の防災体制の強化

脆弱性評価

- 工業団地等における防災体制の充実・強化を図るため、防災意識の向上等を図る必要がある。

推進方針

- 工業団地等における防災体制の充実・強化を図るため、事業継続計画(BCP)の策定支援等を通じて防災意識の向上等を図る。(経済部)

現在の主な施策・事業

▶ 中小企業の事業継続計画(BCP)の策定支援

BCP策定支援セミナーを実施することにより、危機管理や防災に関する意識を高めるとともに、中小企業の事業継続計画(BCP)策定の支援や、工業団地等の防災対応力強化の取組みを推進する。(経済部)

主な関連指標

- ▶ BCP 策定支援セミナー参加者数(累計) 168 人(R1) ↗

5-4 食料等の安定供給の停滞

5-4-1 農地・農業水利施設等の適切な保全管理

脆弱性評価

- 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌の流出防止などの国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の整備・補修及び更新を行う必要がある。

推進方針

- 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌の流出防止などの国土保全機能を保持するため、農地保全施設や土地基盤の整備に対する補助を実施することで地域資源である農業水利施設の整備・補修及び更新を図る。(経済部)

現在の主な施策・事業

▶ 農地保全施設費補助事業

農地の土壌流出防止を目的とした鋼板土留めの設置に対し補助を行う。 （経済部）

▶ 土地基盤整備事業費補助事業

農業用排水路等の整備に対し補助を行う。 （経済部）

5-4-2 食料安定供給のための農業・漁業施設整備の推進

脆弱性評価

- 大規模災害による全国的な食料不足等に備え、生産性の高い農業・漁業を実現するため、各種農業・漁業施設の整備を促進する必要がある。

推進方針

- 大規模災害による全国的な食料不足等に備え、生産性の高い農業・漁業を実現するため、耐候性設備や省エネルギー施設など生産性の向上に資する設備の導入に対する補助等を行い、各種農業・漁業施設の整備の促進を図る。 （経済部）

現在の主な施策・事業

▶ 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助事業

園芸生産の施設化及び省エネルギー施設等の導入に対する補助を行い、生産性の向上を図る。 （経済部）

5-4-3 卸売市場施設の再整備等の推進

脆弱性評価

- 卸売市場は、市民生活に必要不可欠な生鮮食料品等の基幹的な流通ルートであるが、開設から50年を経過し、施設の老朽化が進むとともに耐震化が遅れている施設がある。災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食料品等の供給が困難になることから、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、市場施設の耐震化を進めるとともに、市場間連携・協力体制を構築する必要がある。

推進方針

- 災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食料品等の供給が困難になることから、市場施設の耐震化を進めるとともに、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、市場間連携・協力体制の構築を図る。 （地方卸売市場）

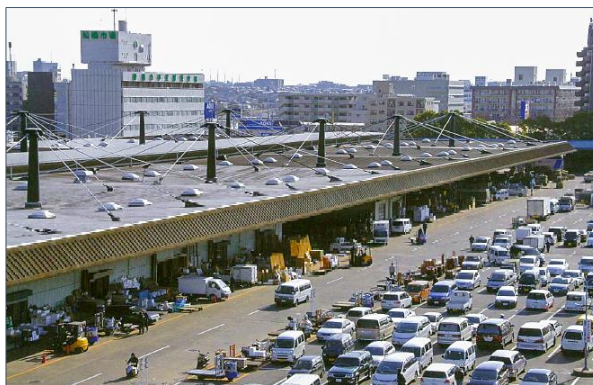
現在の主な施策・事業

▶ 卸売市場施設整備事業

生鮮食料品等を安定的に供給するため、施設の改修等を計画的に行う。 (地方卸売市場)

▶ 他の公設市場との災害時相互応援に関する協定

全国公設地方卸売市場協議会において災害時の相互応援に関する協定を締結する。
(地方卸売市場)



▲ 船橋市地方卸売市場

目標 6 ライフライン・交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期復旧を図る

6-1 電力・石油・ガスのサプライチェーンの寸断による供給停止

6-1-1 ライフライン事業者等の防災体制の強化【5-2-1 再掲】

脆弱性評価

- 電気・都市ガス等の提供が停止し市民生活に影響が及ぶことを防止するため、耐災害性の確保や設備点検等について、提供事業者等と連携した対策を図る必要がある。

推進方針

- 電気・都市ガス等の提供が停止し市民生活に影響が及ぶことを防止するため、電気・ガス・電話施設の耐災害性の確保や設備点検等について、提供事業者等に対して要望するとともに、平時から連携を図る。
(市長公室)

現在の主な施策・事業

▶ 電気施設の耐災害性の確保

電力会社に対し、電気施設の耐災害性が確保されるよう要請するとともに、平時より連携を行う。
(市長公室)

▶ ガス施設の耐災害性の確保

ガス提供事業者に対し、ガス施設の耐災害性が確保されるよう要請するとともに、平時より連携を行う。
(市長公室)

▶ 電話施設の耐災害性の確保

電話事業者に対し、電話施設の耐災害性が確保されるよう要請するとともに、平時より連携を行う。
(市長公室)

▶ 防災会議の開催

防災会議開催時に防災についての課題を共有し事例検討等を行うことで、平時より各分野間の連携を行う。
(市長公室)

6-1-2 ライフライン事業者等との連携による緊急調達体制の強化

脆弱性評価

- 災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、関係機関等との連携強化を図る必要がある。

推進方針

- 災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、民間事業者等との協定締結等を通じて、関係機関等との連携強化を図る。

(市長公室、企画財政部、経済部)

現在の主な施策・事業

▶ 燃料等の供給に関する協定締結

災害時の燃料等を確保するため、民間事業者との燃料等の供給に関する協定を締結することにより連携を強化する。

(市長公室、企画財政部、経済部)

主な関連指標

- ▶ 燃料等の供給に関する協定締結数 5 件(R1) ↗

6-1-3 自立・分散型エネルギー設備の導入

脆弱性評価

- 災害により発電所等が被害を受け、電力の供給が停止した場合においても必要最低限の電力が確保されるよう、自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

推進方針

- 災害により発電所等が被害を受け、電力の供給が停止した場合においても必要最低限の電力が確保されるよう、住宅への太陽光発電設備や蓄電池等の設置に係る費用の補助等を行い、自立・分散型エネルギーの導入促進を図る。(環境部、市長公室)

現在の主な施策・事業

▶ 太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金事業

住宅への太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池システム(ガスで電力と熱を供給)等の設置に係る費用を補助し、普及を促進する。

(環境部)

▶ 自家発電設備の設置啓発

まちづくり出前講座等で、自家発電設備の設置啓発を行う。

(市長公室)

主な関連指標

- ▶ 太陽光発電システムの設置容量 57,784kw(R1) ↗
- ▶ まちづくり出前講座「防災講座」実施回数(H27からの累計) 106件(R1) ↗

6-1-4 台風等による停電対策

脆弱性評価

- 台風等の際に電線等が被害を受けることによって起こる停電の発生を防ぐため、樹木の倒木等を防止する必要がある。

推進方針

- 台風等の際に電線等が被害を受けることによって起こる停電の発生を防ぐため、都市公園や緑地の縁辺部等にある巨大化や老木化が進んでいる樹木の計画的な更新・改植等により倒木等の防止を図る。（都市整備部、道路部）

現在の主な施策・事業

▶ 樹木・街路樹の管理

樹木・街路樹の倒木等による電線の切断等を防止するため、剪定、支柱等の手入れ及び倒木しにくい樹種への植え替え等を行う。（都市整備部、道路部）

主な関連指標

- ▶ 造園協同組合等との災害時の応急活動に関する協定締結数 6件(R1) ↗

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

6-2-1 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築【2-1-1 再掲】

脆弱性評価

- 飲料水の提供体制を確保するため、上水道施設の老朽化対策・耐震化を促進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。

推進方針

- 飲料水の提供体制を確保するため、上水道施設の耐災害性を向上させ、迅速な応急給水活動が実施できる体制が整備されるよう、提供事業者との連携を図る。
(市長公室、経済部)

現在の主な施策・事業

▶ 上水道施設の整備及び県企業局との連携

水道施設のうち、老朽化による更新または補強が必要な施設等について、施設の耐震化及び体制整備等が行われるよう、県企業局に要望するとともに、応急給水に関する協定を締結する。
(市長公室)

▶ 物資供給等の協定締結

災害時の食料品・飲料水や生活必需品などを確保するために、物資供給・輸送等の協定締結を推進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを行う。
(市長公室、経済部)

主な関連指標

- ▶ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する協定締結数 14 件(R1) ↗

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

6-3-1 下水道業務継続計画(下水道BCP)の適切な運用【2-5-3 再掲】

脆弱性評価

- 市民生活にとって重要なライフラインの一つである下水道施設について、災害時にも機能を維持し、または早期回復を図るため、下水道業務継続計画(下水道BCP)を適切に運用していく必要がある。

推進方針

- 災害時に下水道施設の機能を維持し、または早期回復を図るため、下水道業務継続計画(下水道BCP)を適切に運用していく。
(下水道部)

現在の主な施策・事業

▶ 下水道業務継続計画(下水道BCP)の運用

災害時にも下水道施設の機能維持・早期回復を図るため、下水道業務継続計画の適切な運用をする。
(下水道部)

6-3-2 下水道施設の維持管理・耐震化等【2-5-4 再掲】

脆弱性評価

- 大規模地震等による下水道施設の被害を軽減するため、下水道施設の耐震化・長寿命化を着実に推進する必要がある。

推進方針

- 大規模地震等による下水道施設の被害を軽減するため、公共下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を図るとともに、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく整備により長寿命化を図る。（下水道部）

現在の主な施策・事業

▶ 下水道施設の耐震化

公共下水道総合地震対策計画に基づいた下水道施設の耐震化を推進する。（下水道部）

▶ 下水道施設の計画的な長寿命化

下水道施設の老朽化による被害拡大を軽減するため、公共下水道ストックマネジメント計画に基づいた計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を推進する。（下水道部）

▶ 下水道施設の液状化対策の推進

下水道管路施設について、マンホールの浮上防止等の液状化対策を実施し、機能の麻痺を軽減する。（下水道部）

主な関連指標

- ▶ 下水道管渠の耐震化距離 251.2km(R1) ↗

6-3-3 浄化槽の整備促進等

脆弱性評価

- 災害に強い住環境を整備するため、老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、災害が発生した場合の被災浄化槽の迅速な情報収集を行うため、浄化槽台帳システムにより、浄化槽管理者の住所・氏名等を適切に管理する必要がある。

推進方針

- 災害に強い住環境を整備するため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換に係る費用を補助するとともに、公共用水域の水質保全に係る周知啓発を行うことで災害に強い浄化槽への転換を促進する。また、災害が発生した場合の被災浄化槽の迅速な情報収集を行うため、庁内関係部署及び浄化槽関連

業者との情報共有や現地調査により、浄化槽台帳システムで管理する情報の充実を図る。
(環境部)

現在の主な施策・事業

▶ 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽を高度処理型合併処理浄化槽に転換する際の費用を補助するとともに、公共用水域の水質保全に係る周知啓発を行い、災害に強い浄化槽への転換を促進する。
(環境部)

▶ 浄化槽台帳システムの活用

災害が発生した場合における被災浄化槽の情報を迅速に収集できるよう浄化槽台帳システムの情報の更新を図る。
(環境部)

主な関連指標

- ▶ 高度処理型合併処理浄化槽の普及率 26.5%(R1) ↗

6-3-4 市の一般廃棄物処理施設における安定処理

脆弱性評価

- 大規模災害の発生時においても円滑に廃棄物処理が行えるよう、一般廃棄物処理施設の定期的な点検・保守管理を行うなど、災害時に安定した処理が維持できる体制を確保する必要がある。

推進方針

- 大規模災害の発生時においても円滑に廃棄物処理が行えるよう、一般廃棄物処理施設の定期的な点検・保守管理を行うとともに、燃料や薬剤を確保するため複数の調達先について検討するなど、災害時に安定した処理が維持できる体制の構築を図る。
(環境部)

現在の主な施策・事業

▶ 災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の構築

災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に安定的に廃棄物を処理できるよう施設の定期的な点検・保守管理を行う。
(環境部)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

6-4-1 道路・橋梁等の整備【2-1-3 再掲】

脆弱性評価

- 災害時の物資輸送等に資する緊急輸送道路等の交通機能を確保するため、計画的な道路・橋梁施設の整備等を推進する必要がある。

推進方針

- 災害時の物資輸送等に資する緊急輸送道路等の交通機能を確保するため、計画的な道路・橋梁施設の老朽化対策及び耐震化を図るとともに、沿道建築物の耐震化を促進する。（道路部、建築部）

現在の主な施策・事業

▶ 幹線道路等の整備

都市計画道路など幹線道路の整備を進め、道路ネットワークを構築する。（道路部）

▶ 既設橋梁の整備

市内の跨線橋等のうち耐震化が必要な橋梁について、落橋防止工事を順次実施するとともに、既設橋梁について、点検結果をふまえ順次補修を行うほか、特に老朽化の著しい橋梁については架替及び補強を行う。（道路部）

▶ 橋梁等の液状化対策の推進

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁について、地盤改良や支持杭を打ち込むなどの対策を講じ、地盤の液状化による交通等への被害を最小限に抑える。（道路部）

▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等助成事業

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成する。（建築部）

主な関連指標

- ▶ 都市計画道路整備率 44.7%(R1) ↗
- ▶ 耐震補強完了橋数 13 橋(R1) ↗

6-4-2 集中豪雨時の冠水危険箇所等の周知

脆弱性評価

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所等の周知を行う必要がある。

推進方針

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部(アンダーパス)等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、洪水・内水ハザードマップ等による冠水箇所等の周知を図る。
(市長公室、下水道部、道路部)

現在の主な施策・事業

▶ 洪水・内水ハザードマップの作成・周知

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定に加え、内水氾濫シミュレーションによる浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を反映した洪水・内水ハザードマップを作成し、全戸配布を行う。
(市長公室、下水道部)

▶ 冠水による危険度の周知強化

アンダーパス、局所的な低地、地下空間等は地上と異なる危険性があることを管理者、利用者などに周知する。また、冠水被害が想定される箇所については、冠水システムを設置するとともに、危険箇所であることを周知する表示板を設置する。
(道路部)

主な関連指標

- ▶ 道路冠水システム設置箇所 3 か所(R1) →

6-4-3 無電柱化の推進

脆弱性評価

- 電柱は大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすいことから、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等による防災性の向上を図るため、無電柱化を推進する必要がある。

推進方針

- 電柱は大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすいことから、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等による防災性の向上を図るため、無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進を図る。
(道路部)

現在の主な施策・事業

▶ 無電柱化推進計画の策定

大規模災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止等による防災性の向上のため、無電柱化推進計画を策定する。
(道路部)

6-4-4 輸送手段の確保

脆弱性評価

- 災害時における輸送機能の維持を図るため、鉄道施設等の耐震性の向上や様々な交通手段によるアクセスの多様化等を推進するとともに、輸送機能を担う事業者との協力体制を確保する必要がある。

推進方針

- 災害時においても輸送機能の維持を図るため、耐震化整備に対する補助等により鉄道施設等の耐震対策を促進するとともに、災害時における鉄道・バス・タクシー事業者等との協力体制の構築を図るため、平時から連携・情報共有に努める。また、多様な交通手段の確保により、輸送手段の冗長性の確保等を図る。

（道路部、市長公室、都市計画部）

現在の主な施策・事業

▶ 鉄道施設耐震対策事業

大規模地震に備えて、地震時における鉄道網の確保と、鉄道利用者の安全確保を図るため、鉄道事業者が行う主要駅や高架橋等の耐震対策事業に対し、費用の補助を行う。 （道路部）

▶ 鉄道事業者等との連携

鉄道施設の整備等について、日頃から鉄道事業者等との情報共有に努める。

（市長公室、都市計画部）

主な関連指標

- ▶ 鉄道施設耐震対策事業補助件数（累計） 11件(R1) ↗

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 大規模噴火に伴う降灰による二次災害の発生

7-1-1 富士山噴火による降灰対策

脆弱性評価

- 広域の降灰被害によるライフラインの停止等を防ぐため、国の検討状況をふまえ、降灰の除去体制等について検討する必要がある。

推進方針

- 広域の降灰被害によるライフラインの停止等を防ぐため、国や県などの関係機関と連携した降灰の除去・収集及び広域的な処分体制等について検討する。
(市長公室、環境部、道路部)

現在の主な施策・事業

▶ 道路除灰作業計画の検討

道路除灰資機材(ホイールローダー等)の確保、優先除灰路線の設定等の道路除灰作業計画を検討する。
(道路部)

▶ 降灰の収集計画の検討

宅地・事業所等から排出された降灰及び市の施設や道路等から除去された降灰の収集計画を検討する。
(市長公室、環境部)

7-2 有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生

7-2-1 有害・危険物質漏えい時の対応体制の確保

脆弱性評価

- 河川・海岸・港湾区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施する体制を整備する必要がある。

推進方針

- 河川・海岸・港湾区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するための体制の確保を図る。
(消防局)

現在の主な施策・事業

▶ 油防除作業体制の整備

県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、関係機関との連携を強化して、地域に即した迅速かつ的確な行動が行えるよう、油防除体制の確立を図る。
(消防局)

7-2-2 危険物施設等の安全対策

脆弱性評価

- 大規模な爆発事故や危険物の流出等を防ぐため、危険物施設や毒物・劇物貯蔵取扱施設の安全性の向上を図る必要がある。

推進方針

- 大規模な爆発事故や危険物の流出等を防ぐため、危険物施設や毒物・劇物貯蔵取扱施設の立入検査等を通じて安全性の向上を図る。
(消防局、保健所)

現在の主な施策・事業

▶ 危険物施設への立入検査の実施

危険物施設の潜在的な危険要因の把握、安全管理体制の強化を図るとともに、定期的に危険物施設への立入検査を実施する。
(消防局)

▶ 危険物施設に対する指導・安全性の向上

危険物施設において、危険物の適正な貯蔵・取扱等が行われるよう指導し、危険物施設の安全性の向上を図る。
(消防局)

▶ 医療機関・薬局等における化学薬品等の保管の適正化

病院・薬局等に対し、引火性の薬品類及び化学薬品の適正な保管方法を指導する。
(保健所)

▶ 毒物・劇物貯蔵取扱施設の対策

毒物・劇物貯蔵取扱施設に対し、立入検査等により施設の実態を把握し、適正な保管方法について指導する。
(保健所)

目標 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅滞

8-1-1 災害廃棄物処理体制の整備

脆弱性評価

- 災害時には多量の災害廃棄物が発生することが想定され、市民の生活環境の保全及び復旧・復興のためには、早期に廃棄物を撤去する必要があるため、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に行えるよう、平時から廃棄物の収集・運搬・処理体制について庁内各部署間の連携を図るとともに、民間事業者とも協力し適切に対応できる体制を整備する必要がある。

推進方針

- 災害時には多量の災害廃棄物が発生することが想定され、市民の生活環境の保全及び復旧・復興のためには、早期に廃棄物を撤去する必要があるため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に行えるよう、平時から廃棄物の収集・運搬・処理体制について庁内各部署間及び民間事業者と連携し情報共有を図るとともに、民間事業者とのさらなる協定を検討し、災害時にも適切に廃棄物の処理を行える体制の整備を図る。
(環境部)

現在の主な施策・事業

▶ 災害時のごみの出し方に関する平時からの周知

「災害時のごみ出しガイド」を全戸配布し、災害時のごみの出し方について平時から周知する。
(環境部)

▶ 収集・運搬・処理体制の整備

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・処理体制を整備する。
(環境部)

▶ ごみ処理施設の保守管理の徹底

大規模な地震が発生した場合には、多量のごみが市内各所において発生することが予測されるため、平時からごみ処理施設の保守管理を徹底し、安全性の確保に努める。
(環境部)

▶ 産業廃棄物処理業者との連携等

市内産業廃棄物処理業者との連携を高めるため、平時から市と民間事業者が年一回程度の連絡会議を行うなどして情報交換を行い協力体制の構築を図る。また、市内の産業廃棄物処理施設の稼働状況については、定期的に立入検査を実施し、確認を行う。
(環境部)

主な関連指標

- ▶ 災害廃棄物の処理等に関する協定締結数 21 件(R1) ↗

8-1-2 災害廃棄物の仮置場の選定推進

脆弱性評価

- 市民の生活環境の保全及び災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理のため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場の選定及び必要な資機材の準備等を進める必要がある。

推進方針

- 市民の生活環境の保全及び災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理のため、災害廃棄物処理計画に基づく行動マニュアルを策定し、災害廃棄物の発生状況に応じた仮置場の選定及び必要な資機材の準備等を進める。（環境部）

現在の主な施策・事業

▶ 災害廃棄物の仮置場の選定

災害時に災害廃棄物を一時的に保管する仮置場を選定する。（環境部）

▶ 災害廃棄物の仮置場運営資材の備蓄

災害発生時に迅速に仮置場が設置できるよう、仮置場の運営に必要な資材を計画的に備蓄する。（環境部）

8-1-3 災害廃棄物処理の協力体制の構築

脆弱性評価

- 多量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、他自治体や民間事業者との協力体制を構築し連携強化を図る必要がある。

推進方針

- 多量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、平時から廃棄物の収集・運搬・処理体制について、近隣市等と連携を図るほか、民間事業者との協力体制を構築し、災害時における広域処理が迅速に進められるよう体制づくりを行う。（環境部）

現在の主な施策・事業

▶ 災害廃棄物の広域処理体制の整備

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、他の自治体・民間事業者等の協力を得て、災害時における広域処理が迅速に進められるよう体制づくりを行う。
(環境部)

▶ 民間事業者との連携

廃棄物の収集運搬業者・処理業者と協定を結び、平時から市と民間事業者が年一回程度の連絡会議を行うなどして情報交換を行い協力体制の構築を図る。
(環境部)

主な関連指標

- ▶ 災害廃棄物の処理等に関する協定締結数 21 件(R1) ↗

8-2 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-1 応急仮設住宅等の整備

脆弱性評価

- 応急仮設住宅等の建設等を迅速に行うため、あらかじめ候補地を選定するなどにより建設用地を確保するとともに、関係団体と協力体制を構築する必要がある。

推進方針

- 応急仮設住宅等の建設等を迅速に行うため、候補地の選定や防災協力農地の登録促進等により建設用地の確保を図るとともに、関係団体と協力体制の構築を図る。
(建築部、市長公室、経済部)

現在の主な施策・事業

▶ 建設候補地の選定

応急仮設住宅の建設地について、地域防災計画に記載されている条件を考慮し、事前に候補地を選定する。
(建築部)

▶ 防災協力農地の確保

農地所有者の協力により、災害時の市民の安全確保と復旧活動等に活用することができる防災協力農地を確保する。
(市長公室、経済部)

主な関連指標

- ▶ 応急仮設住宅建設候補地数 43 か所(R1) ↗
- ▶ 防災協力農地登録面積 34.93ha(R1) ↗

8-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3-1 生活復興に向けた相談体制等の整備

脆弱性評価

- 災害後の市民生活の再建を図るための支援等を円滑に実施する体制を整備する必要がある。

推進方針

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。
(市長公室、税務部、福祉サービス部、建築部、健康・高齢部、子育て支援部、経済部)

現在の主な施策・事業

▶ 罹災証明書等の発行

速やかに罹災証明書等を発行できる体制を整備する。(市長公室、税務部)

▶ 被災者への給付金等の支給

災害により死亡した場合や住居に被害を受けた場合等に、給付金等の支給を行う。
(福祉サービス部)

▶ 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された場合等において、災害援護資金の貸付を行う。(福祉サービス部)

▶ 住宅の応急修理費用等の助成

自らの資力では住家の修理ができない被災者等に対し、住宅の応急修理の費用等の助成を行う。
(建築部)

▶ 税額の免除等

税額の減免、納期限の延長、徴収の猶予等の支援を行う。(税務部)

▶ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免等

災害等により生活が著しく困難となった等と認められる場合に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料及び各一部負担金の減免等を行う。(健康・高齢部)

▶ 国民年金保険料の免除等

災害により財産に相当な被害を受け保険料の納付が困難となった場合に、保険料の免除等を行う。
(健康・高齢部)

▶ 介護保険料の減免等

納付義務者が災害により保険料を一時的に納付できない場合に介護保険料及び利用者負担の減免等を行う。(健康・高齢部)

▶ 保育料の減免

居住する家屋や家財などが著しい被害を受けた場合で、その程度が甚大であり、納付が困難であると認める場合に、保育料の減免を行う。(子育て支援部)

▶ **母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の支払猶予等**

母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた者が災害により償還を行うことが困難となった場合の償還猶予、子を扶養していない寡婦の所得制限額の撤廃、住宅資金等の据置期間の延長等の支援を行う。
(子育て支援部)

▶ **児童扶養手当の特例措置**

災害により児童扶養手当の申請ができなかった場合の遡及支給及び所得制限緩和等の特例措置を講じる。
(子育て支援部)

▶ **離職者に対する職業のあっ旋**

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっ旋について、県が公共職業安定所を通じ臨時職業相談窓口を設置した場合に、県や公共職業安定所と連携を図る。
(経済部)

8-3-2 被災者台帳の整備【3-1-2 再掲】

脆弱性評価

- 被災者の生活再建を支援するため、被災者の情報を共有する被災者台帳の整備方法等について検討する必要がある。

推進方針

- 被災者の生活再建を支援するため、「被災者情報システム」の導入の検討も含め、被災者の被災から生活再建までの情報を庁内で一元的に管理する被災者台帳の整備を図る。
(市長公室、福祉サービス部)

8-3-3 地域コミュニティの活性化

脆弱性評価

- 地域一丸となった災害対応体制を構築し、被災後に迅速な復旧・復興が図られるよう、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。

推進方針

- 地域一丸となった災害対応体制を構築し、被災後に迅速な復旧・復興が図られるよう、町会・自治会への加入促進・運営支援を行うことで地域コミュニティの活性化を図る。
(市民生活部)

現在の主な施策・事業

▶ **町会・自治会への加入促進**

未加入世帯及び新規転入世帯に対し、町会・自治会への加入促進を行う。
(市民生活部)

▶ 町会・自治会に対する運営支援等

町会・自治会設立案内パンフレットの作成等により町会・自治会の新規設立及び運営に対する支援を行う。
(市民生活部)

主な関連指標

- ▶ 町会・自治会加入率 72.21%(R1) ↗

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

8-4-1 文化財に係る各種災害対策の支援

脆弱性評価

- 有形文化財及び無形文化財に関連する文化資産等を災害から保護するため、市有文化財等の災害対策を講ずるとともに、文化財の所有者等に対して必要な支援や指導等を行う必要がある。

推進方針

- 文化財に関連する文化資産等を災害から保護するため、市有文化財等に係る火災予防措置等の災害対策を講ずるとともに、文化財の所有者等に対し消防訓練等を通じた防火指導及び防災設備等設置に係る補助等の実施を図る。
(教育委員会生涯学習部、消防局)

現在の主な施策・事業

▶ 有形文化財等への防災設備等設置促進

有形民俗文化財等の所有者等に対し、防災設備等の設置に係る補助を実施することで、文化財の適正な保存管理を図る。
(教育委員会生涯学習部)

▶ 文化財の所有者等に対する防火指導

文化財の所有者等に対し、消防用設備の設置及び適切な維持管理についての指導を行うとともに、定期的な消火訓練等の実施を促し、文化財に対する防火意識の向上を図る。
(消防局)

▶ 文化財建造物消火訓練等の実施

文化財防火デーに合わせ、文化財所有者及び町会・自治会等と連携し、文化財を火災・震災その他の災害から守るための訓練を実施する。
(教育委員会生涯学習部、消防局)

8-5 復旧・復興を支える人材等の不足と、より良い復興に向けた体制の欠如等による復興の停滞

8-5-1 関係機関等との連携体制の確立

脆弱性評価

- 被災した建物等の把握や応急措置等を迅速かつ的確に行うため、国及び関係機関との連携強化を推進する必要がある。

推進方針

- 被災した建物等の把握や応急措置等を迅速かつ的確に行うため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）や災害時の応急措置に関する協定を締結している関係機関等との連携強化の推進を図る。
（市長公室、道路部、建築部）

現在の主な施策・事業

▶ TEC-FORCE との連携体制の構築

国から派遣される TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）との連携体制を構築する。
（市長公室、道路部）

▶ 災害時の応急措置等に関する協定の締結

災害時の応急措置等に関する協定の締結等を行うとともに、協定の内容・運用形態の見直しを行う。
（道路部、建築部）

主な関連指標

- ▶ 災害復旧に関する協定締結数 11 件(R1) ↗

8-5-2 復旧・復興を支える人材の育成

脆弱性評価

- 地域の迅速な復旧・復興を行うため、平時から地域のまちづくりを担う人材を育成する必要がある。

推進方針

- 地域の迅速な復旧・復興を行うため、地域防災リーダー養成講座の実施や防災士資格等の取得促進等により平時から地域のまちづくりを担う人材を育成する。
（市長公室、市民生活部）

現在の主な施策・事業

▶ 地域防災リーダー養成講座等の実施

地域防災リーダー養成講座や各種講演会を実施し、自主防災組織等で中心的な役割を担う人材を育成する。 (市長公室)

▶ 防災士資格取得等の促進

防災士資格取得・災害救援ボランティア講座受講のための費用を助成する。 (市長公室)

▶ ボランティアに対する支援

個人ボランティアやボランティアグループと平時から連携するとともに、活動の支援を行う。 (市民生活部)

主な関連指標

- ▶ 地域防災リーダー養成講座参加者数(累計) 1,782 人(R1) ↗
- ▶ 防災士資格取得に係る費用助成人数(累計) 23 人(R1) ↗
- ▶ 災害救援ボランティア講座受講に係る費用助成人数(累計) 12 人(R1) ↗

8-5-3 復興に向けた体制の構築

脆弱性評価

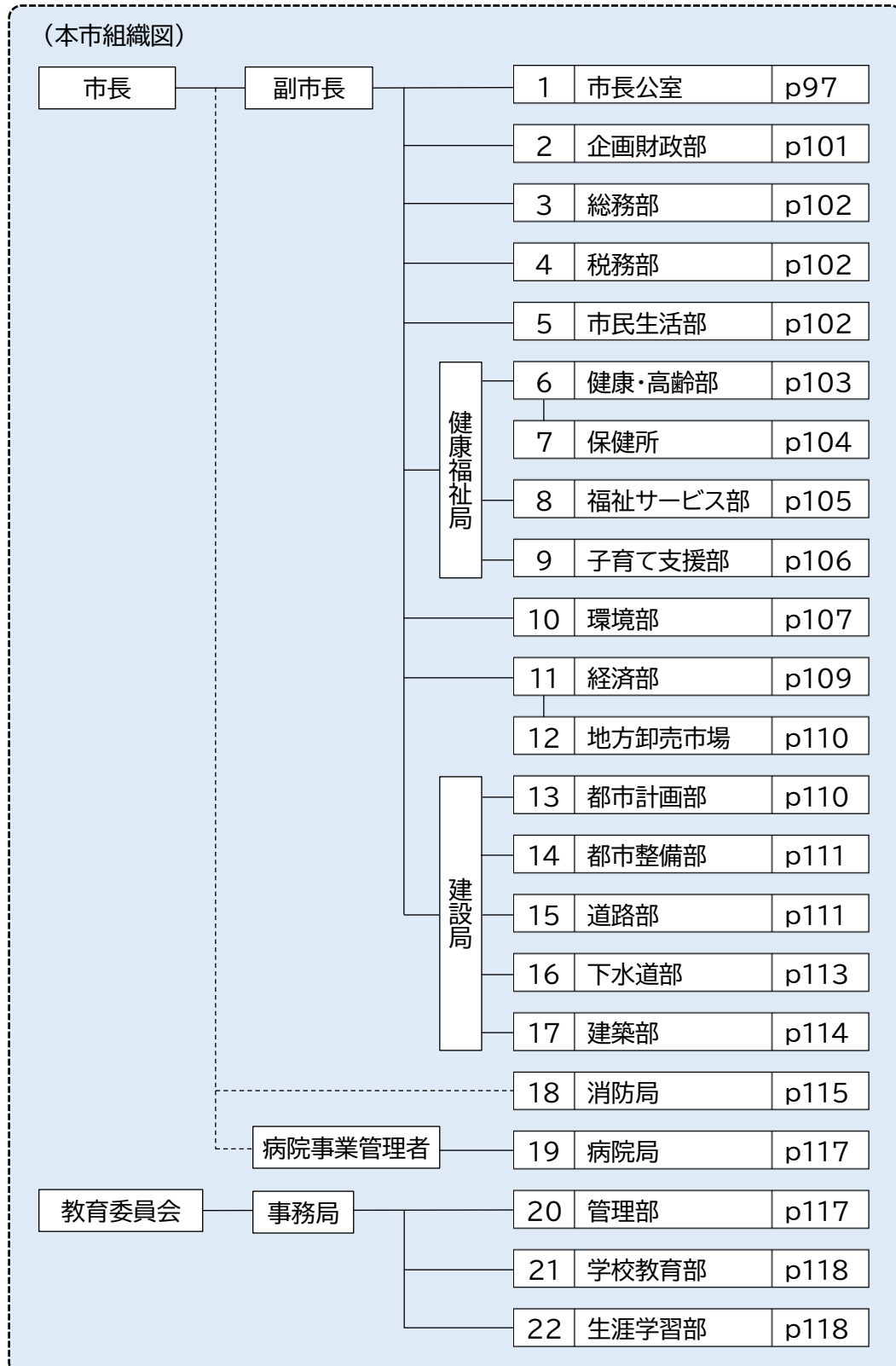
○被災後に、早期かつ着実な復興が図られるよう、復興まちづくりの方向性について平時から検討するとともに、災害発生 of 初期段階から各関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める必要がある。

推進方針

○被災後に、早期かつ着実な復興が図られるよう、復興の考え方、方法に関する調査・研究を行い、復興まちづくりの方向性について平時から検討するとともに、災害発生 of 初期段階から各所属・関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める。 (市長公室、企画財政部、都市計画部)

4.2 部局ごとの推進方針

「4.1 リスクシナリオ別の脆弱性評価・推進方針」からプログラムごとの推進方針を抜き出し、部局ごとに次のとおり整理した。



※ 次ページ以降、各推進方針の後の括弧内の数字(1-1-1等)は、該当するプログラム番号。

1 市長公室

（救助活動能力の強化）

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防水利・消防車両・資機材等の整備を図るとともに、消防団・自主防災組織への支援を行うことで、総合的な救助活動能力の充実を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化等を図る。（1-2-2）

（密集した市街地等の解消）

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。（1-3-1）

（津波・高潮からの避難体制等の整備）

- 市民が津波や高潮から安全に避難できるよう、津波浸水想定などを記した津波ハザードマップを作成し、危険箇所を周知するとともに、津波一時避難施設の指定、誘導用標識の設置及び避難訓練の実施等により、避難体制等の整備を図る。（1-4-1）

（海岸保全施設の早期整備の要望等）

- 高潮や津波による被害から市民の生命や財産を守るため、国及び県に対して、老朽化が進み未耐震の施設も含まれる海岸保全施設の早期整備を要望する。（1-4-2、1-5-3）

（防災行政無線等による避難情報等の伝達）

- 避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線やふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、市公式アプリ「ふなっぷ」等を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。（1-4-3、4-2-1）

（大規模水害対策の推進）

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。（1-5-1）

（激甚化する自然災害に備えた土砂被害対策）

- 集中豪雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、がけ地整備事業費補助金の交付等、急傾斜地の崩壊防止対策を図る。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る。（1-6-1）

（地域の災害リスクに対する意識の向上）

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。（1-7-1）

（地域防災力の向上）

- 災害時において救出・救護活動等が及ばない場合でも、住民等が効果的な活動を行えるようにするため、自主防災組織に対する補助等を行い活動を支援するとともに、防災講話・訓

練の実施等により、地域コミュニティにおける防災意識を高め、地域防災力の強化を図る。
(1-7-2)

(要配慮者支援の推進)

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。
(1-7-3)

(福祉避難所等の拡充)

- 要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図る。
(1-7-4)

(上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築)

- 飲料水の提供体制を確保するため、上水道施設の耐災害性を向上させ、迅速な応急給水活動が実施できる体制が整備されるよう、提供事業者との連携を図る。
(2-1-1、6-2-1)

(支援物資の調達・供給体制の構築)

- 災害時においても生活に必要な物資を確保するため、民間事業者等との協定締結、緊急輸送道路の指定、集積場所の確保及び連絡体制の強化等により緊急調達体制の整備を図る。
(2-1-2)

(道路啓開計画の策定)

- 大規模災害時における救助・物資の輸送などが適切に行われるよう、県等の広域的な計画をふまえ、道路啓開の行動計画の策定を図る。
(2-1-4、2-4-5)

(備蓄品等の確保)

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。
(2-1-5)

(消防団・自主防災組織等の災害対応能力の向上)

- 消防等が被災した際にも適切な災害対応が行われるよう、平時から消防団・自主防災組織の活動等に対する支援を行い活動促進を行うことで、災害対応能力の向上を図る。
(2-2-2)

(自衛隊・警察・海上保安庁等との連携体制の整備)

- 自衛隊・警察・海上保安庁等との災害時の円滑な連携体制を構築するため、協定の締結や共同の訓練等を通じ、連携強化を図る。
(2-2-3)

(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)

- 帰宅困難者の大量発生による混乱等を防止するため、他自治体や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発、帰宅困難者支援施設に関する協定の締結による一時滞在施設の確保、情報伝達訓練の実施による安否確認や情報提供を行うための体制整備及び帰宅支援拠点の拡充等を図る。
(2-3-1)

（医師会等との連携強化による医療提供体制の整備）

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。（2-4-8）

（避難所等における感染症対策の推進）

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者間の感染を防止するための避難所運営方法について検討し、避難所運営マニュアルの作成や運営訓練の実施、必要物資の備蓄等により感染症対策を図る。（2-5-1）

（避難環境の整備）

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。（2-6-1）

（避難所等における衛生管理）

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、収集車両の進入路を考慮したごみの保管場所や仮設トイレの設置場所等をあらかじめ定め、訓練を実施することにより、廃棄物及びし尿の収集・運搬が円滑に行えるよう体制整備を図るとともに、飲食物の衛生的な取り扱いについて周知啓発を図る。（2-6-2）

（市業務継続体制の確保）

- 災害時の業務継続体制を確保するため、業務継続計画（BCP）の更新を図るとともに、近隣市等との相互応援協定の締結等により適切な人員配置体制の構築を図る。（3-1-1）

（被災者台帳の整備）

- 被災者の生活再建を支援するため、「被災者情報システム」の導入の検討も含め、被災者の被災から生活再建までの情報を庁内で一元的に管理する被災者台帳の整備を図る。（3-1-2、8-3-2）

（災害対応能力の向上）

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。（3-1-3）

（総合防災訓練等の実施）

- 市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡協調体制の確立及び市民一人ひとりの防災意識と防災行動力の向上を図るため、市民及び関係機関と連携し、総合防災訓練及び避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練等の実践的な訓練を実施する。（3-1-4）

(業務システムの耐災害性の確保等)

- 災害時であっても必要な行政機能を確保するため、市の業務システムのクラウド化等により耐災害性を確保するとともに、市庁舎以外でも業務システムを利用可能とする環境の整備を図る。(3-1-7)

(治安確保体制等の整備)

- 発災の混乱により生じる治安の悪化等を防ぐため、地域の防犯活動を支援するとともに、平時から警察機関と連携し、治安の確保に必要な体制の強化を図る。(3-2-1)

(防災情報の収集機能強化)

- 県や防災関係機関との通信を適切に行うため、災害時優先回線の確保や防災 MCA 無線の整備により災害時でも使用可能な通信手段の確保を図る。(4-1-1)

(ライフライン事業者等の防災体制の強化)

- 電気・都市ガス等の提供が停止し市民生活に影響が及ぶことを防止するため、電気・ガス・電話施設の耐災害性の確保や設備点検等について、提供事業者等に対して要望するとともに、平時から連携を図る。(5-2-1、6-1-1)

(ライフライン事業者等との連携による緊急調達体制の強化)

- 災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、民間事業者等との協定締結等を通じて、関係機関等との連携強化を図る。(6-1-2)

(自立・分散型エネルギー設備の導入)

- 災害により発電所等が被害を受け、電力の供給が停止した場合においても必要最低限の電力が確保されるよう、住宅への太陽光発電設備や蓄電池等の設置に係る費用の補助等を行い、自立・分散型エネルギーの導入促進を図る。(6-1-3)

(集中豪雨時の冠水危険箇所等の周知)

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部(アンダーパス)等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、洪水・内水ハザードマップ等による冠水箇所等の周知を図る。(6-4-2)

(輸送手段の確保)

- 災害時においても輸送機能の維持を図るため、耐震化整備に対する補助等により鉄道施設等の耐震対策を促進するとともに、災害時における鉄道・バス・タクシー事業者等との協力体制の構築を図るため、平時から連携・情報共有に努める。また、多様な交通手段の確保により、輸送手段の冗長性の確保等を図る。(6-4-4)

(富士山噴火による降灰対策)

- 広域の降灰被害によるライフラインの停止等を防ぐため、国や県などの関係機関と連携した降灰の除去・収集及び広域的な処分体制等について検討する。(7-1-1)

(応急仮設住宅等の整備)

- 応急仮設住宅等の建設等を迅速に行うため、候補地の選定や防災協力農地の登録促進等により建設用地の確保を図るとともに、関係団体と協力体制の構築を図る。(8-2-1)

（生活復興に向けた相談体制等の整備）

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。（8-3-1）

（関係機関等との連携体制の確立）

- 被災した建物等の把握や応急措置等を迅速かつ的確に行うため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）や災害時の応急措置に関する協定を締結している関係機関等との連携強化の推進を図る。（8-5-1）

（復旧・復興を支える人材の育成）

- 地域の迅速な復旧・復興を行うため、地域防災リーダー養成講座の実施や防災士資格等の取得促進等により平時から地域のまちづくりを担う人材を育成する。（8-5-2）

（復興に向けた体制の構築）

- 被災後に、早期かつ着実な復興が図られるよう、復興の考え方、方法に関する調査・研究を行い、復興まちづくりの方向性について平時から検討するとともに、災害発生初期段階から各所属・関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める。（8-5-3）

2 企画財政部

（公共施設の耐震化等）

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、国等の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業等）を活用し、耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。（1-1-2、3-1-5）

（災害対応能力の向上）

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。（3-1-3）

（電源途絶に対する予備電源等の確保）

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うための予備電源を確保するため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制の確保を図る。（3-1-6、4-1-2）

（防災情報の収集機能強化）

- 県や防災関係機関との通信を適切に行うため、災害時優先回線の確保や防災 MCA 無線の整備により災害時でも使用可能な通信手段の確保を図る。（4-1-1）

（ライフライン事業者等との連携による緊急調達体制の強化）

- 災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、民間事業者等との協定締結等を通じて、関係機関等との連携強化を図る。（6-1-2）

(復興に向けた体制の構築)

- 被災後に、早期かつ着実な復興が図られるよう、復興の考え方、方法に関する調査・研究を行い、復興まちづくりの方向性について平時から検討するとともに、災害発生の初期段階から各所属・関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める。(8-5-3)

3 総務部

(防災行政無線等による避難情報等の伝達)

- 避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線やふなばし情報メール(ふなばし災害情報)、市公式アプリ「ふなっぷ」等を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。(1-4-3、4-2-1)

(市業務継続体制の確保)

- 災害時の業務継続体制を確保するため、業務継続計画(BCP)の更新を図るとともに、近隣市等との相互応援協定の締結等により適切な人員配置体制の構築を図る。(3-1-1)

(災害対応能力の向上)

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。(3-1-3)

(業務システムの耐災害性の確保等)

- 災害時であっても必要な行政機能を確保するため、市の業務システムのクラウド化等により耐災害性を確保するとともに、市庁舎以外でも業務システムを利用可能とする環境の整備を図る。(3-1-7)

4 税務部

(生活復興に向けた相談体制等の整備)

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。(8-3-1)

5 市民生活部

(密集した市街地等の解消)

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。(1-3-1)

（地域防災力の向上）

- 災害時において救出・救護活動等が及ばない場合でも、住民等が効果的な活動を行えるようにするため、自主防災組織に対する補助等を行い活動を支援するとともに、防災講話・訓練の実施等により、地域コミュニティにおける防災意識を高め、地域防災力の強化を図る。
(1-7-2)

（避難環境の整備）

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。
(2-6-1)

（治安確保体制等の整備）

- 発災の混乱により生じる治安の悪化等を防ぐため、地域の防犯活動を支援するとともに、平時から警察機関と連携し、治安の確保に必要な体制の強化を図る。
(3-2-1)

（地域コミュニティの活性化）

- 地域一丸となった災害対応体制を構築し、被災後に迅速な復旧・復興が図られるよう、町会・自治会への加入促進・運営支援を行うことで地域コミュニティの活性化を図る。
(8-3-3)

（復旧・復興を支える人材の育成）

- 地域の迅速な復旧・復興を行うため、地域防災リーダー養成講座の実施や防災士資格等の取得促進等により平時から地域のまちづくりを担う人材を育成する。
(8-5-2)

6 健康・高齢部

（医療施設の耐震化等）

- 災害時においても市民の生命を守るため、医療センターにおいては、施設整備により老朽化、狭隘化を解消する。また、リハビリテーション病院・民間の医療施設においては建築物の耐震化等の促進により、耐災害性の向上を図る。
(1-1-4)

（社会福祉施設等の耐震化等）

- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全性を確保するため、施設整備等に対する補助金を交付する等、耐震化・老朽化対策等を図る。
(1-1-5)

（地域の災害リスクに対する意識の向上）

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。(1-7-1)

（要配慮者支援の推進）

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。
(1-7-3)

（福祉避難所等の拡充）

- 要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図る。
(1-7-4)

（備蓄品等の確保）

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。
(2-1-5)

（医師会等との連携強化による医療提供体制の整備）

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。
(2-4-8)

（遺体安置所の確保・火葬体制の構築）

- 大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の開設場所及び順位について再検討し、適切な運営に必要な人員・備品等を確保できる体制整備を図るとともに、感染症対策として十分なスペースを確保した遺体安置所の必要性も検討する。また、四市複合事務組合や近隣市等と平時から連携を図り、広域火葬を実施する体制を構築する。
(2-5-5)

（生活復興に向けた相談体制等の整備）

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。
(8-3-1)

7 保健所

（要配慮者支援の推進）

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。
(1-7-3)

（保健・医療等の受援体制の整備）

- 市外からの医療救護支援を円滑に受け入れるため、保健・医療の応援チームの受入れ体制を構築する等、受援体制の整備を図る。（2-4-6）

（医療センター業務継続計画(BCP)の策定及び防災訓練の実施）

- 災害時にも継続的な業務を行える体制を構築するため、医療センター業務継続計画(BCP)を策定するとともに、災害医療協力病院等と連携したトリアージ訓練等の実施を図る。（2-4-7）

（医師会等との連携強化による医療提供体制の整備）

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。（2-4-8）

（避難所等における感染症対策の推進）

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者間の感染を防止するための避難所運営方法について検討し、避難所運営マニュアルの作成や運営訓練の実施、必要物資の備蓄等により感染症対策を図る。（2-5-1）

（予防接種や消毒・害虫駆除等の実施）

- 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒業者との防疫業務協定の締結等により消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制の構築を図る。（2-5-2）

（避難所等における衛生管理）

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、収集車両の進入路を考慮したごみの保管場所や仮設トイレの設置場所等をあらかじめ定め、訓練を実施することにより、廃棄物及びし尿の収集・運搬が円滑に行えるよう体制整備を図るとともに、飲食物の衛生的な取り扱いについて周知啓発を図る。（2-6-2）

（危険物施設等の安全対策）

- 大規模な爆発事故や危険物の流出等を防ぐため、危険物施設や毒物・劇物貯蔵取扱施設の立入検査等を通じて安全性の向上を図る。（7-2-2）

8 福祉サービス部

（社会福祉施設等の耐震化等）

- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全性を確保するため、施設整備等に対する補助金を交付する等、耐震化・老朽化対策等を図る。（1-1-5）

（大規模水害対策の推進）

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。（1-5-1）

（要配慮者支援の推進）

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。（1-7-3）

（福祉避難所等の拡充）

- 要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図る。（1-7-4）

（備蓄品等の確保）

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。（2-1-5）

（遺体安置所の確保・火葬体制の構築）

- 大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の開設場所及び順位について再検討し、適切な運営に必要な人員・備品等を確保できる体制整備を図るとともに、感染症対策として十分なスペースを確保した遺体安置所の必要性も検討する。また、四市複合事務組合や近隣市等と平時から連携を図り、広域火葬を実施する体制を構築する。（2-5-5）

（被災者台帳の整備）

- 被災者の生活再建を支援するため、「被災者情報システム」の導入の検討も含め、被災者の被災から生活再建までの情報を庁内で一元的に管理する被災者台帳の整備を図る。（3-1-2、8-3-2）

（生活復興に向けた相談体制等の整備）

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。（8-3-1）

9 子育て支援部

（社会福祉施設等の耐震化等）

- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全性を確保するため、施設整備等に対する補助金を交付する等、耐震化・老朽化対策等を図る。（1-1-5）

（大規模水害対策の推進）

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。（1-5-1）

（要配慮者支援の推進）

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。（1-7-3）

（備蓄品等の確保）

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。（2-1-5）

（生活復興に向けた相談体制等の整備）

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。（8-3-1）

10 環境部

（予防接種や消毒・害虫駆除等の実施）

- 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒業者との防疫業務協定の締結等により消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制の構築を図る。（2-5-2）

（遺体安置所の確保・火葬体制の構築）

- 大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の開設場所及び順位について再検討し、適切な運営に必要な人員・備品等を確保できる体制整備を図るとともに、感染症対策として十分なスペースを確保した遺体安置所の必要性も検討する。また、四市複合事務組合や近隣市等と平時から連携を図り、広域火葬を実施する体制を構築する。（2-5-5）

（避難所等における衛生管理）

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、収集車両の進入路を考慮したごみの保管場所や仮設トイレの設置場所等をあらかじめ定め、訓練を実施することにより、廃棄物及びし尿の収集・運搬が円滑に行えるよう体制整備を図るとともに、飲食物の衛生的な取り扱いについて周知啓発を図る。（2-6-2）

(電源途絶に対する予備電源等の確保)

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うための予備電源を確保するため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制の確保を図る。

(3-1-6、4-1-2)

(自立・分散型エネルギー設備の導入)

- 災害により発電所等が被害を受け、電力の供給が停止した場合においても必要最低限の電力が確保されるよう、住宅への太陽光発電設備や蓄電池等の設置に係る費用の補助等を行い、自立・分散型エネルギーの導入促進を図る。

(6-1-3)

(浄化槽の整備促進等)

- 災害に強い住環境を整備するため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換に係る費用を補助するとともに、公共用水域の水質保全に係る周知啓発を行うことで災害に強い浄化槽への転換を促進する。また、災害が発生した場合の被災浄化槽の迅速な情報収集を行うため、庁内関係部署及び浄化槽関連業者との情報共有や現地調査により、浄化槽台帳システムで管理する情報の充実を図る。

(6-3-3)

(市の一般廃棄物処理施設における安定処理)

- 大規模災害の発生時においても円滑に廃棄物処理が行えるよう、一般廃棄物処理施設の定期的な点検・保守管理を行うとともに、燃料や薬剤を確保するため複数の調達先について検討するなど、災害時に安定した処理が維持できる体制の構築を図る。

(6-3-4)

(富士山噴火による降灰対策)

- 広域の降灰被害によるライフラインの停止等を防ぐため、国や県などの関係機関と連携した降灰の除去・収集及び広域的な処分体制等について検討する。

(7-1-1)

(災害廃棄物処理体制の整備)

- 災害時には多量の災害廃棄物が発生することが想定され、市民の生活環境の保全及び復旧・復興のためには、早期に廃棄物を撤去する必要があるため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に行えるよう、平時から廃棄物の収集・運搬・処理体制について庁内各部署間及び民間事業者と連携し情報共有を図るとともに、民間事業者とのさらなる協定を検討し、災害時にも適切に廃棄物の処理を行える体制の整備を図る。

(8-1-1)

(災害廃棄物の仮置場の選定推進)

- 市民の生活環境の保全及び災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理のため、災害廃棄物処理計画に基づく行動マニュアルを策定し、災害廃棄物の発生状況に応じた仮置場の選定及び必要な資機材の準備等を進める。

(8-1-2)

(災害廃棄物処理の協力体制の構築)

- 多量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、平時から廃棄物の収集・運搬・処理体制について、近隣市等と連携を図るほか、民間事業者との協力体制を構築し、災害時における広域処理が迅速に進められるよう体制づくりを行う。

(8-1-3)

11 経済部

（上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築）

- 飲料水の提供体制を確保するため、上水道施設の耐災害性を向上させ、迅速な応急給水活動が実施できる体制が整備されるよう、提供事業者との連携を図る。（2-1-1、6-2-1）

（支援物資の調達・供給体制の構築）

- 災害時においても生活に必要な物資を確保するため、民間事業者等との協定締結、緊急輸送道路の指定、集積場所の確保及び連絡体制の強化等により緊急調達体制の整備を図る。（2-1-2）

（備蓄品等の確保）

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。（2-1-5）

（中小企業に対する資金調達支援）

- 災害後の事業者の事業の再興及び雇用の確保を支援するため、事業者への融資等により支援体制の整備を図る。（5-1-1）

（工業団地等の防災体制の強化）

- 工業団地等における防災体制の充実・強化を図るため、事業継続計画（BCP）の策定支援等を通じて防災意識の向上等を図る。（5-3-1）

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌の流出防止などの国土保全機能を保持するため、農地保全施設や土地基盤の整備に対する補助を実施することで地域資源である農業水利施設の整備・補修及び更新を図る。（5-4-1）

（食料安定供給のための農業・漁業施設整備の推進）

- 大規模災害による全国的な食料不足等に備え、生産性の高い農業・漁業を実現するため、耐候性設備や省エネルギー施設など生産性の向上に資する設備の導入に対する補助等を行い、各種農業・漁業施設の整備の促進を図る。（5-4-2）

（ライフライン事業者等との連携による緊急調達体制の強化）

- 災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、民間事業者等との協定締結等を通じて、関係機関等との連携強化を図る。（6-1-2）

（応急仮設住宅等の整備）

- 応急仮設住宅等の建設等を迅速に行うため、候補地の選定や防災協力農地の登録促進等により建設用地の確保を図るとともに、関係団体と協力体制の構築を図る。（8-2-1）

(生活復興に向けた相談体制等の整備)

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。(8-3-1)

12 地方卸売市場

(支援物資の調達・供給体制の構築)

- 災害時においても生活に必要な物資を確保するため、民間事業者等との協定締結、緊急輸送道路の指定、集積場所の確保及び連絡体制の強化等により緊急調達体制の整備を図る。(2-1-2)

(卸売市場施設の再整備等の推進)

- 災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食料品等の供給が困難になることから、市場施設の耐震化を進めるとともに、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、市場間連携・協力体制の構築を図る。(5-4-3)

13 都市計画部

(密集した市街地等の解消)

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。(1-3-1)

(大規模水害対策の推進)

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。(1-5-1)

(災害対応能力の向上)

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。(3-1-3)

(輸送手段の確保)

- 災害時においても輸送機能の維持を図るため、耐震化整備に対する補助等により鉄道施設等の耐震対策を促進するとともに、災害時における鉄道・バス・タクシー事業者等との協力体制の構築を図るため、平時から連携・情報共有に努める。また、多様な交通手段の確保により、輸送手段の冗長性の確保等を図る。(6-4-4)

（復興に向けた体制の構築）

- 被災後に、早期かつ着実な復興が図られるよう、復興の考え方、方法に関する調査・研究を行い、復興まちづくりの方向性について平時から検討するとともに、災害発生初期段階から各所属・関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める。（8-5-3）

14 都市整備部

（密集した市街地等の解消）

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。（1-3-1）

（延焼防止等に資する緑地等の確保）

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い住宅密集地での延焼拡大防止のため、用地取得等により、新規の公園の整備や緑地の確保を図るとともに、既設公園施設の点検や計画的な更新を図る。（1-3-2）

（道路整備による避難路等の確保）

- 市街地等における災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路、避難路として機能する道路の整備や維持を推進する。また、大規模災害時に建物損壊・倒木等による被害を受けやすい電柱の無電柱化を推進することで、道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。（1-3-3）

（激甚化する自然災害に備えた土砂被害対策）

- 集中豪雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、がけ地整備事業費補助金の交付等、急傾斜地の崩壊防止対策を図る。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る。（1-6-1）

（台風等による停電対策）

- 台風等の際に電線等が被害を受けることによって起こる停電の発生を防ぐため、都市公園や緑地の縁辺部等にある巨大化や老木化が進んでいる樹木の計画的な更新・改植等により倒木等の防止を図る。（6-1-4）

15 道路部

（密集した市街地等の解消）

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。（1-3-1）

(道路整備による避難路等の確保)

- 市街地等における災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路、避難路として機能する道路の整備や維持を推進する。また、大規模災害時に建物損壊・倒木等による被害を受けやすい電柱の無電柱化を推進することで、道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。(1-3-3)

(大規模水害対策の推進)

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。(1-5-1)

(道路・橋梁等の整備)

- 災害時の物資輸送等に資する緊急輸送道路等の交通機能を確保するため、計画的な道路・橋梁施設の老朽化対策及び耐震化を図るとともに、沿道建築物の耐震化を促進する。(2-1-3、6-4-1)

(道路啓開計画の策定)

- 大規模災害時における救助・物資の輸送などが適切に行われるよう、県等の広域的な計画をふまえ、道路啓開の行動計画の策定を図る。(2-1-4、2-4-5)

(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)

- 帰宅困難者の大量発生による混乱等を防止するため、他自治体や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発、帰宅困難者支援施設に関する協定の締結による一時滞在施設の確保、情報伝達訓練の実施による安否確認や情報提供を行うための体制整備及び帰宅支援拠点の拡充等を図る。(2-3-1)

(道路等の災害対策)

- 道路等のインフラ被災により、災害派遣医療チーム(DMAT)が到達できない等、支援を受けられない事態を避けるため、また、医療施設に通院するための交通手段を確保するため、道路の災害対策及び医療機関への交通手段の確保等を図る。(2-4-4)

(インフラの災害対策)

- 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止を回避するため、道路整備等による災害対策の強化を図る。(5-1-2)

(台風等による停電対策)

- 台風等の際に電線等が被害を受けることによって起こる停電の発生を防ぐため、都市公園や緑地の縁辺部等にある巨大化や老木化が進んでいる樹木の計画的な更新・改植等により倒木等の防止を図る。(6-1-4)

(集中豪雨時の冠水危険箇所等の周知)

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部(アンダーパス)等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、洪水・内水ハザードマップ等による冠水箇所等の周知を図る。(6-4-2)

（無電柱化の推進）

- 電柱は大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすいことから、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等による防災性の向上を図るため、無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進を図る。（6-4-3）

（輸送手段の確保）

- 災害時においても輸送機能の維持を図るため、耐震化整備に対する補助等により鉄道施設等の耐震対策を促進するとともに、災害時における鉄道・バス・タクシー事業者等との協力体制の構築を図るため、平時から連携・情報共有に努める。また、多様な交通手段の確保により、輸送手段の冗長性の確保等を図る。（6-4-4）

（富士山噴火による降灰対策）

- 広域の降灰被害によるライフラインの停止等を防ぐため、国や県などの関係機関と連携した降灰の除去・収集及び広域的な処分体制等について検討する。（7-1-1）

（関係機関等との連携体制の確立）

- 被災した建物等の把握や応急措置等を迅速かつ的確に行うため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）や災害時の応急措置に関する協定を締結している関係機関等との連携強化の推進を図る。（8-5-1）

16 下水道部

（海岸保全施設の早期整備の要望等）

- 高潮や津波による被害から市民の生命や財産を守るため、国及び県に対して、老朽化が進み未耐震の施設も含まれる海岸保全施設の早期整備を要望する。（1-4-2、1-5-3）

（大規模水害対策の推進）

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。（1-5-1）

（水害に強い地域づくり）

- 水害による被害を軽減するため、下水道（雨水）、河川の整備及び下水道施設の耐水化等による耐災害性の向上を図るとともに、県管理河川や調節池の早期整備を要望する。また、老朽化した河川施設等について、計画的な維持管理や改築を図る。（1-5-2）

（下水道業務継続計画（下水道BCP）の適切な運用）

- 災害時に下水道施設の機能を維持し、または早期回復を図るため、下水道業務継続計画（下水道BCP）を適切に運用していく。（2-5-3、6-3-1）

(下水道施設の維持管理・耐震化等)

- 大規模地震等による下水道施設の被害を軽減するため、公共下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を図るとともに、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく整備により長寿命化を図る。(2-5-4、6-3-2)

(避難環境の整備)

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。(2-6-1)

(電源途絶に対する予備電源等の確保)

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うための予備電源を確保するため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制の確保を図る。(3-1-6、4-1-2)

(集中豪雨時の冠水危険箇所等の周知)

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部(アンダーパス)等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、洪水・内水ハザードマップ等による冠水箇所等の周知を図る。(6-4-2)

17 建築部

(住宅・建築物と宅地の耐震化)

- 地震により倒壊等の恐れがある住宅・建築物及びコンクリートブロック塀等について、これらの倒壊等による被害を軽減するため、耐震改修促進計画に基づき、その所有者等に対して知識の普及・啓発を行うとともに、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震対策緊急促進事業等)を活用した支援を行うことにより耐震化の促進を図る。また、滑动崩落発生の可能性がある大規模盛土造成地の位置等の情報の周知を図る。(1-1-1)

(公共施設の耐震化等)

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。(1-1-2、3-1-5)

(被災宅地・建築物の危険度判定の充実)

- 地震や大雨後の二次災害防止のため、被災宅地危険度判定士の養成や判定体制の整備充実を図る。また、余震による二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定士の養成や判定体制の整備充実を図る。(1-1-6)

（道路整備による避難路等の確保）

- 市街地等における災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路、避難路として機能する道路の整備や維持を推進する。また、大規模災害時に建物損壊・倒木等による被害を受けやすい電柱の無電柱化を推進することで、道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。（1-3-3）

（激甚化する自然災害に備えた土砂被害対策）

- 集中豪雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、がけ地整備事業費補助金の交付等、急傾斜地の崩壊防止対策を図る。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る。（1-6-1）

（道路・橋梁等の整備）

- 災害時の物資輸送等に資する緊急輸送道路等の交通機能を確保するため、計画的な道路・橋梁施設の老朽化対策及び耐震化を図るとともに、沿道建築物の耐震化を促進する。（2-1-3、6-4-1）

（応急仮設住宅等の整備）

- 応急仮設住宅等の建設等を迅速に行うため、候補地の選定や防災協力農地の登録促進等により建設用地の確保を図るとともに、関係団体と協力体制の構築を図る。（8-2-1）

（生活復興に向けた相談体制等の整備）

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。（8-3-1）

（関係機関等との連携体制の確立）

- 被災した建物等の把握や応急措置等を迅速かつ的確に行うため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）や災害時の応急措置に関する協定を締結している関係機関等との連携強化の推進を図る。（8-5-1）

18 消防局

（火災予防対策等の推進）

- 火災の発生の防止または火災の早期発見及び延焼防止のため、事業所等への消防用設備等の設置と適切な維持管理について指導し、建築物の防火対策を図る。また、住宅火災による死傷者を無くすため、市民への防火教育及び住宅用火災警報器の普及促進を図る。（1-2-1）

（救助活動能力の強化）

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防水利・消防車両・資機材等の整備を図るとともに、消防団・自主防災組織への支援を行うことで、総合的な救助活動能力の充実を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化等を図る。（1-2-2）

(大規模水害対策の推進)

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。(1-5-1)

(地域防災力の向上)

- 災害時において救出・救護活動等が及ばない場合でも、住民等が効果的な活動を行えるようにするため、自主防災組織に対する補助等を行い活動を支援するとともに、防災講話・訓練の実施等により、地域コミュニティにおける防災意識を高め、地域防災力の強化を図る。(1-7-2)

(常備消防力の強化)

- 災害時における迅速な人命救助活動を行うため、計画的な建替え等の実施により活動の拠点となる消防署所の耐災害性を強化するとともに、消防用車両・資機材等の整備、災害対応訓練等の教育体制の充実により、消防力の強化を図る。(2-2-1)

(消防団・自主防災組織等の災害対応能力の向上)

- 消防等が被災した際にも適切な災害対応が行われるよう、平時から消防団・自主防災組織の活動等に対する支援を行い活動促進を行うことで、災害対応能力の向上を図る。(2-2-2)

(災害時の石油類燃料の確保)

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油協同組合等との協定等により、燃料の供給体制の整備を図る。(2-4-3)

(有害・危険物質漏えい時の対応体制の確保)

- 河川・海岸・港湾区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するための体制の確保を図る。(7-2-1)

(危険物施設等の安全対策)

- 大規模な爆発事故や危険物の流出等を防ぐため、危険物施設や毒物・劇物貯蔵取扱施設の立入検査等を通じて安全性の向上を図る。(7-2-2)

(文化財に係る各種災害対策の支援)

- 文化財に関連する文化資産等を災害から保護するため、市有文化財等に係る火災予防措置等の災害対策を講ずるとともに、文化財の所有者等に対し消防訓練等を通じた防火指導及び防災設備等設置に係る補助等の実施を図る。(8-4-1)

19 病院局

（医療施設の耐震化等）

- 災害時においても市民の生命を守るため、医療センターにおいては、施設整備により老朽化、狭隘化を解消する。また、リハビリテーション病院・民間の医療施設においては建築物の耐震化等の促進により、耐災害性の向上を図る。（1-1-4）

（災害拠点病院の耐震化等）

- 災害時においても病院の基本的な機能を維持するとともに、災害拠点病院としての医療機能を維持するため、医療センターの建物・設備の改修等を図る。（2-4-1）

（災害派遣医療チーム(DMAT)の養成）

- 大規模災害時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療センターにおいて災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣体制を整備するとともに、DMAT訓練等に参加することで技能の強化を行い、災害拠点病院の機能の維持を図る。（2-4-2）

（災害時の石油類燃料の確保）

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油協同組合等との協定等により、燃料の供給体制の整備を図る。（2-4-3）

（保健・医療等の受援体制の整備）

- 市外からの医療救護支援を円滑に受け入れるため、保健・医療の応援チームの受入れ体制を構築する等、受援体制の整備を図る。（2-4-6）

（医療センター業務継続計画(BCP)の策定及び防災訓練の実施）

- 災害時にも継続的な業務を行える体制を構築するため、医療センター業務継続計画(BCP)を策定するとともに、災害医療協力病院等と連携したトリアージ訓練等の実施を図る。（2-4-7）

（医師会等との連携強化による医療提供体制の整備）

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。（2-4-8）

20 教育委員会管理部

（学校施設の耐震化等）

- 災害時の避難所となる体育館や校舎等の安全性を高めるため、体育館の天井照明等の改修工事等により、防災機能強化を図る。（1-1-3）

（避難環境の整備）

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境

を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。(2-6-1)

21 教育委員会学校教育部

(学校施設の耐震化等)

- 災害時の避難所となる体育館や校舎等の安全性を高めるため、体育館の天井照明等の改修工事等により、防災機能強化を図る。(1-1-3)

(地域の災害リスクに対する意識の向上)

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。(1-7-1)

(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)

- 帰宅困難者の大量発生による混乱等を防止するため、他自治体や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発、帰宅困難者支援施設に関する協定の締結による一時滞在施設の確保、情報伝達訓練の実施による安否確認や情報提供を行うための体制整備及び帰宅支援拠点の拡充等を図る。(2-3-1)

22 教育委員会生涯学習部

(公共施設の耐震化等)

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。(1-1-2、3-1-5)

(地域の災害リスクに対する意識の向上)

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。(1-7-1)

(文化財に係る各種災害対策の支援)

- 文化財に関連する文化資産等を災害から保護するため、市有文化財等に係る火災予防措置等の災害対策を講ずるとともに、文化財の所有者等に対し消防訓練等を通じた防火指導及び防災設備等設置に係る補助等の実施を図る。(8-4-1)

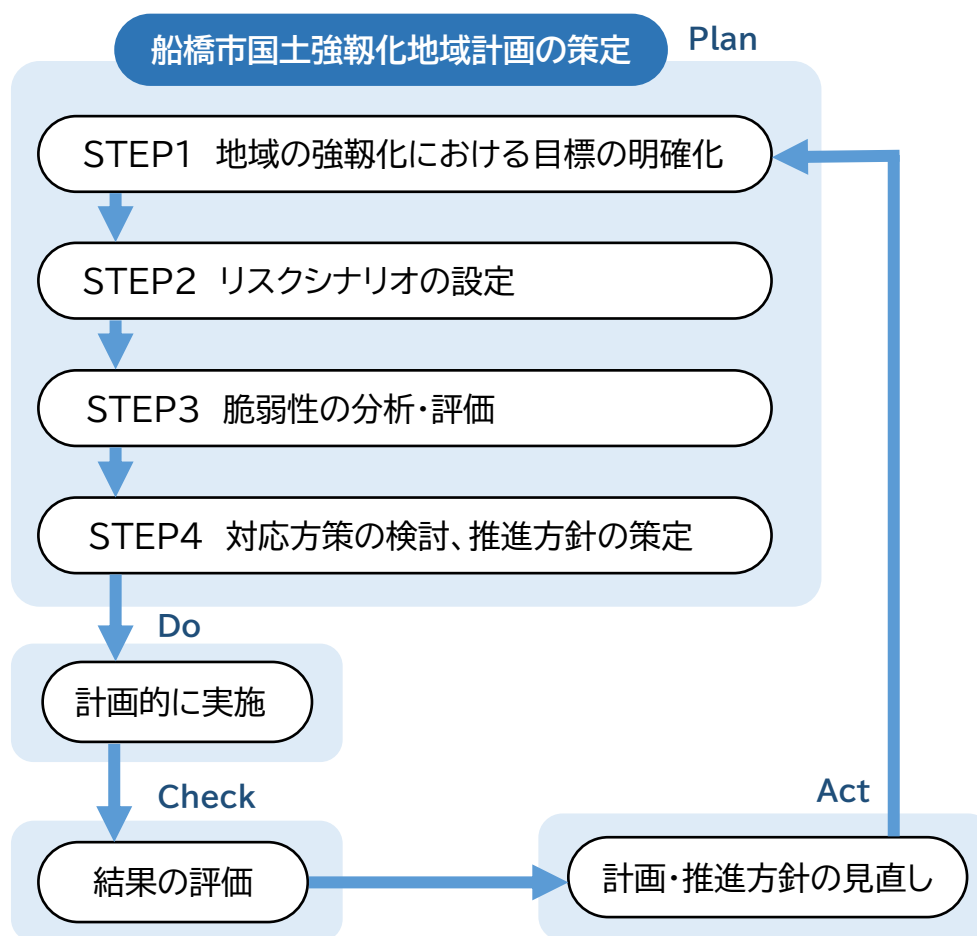
5 計画の推進と見直し

5.1 施策の推進と計画の見直し

本市における地域の強靱化に関する施策は、本計画を指針として、国や県、事業者等と連携しながら、中長期的な視野の下で総合的・計画的に推進するものとする。また、本計画の見直しについては、今後の社会情勢の変化や国の基本計画、千葉県国土強靱化地域計画及び市総合計画の見直し状況等を考慮し、PDCA サイクルを通じ必要に応じて行うものとする。

5.2 国の支援制度の活用

強靱化に関する施策の推進にあたっては、国の支援制度を計画的かつ効果的に活用しながら進めていく。該当する事業については「船橋市国土強靱化地域計画に基づき実施する予定の主な事業一覧」を別に作成し、整理する。



付録

用語の解説

あ

■ 安心登録カード（あんしんとうろくカード）

災害時等における救援・支援や日頃の見守り活動のため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害がある方等の情報を登録し、地域で共有するもの。

■ アンダーパス

道路を掘り下げて、交差する道路や鉄道の下をくぐる構造になっている道路や、道路や鉄道の下を通る地下道のこと。豪雨時には冠水する危険性が高い。

い

■ 一級河川（いっきゅうかせん）

国が管理する特に重要な河川。→(参考)二級河川

う

■ 雨水浸透枥（うすいしんとうます）

透水性のある雨水枥(ます)のこと。集めた雨水の一部を土中へ浸透させることで、浸水被害の軽減や、湧水を増やす働きがある。

■ 雨水貯留浸透施設（うすいちりゅうしんとうしせつ）

雨水の流出を抑制するための施設のこと。学校、公園等の地表面に一時的に雨水を貯留する方式や、地下に貯水槽を設置し雨水を貯留又は一部を浸透させる方式がある。

え

■ 液状化（えきじょうか）

砂が堆積した地盤や埋め立て地などが地震で激しくゆすぶられることにより、液体のような状態になる現象。建物が沈下・傾斜したり、マンホールが浮上したりする被害が生じることがある。

■ Lアラート（エルアラート）

災害情報共有システム。

災害などの安心・安全に関わる公的情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が実現できる。全国の情報発信者が発信した情報を、地域を超えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能となる。

■ 延焼遮断帯（えんしょうしゃだんたい）

火事が燃え広がることを防ぐ役割を担う、広幅員の道路や緑地などのこと。

か

■ 海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）

津波や高潮等の自然災害や、海水による浸食から海岸を防護するための施設のこと。堤防、護岸、水門等がある。

■ 外水氾濫（がいすいはんらん）

大雨で河川の水が堤防から溢れたり、堤防が決壊して発生する浸水。→(参考)内水氾濫

■ 滑動崩落（かつどうほうらく）

地震に伴って盛土部分が地滑りの的に動いたり、崩れたりすること。

■ 感震ブレーカー（かんしんブレーカー）

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める装置のこと。地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災を防止する有効な手段となる。

き

■ 緊急災害対策派遣隊（きんきゅうさいがいたいさくはけんたい）

→TEC-FORCE（テックフォース）

■ 緊急輸送道路（きんきゅうゆそうどうろ）

大規模災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、施設の復旧など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された路線のこと。

こ

■ 国土強靱化（こくどきょうじんか）

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会システムを平時から構築すること。

■ 国土強靱化基本法（こくどきょうじんかきほんほう）

「強くてしなやかな国民生活の実現を図るため

の防災・減災等に資する国土強靱化基本法」のこと。東日本大震災の教訓をふまえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に制定された。

さ

■ 災害医療協力病院（さいがいいりようきょうりょくびょういん）

発災時に中等症の傷病者を受け入れて、高度な治療・処置を行うことができる病院のこと。玄関前等には病院前救護所が設置される。平常時は輪番制で夜間・休日の二次救急対応を担当し、患者の受け入れを行っている。（令和2年現在、市内に9か所。）

→(参考)病院前救護所

■ 災害救援ボランティア（さいがいきゅうえんボランティア）

災害救援ボランティア推進委員会が行う講座を受講し、セーフティリーダー(SL)として認定された者のこと。

■ 災害拠点病院（さいがいきょてんびょういん）

24時間いつでも災害に対する緊急対応ができ、高度な診療機能・重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣機能等を備えた、医療救護活動の拠点となる病院のこと。（令和2年現在、市内では船橋市立医療センター）

■ 災害派遣医療チーム（さいがいはけんいりょうチーム）

→DMAT（ディーマツト）

■ サプライチェーン

製品が消費者の手元に届くまでの、原料調達、製造、配送、販売といった一連の流れをひとつ

のシステムとして大きく捉えたもの。供給連鎖。

し

■ Jアラート（ジェイアラート）

全国瞬時警報システム。

緊急地震速報、津波情報、弾道ミサイル発射情報といった、対処に時間的余裕がない事態に関する緊急情報を、国から人工衛星を用いて送信し、防災行政無線等により住民に瞬時に伝達するシステムのこと。

■ 事業継続計画（じぎょうけいぞくけいかく）

→BCP

■ 自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感によって結成される組織のこと。災害時における集合場所や各メンバーの役割・行動などを明確にしておき、防災訓練を繰り返し実施することで、いざという時に、素早い安否確認や初期消火、救出・救護、避難誘導などの対応ができるようになることから、地域の防災力向上に極めて重要である。

■ 浄化槽（じょうかそう）

微生物の働きにより、し尿（トイレの排水）や生活雑排水（台所、ふろ、洗濯機などの排水）を浄化し、放流する設備。し尿だけを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽がある。特に、青潮等の原因になる窒素やリンを除去する機能を持った合併処理浄化槽を、高度処理型合併処理浄化槽という。

■ 冗長性（じょうちょうせい）

必要最低限のものに加えて、余分な部分や重複した部分が付加されていること。また、そのことにより、システムの一部に障害が発生した場合

にも全体の機能が維持されるよう、安定性・信頼性の向上が図られていること。

■ 自立・分散型エネルギー（じりつ・ぶんさんがたエネルギー）

使用する地域で発電し、利用されるエネルギーのこと。災害時にも自立し安定供給が可能となる。

す

■ スタンドパイプ

消防隊の到着が困難または遅れるときに、地域住民が排水栓等と消防用ホースを接続し放水するための金属製の管。

た

■ 大規模盛土造成地（だいきぼもりどぞうせいち）

谷間や斜面に広範囲の造成を行った地区のこと。国土交通省のガイドラインでは、谷や沢を埋めた面積 3,000 m²以上の盛土または高さ5m以上かつ勾配が20度以上の盛土に該当する造成地をいう。

■ 高潮（たかしお）

台風や発達した低気圧が通過するとき、海水面（潮位）が大きく上昇する現象。主に「気圧低下による吸い上げ効果」と「風による吹き寄せ効果」が原因となって起こる。また、満潮と高潮が重なると高潮水位は一層上昇し、大きな災害が発生しやすくなる。

ち

■ 地域防災リーダー（ちいきぼうさいリーダー）

災害時に地域の自主防災組織で中心的な役割を担う人。市では、「地域防災リーダー養成講座」を開催している。→(参考)自主防災組織

■ 調整池（ちょうせいち）

宅地等の開発区域内に降った雨水を一時的に貯留させることで、開発行為により増加する雨水流出量を抑制する池のこと。

■ 調節池（ちょうせつち）

大雨時に増水した河川の水を一時的に流入させることで、下流側の河川の水量を軽減する池のこと。

て

■ DMAT（ディーマット）

Disaster Medical Assistance Team の略。災害派遣医療チーム。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職又は事務職員）で構成され、災害の発生後概ね48時間以内に活動を開始できる機動性・専門性を持った医療チームのこと。

■ TEC-FORCE（テックフォース）

Technical Emergency Control Force の略。緊急災害対策派遣隊。

大規模自然災害時に、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行うため、国土交通省の地方整備局等に設置されたもの。災害の規模に応じ、全国から被災地に出動する。

と

■ 道路啓開（どうろけいかい）

緊急車両等が1車線でも通れるよう、早急にがれき処理等を行い、救援ルートを空けること。

■ 土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかい）

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の規定

に基づき都道府県知事が指定した、がけ崩れ等の土砂災害の恐れがある区域のこと。

■ トリアージ

多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度を判定して、治療または搬送の優先順位を決めること。

な

■ 内水氾濫（ないすいはんらん）

大雨で排水できなくなった水が、マンホール、側溝や水路等から溢れて発生する浸水のこと。
→（参考）外水氾濫

に

■ 二級河川（にきゅうかせん）

一級河川以外で特に重要な河川。都道府県が管理している。→（参考）一級河川

の

■ のり面（のりめん）

土を削り取ったり、土を盛った所にできた斜面のこと。

は

■ ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、被害の拡大範囲や被害の程度、避難経路や避難場所などの情報を地図上に示したもの。本市では、「地震」「津波」「洪水・内水」の各ハザードマップを作成している。

ひ

■ BCP（ビーシーピー）

Business Continuity Plan の略。事業継続

計画。

通常の業務遂行が困難になる事態が発生した場合に、事業の継続や復旧を速やかに遂行し、業務中断に伴うリスクを最小限にとどめるため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

■ 被災建築物応急危険度判定（ひさいけんちくぶつおうきゅうきけんどうはんてい）

地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等により生じる二次災害を防止するため、建築物の被害状況を調査し、危険度の判定及び表示を行うもの。

■ 被災宅地危険度判定（ひさいたくちきけんどうはんてい）

大規模な地震や大雨などによって宅地が大規模・広範囲に被害を受けた場合に、被害の状況を迅速・的確に把握し、二次災害を軽減・防止するため、危険度の判定及び表示を行うもの。

■ 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人のこと。→(参考)要配慮者

■ 避難行動要支援者名簿（ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ）

災害対策基本法の規定に基づき作成される、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認など生命・身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿のこと。

■ 病院前救護所（びょういんまえきゅうごしょ）

市内で震度6弱以上を観測した場合等に、災害医療協力病院の玄関前等に開設される救護所

のこと。傷病者の重症度の判別を行う「トリアージポスト」と、軽症者を治療する「治療エリア」が設置される。軽症者には治療エリアでの応急処置を行い、中等症者・重症者は病院内へ搬送して集中的な医療を提供する。→(参考)災害医療協力病院、トリアージ

ふ

■ 福祉避難所（ふくしひなんじょ）

小中学校等の宿泊可能避難所では生活が困難な要配慮者を対象に、専門的な支援を行うことができる避難所。

ほ

■ 防災 MCA 無線（ぼうさいエムシーエーむせん）

災害時に電話回線が不通になった場合の情報収集及び伝達網の確保を目的として、避難場所になっている小・中学校、防災関係機関、病院、市役所、市公用車等に設置している無線システム。MCA とは、Multi Channel Access の略で、複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。

■ 防災会議（ぼうさいかいぎ）

災害対策基本法の規定に基づき、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域内の防災関係機関を網羅して、総合的かつ計画的な防災体制を確立すること等を目的として設置されている会議体。地域防災計画の作成等を行う。

■ 防災行政無線（ぼうさいぎょうせいむせん）

災害時等に、屋外に設置したスピーカー等から住民へ一斉に防災情報等を伝達するシステムのこと。

■ 防災士（ぼうさいし）

社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得した者として、日本防災士機構が認証した者のこと。

■ 防災用井戸（ぼうさいよういど）

災害時の生活用水等を確保するため、自家発電装置や滅菌器を取り付けた井戸のこと。

ま

■ マンホールトイレ

災害時に、下水道用マンホールへ汚物を直接流すことができる仮設トイレのこと。避難所等に設置することにより、災害時の仮設トイレとして使用することができる。

よ

■ 要配慮者（ようはいりょしゃ）

災害対策基本法の規定に基づく、高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人のこと。



船橋市国土強靱化地域計画（令和3年3月）

船橋市 市長公室 危機管理課

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

Tel 047-436-2037 / Fax 047-436-2030

E-mail: bosai@city.funabashi.lg.jp